

平成18年太宰府市議会第1回(5月)臨時会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
5月19日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明・質疑・委員会付託・報告・報告に対する質疑・討論・採決
		本会議休憩中 総務文教常任委員会	全員協議会室	

平成18年太宰府市議会第2回(6月)定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
6月1日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明
		本会議散会後 臨時議会運営委員会	第一委員会室	
		臨時議会運営 委員会閉会後 議員協議会	全員協議会室	
6月2日(金)	(午後1時)			(質疑・討論通告締切)
6月3日(土)				
6月4日(日)				
6月5日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・委員会付託
		本会議散会後 議会運営委員会	第一委員会室	
	午 後 1 時	環境厚生常任委員会協議会	第三委員会室	
	(午前10時)			(一般質問通告締切)
6月6日(火)				
6月7日(水)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
		委員会閉会後 総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
6月8日(木)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	第二委員会室	
		委員会閉会後 建設経済常任委員会協議会	第二委員会室	
6月9日(金)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	第三委員会室	
		委員会閉会後 環境厚生常任委員会協議会	第三委員会室	
6月10日(土)				
6月11日(日)				
6月12日(月)				
6月13日(火)				
6月14日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
		本会議休憩中 臨時議会運営委員会	第一委員会室	
		臨時議会運営 委員会閉会後 臨時議会運営委員会協議会	第一委員会室	
6月15日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
		本会議散会後 中学校給食・少子高齢化問題特別委員会	第一委員会室	
6月16日(金)	(午後1時)			(質疑・討論通告締切)
6月17日(土)				
6月18日(日)				
6月19日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
		本会議閉会後 議員協議会	全員協議会室	

平成18年第1回(5月)臨時会目次

第1日(5月19日開会)

1. 議事日程.....	1
2. 出席議員.....	1
3. 欠席議員.....	1
4. 会議録署名議員.....	1
5. 出席説明員.....	1
6. 出席事務局職員.....	2
開 会.....	3
閉 会.....	30

平成18年第2回(6月)定例会目次

第1日(6月1日開会)

1. 議事日程.....	33
2. 出席議員.....	34
3. 欠席議員.....	34
4. 会議録署名議員.....	34
5. 出席説明員.....	34
6. 出席事務局職員.....	35
開 会.....	36
散 会.....	51

第2日(6月5日再開)

1. 議事日程.....	53
2. 出席議員.....	54
3. 欠席議員.....	54
4. 出席説明員.....	54
5. 出席事務局職員.....	54
再 開.....	55
散 会.....	66

第3日(6月14日再開)

1. 議事日程.....	67
2. 出席議員.....	68

3. 欠席議員.....	69
4. 出席説明員.....	69
5. 出席事務局職員.....	69
再開.....	70
散会.....	128

第4日（6月15日再開）

1. 議事日程.....	129
2. 出席議員.....	130
3. 欠席議員.....	130
4. 出席説明員.....	130
5. 出席事務局職員.....	131
再開.....	132
散会.....	182

第5日（6月19日再開）

1. 議事日程.....	183
2. 出席議員.....	184
3. 欠席議員.....	184
4. 出席説明員.....	184
5. 出席事務局職員.....	185
再開.....	186
閉会.....	212

審議結果

1. 審議結果.....	215
2. 諸般の報告.....	218
3. 議員の派遣について.....	219

1 議事日程

〔平成18年太宰府市議会第1回（5月）臨時会〕

平成18年5月19日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第4 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第5 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第6 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第2号）について）
- 日程第7 議案第60号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
-----	------	----	-----	------	----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	総務部長	平島鉄信
総務部政策統括 担当部長	石橋正直	地域振興部長	松田幸夫

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長	三 笠 哲 生	市民生活部長	関 岡 勉
健康福祉部長	古 川 泰 博	健康福祉部子育て支援担当部長	村 尾 昭 子
建設部長	富 田 譲	上下水道部長	永 田 克 人
教育部長	松 永 栄 人	監査委員事務局長	木 村 洋
総務課長	松 島 健 二	財政課長	井 上 義 昭
税務課長	古 野 洋 敏	地域振興課長	大 藪 勝 一
福祉課長	新 納 照 文	まちづくり技術開発課長	大江田 洋
上下水道課長	宮 原 勝 美	教務課長	井 上 和 雄

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白 石 純 一	議事課長	田 中 利 雄
書記	伊 藤 剛	書記	花 田 敏 浩
書記	満 崎 哲 也		

開会 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名です。

定足数に達しておりますので、平成18年太宰府市議会第1回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村山弘行議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

17番、福廣和美議員

18番、岡部茂夫議員

を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

議長（村山弘行議員） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間になりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

~~~~~

日程第3から日程第5まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第3、議案第56号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例について）」から日程第5、議案第58号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」までを一括議題にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第5までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 皆さん、おはようございます。

平成18年市議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変ご多忙の中をご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、条例改正の専決処分の承認を求めるもの3件と補正予算の専決処分の承認を求める1件、条例の一部改正1件、合わせて5件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号から議案第58号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第56号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例について）」ご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い市税条例の一部を改正するものであり、改正法の適用が本年4月1日である内容のものがあるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。

改正の主な内容を申し上げますと、まず税源移譲に伴うものとして、市民税所得割の税率が、現行は所得に応じて3%、8%、10%の3段階になっておりますが、6%の一律課税に改正されます。これは平成19年度分から適用いたします。また、前回の改正において市民税の所得割額の定率減税が2分の1に縮減されておりましたが、平成19年度から廃止されることになります。

次に、市たばこ税について、旧3級品以外の製造たばこにおいて税率が1,000本につき2,977円から3,298円に、旧3級品については1,412円から1,564円に改正となり、それぞれ321円、152円の引き上げとなっております。この改正は平成18年7月1日から実施になります。

次に、議案第57号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」ご説明申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部が改正されたことにより専決処分をさせていただいたものであります。

改正の主な内容につきましては、介護納付金に係る課税限度額を現行8万円から9万円に引き上げております。また、公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止に対する激変緩和措置として、公的年金等特別控除が設定され、平成17年中の公的年金所得にあっては13万円、翌年は7万円を控除することになりました。

なお、対象となるのは昭和15年1月1日以前に生まれた人で、平成16年中と平成17年中に公的年金による収入があった人となっております。

次に、議案第58号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について）」ご説明申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部が改正されたことにより専決処分をさせていただいたものであります。

改正の内容につきましては、固定資産税の改正に伴う改正となっております。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時07分

~~~~~

再開 午前10時09分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一部訂正がございますので、市長から訂正の発言を求めます。

市長。

市長（佐藤善郎） 議会日程にお示ししておりました議案番号の号数が間違っておりましたので、訂正をさせていただきます。

ただいま提案説明いたしました議案第57号を58号に、議案第58号を57号に訂正していただきたいと思っております。どうも失礼いたしました。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第3から日程第5までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第56号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例について）」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 議案第56号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例について）」は、反対討論いたします。

関連する議案第57号、議案第58号は、第164回通常国会で共産、民主、社民、国民新党の反対を押し切って成立した内容で、市民生活に大きな負担を強いるものです。提案されている主

な内容として、議案第56号は、個人市民県民税の現行税率5%、10%、13%を廃止し、税率を一律10%と改悪しました。その結果、所得200万円以下では3%が10%の税率になりますので、増税となります。一方、高額所得者は所得税、市民税、県民税は安くなる法の改正です。

また、来年度からは損害保険料の控除が廃止され、地震保険控除が新設されると、保険料の負担が増額となる問題も発生します。

今回提案されている条例の内容は、今後固定資産税の増税、定率減税の廃止による増税等により、国民健康保険税や保育料の増額にも結びつく結果になります。

また、軽自動車税の引き上げも行うことができる法改正が行われており、議案第56号についての承認を求めることについて反対し、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） 次に、11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 同じく、議案第56号につきましては反対の立場から討論をいたします。

2006年の地方税法改正の中で市民に一番影響があるのは、定率減税の廃止です。廃止の理由として、政府は景気がよくなったことを上げておりますが、雇用者報酬や民間給与総額は、定率減税が導入された以降も減り続けており、国民の生活が豊かになったわけではありません。

一方、大企業の経常利益は増大し、バブル期をも上回って史上最高になっております。しかし、大企業や資産家への減税には手をつけず、優遇税制を温存し、庶民に対しては定率減税の廃止、たばこ税の税率引き上げなどによって増税を強いる法改正となっています。

これに連動して、国保税や保育料なども値上がりする世帯が出てきますし、市民の暮らしや地域経済に与える影響、また今後は税金滞納の増加によって強制的な取り立てなどが推し進められることが危惧されることから、税改正には反対の立場です。

それから、税源移譲につきましても、2003年からこれまでに実施されました国庫補助金負担金削減が5.2兆円、これに対する財源措置は、税源移譲で3兆円、交付金化で0.8兆円、合わせて3.8兆円にすぎず、差し引き1.3兆円近い地方財政が削られたこととなります。交付税が減らされていることとあわせて、国が本来なら責任を負うべき財源を減らし、その分を地方に財政負担を押しつける、それが結果的には住民サービスの低下につながってきますから、市民にとっては二重、三重の負担になるということもつけ加えて討論を終わります。

なお、次の第57号議案、第58号議案も第56号議案に関連する改正ですので、同様に反対いたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第56号は承認されました。

承認 賛成17名、反対2名 午前10時14分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第57号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について）」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 議案第57号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について）」反対討論いたします。

提案されている内容は、議案第56号の地方税法の改正に関連し、固定資産税を7割評価額と課税標準額との格差を埋める内容の改悪です。

前年度課税標準価格に対して評価額を毎年5%引き上げます。その結果、都市計画税は固定資産税と連動しており、負担増となるために、地代、家賃への影響も考えられますので、議案第57号についての承認を求めることに反対し、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第57号は承認されました。

承認 賛成17名、反対2名 午前10時16分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第58号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 議案第58号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」反対討論いたします。

太宰府市民が加入する国民健康保険の介護納付金最高額 8 万円を 1 万円引き上げ 9 万円とする内容です。その結果、国民健康保険税介護保険料の最高額は 62 万円となり、また所得税法の改悪により、公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止で特例措置の廃止後の 2 年後は所得の少ない国民健康保険加入者の国保税がより一層増額しますので、議案第 58 号についての承認を求めることに反対し、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 58 号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第 58 号は承認されました。

承認 賛成 17 名、反対 2 名 午前 10 時 18 分

~~~~~

日程第 6 議案第 59 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 17 年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第 2 号）について）

議長（村山弘行議員） 日程第 6、議案第 59 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 17 年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第 2 号）について）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第 59 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 17 年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第 2 号）について）」ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、下水道事業会計の消費税及び地方消費税額の平成 17 年度決算に伴う補正であります。

基本的に、消費税額は課税売り上げ中から課税仕入れ中の消費税及び地方消費税相当額を控除して求めるものでありますが、3 月末に陣ノ尾 1 号雨水幹線第 17 - 1 工区築造工事等予算繰り越しをしたことにより課税仕入れ額が減少したため、控除消費税額も減少することとなり、結果、消費税額が 567 万 2,000 円増の 2,604 万 8,000 円となったことから、平成 18 年 3 月 31 日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

したがって、議案第59号は承認されました。

承認 賛成19名、反対0名 午前10時20分

~~~~~

日程第7 議案第60号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について

議長(村山弘行議員) 日程第7、議案第60号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長(佐藤善郎) 議案第60号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

歴史と文化の環境税は、太宰府市固有の歴史的文化遺産及び観光資源などの保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために、平成15年5月23日に条例の施行を行っております。

本来、この税は、この歴史的文化遺産を後世に継続するためにも、その費用の一部を来訪者へ協力していただくことが目的であります。

収入面では、3年間で約1億円の自主財源が確保でき、税収の用途については運営協議会で審議され、これまでに正月期における臨時駐車場や仮設トイレの設置、花いっぱい運動や観光マップの作成など19件の各種事業に充てられ、来訪者や市民に喜ばれる事業となっております。

す。

今回市が実施した市民、納税者及び事業者の意識調査では、納税者、事業者の一部に廃止との意向がありましたが、市民の約8割が継続の意向でありました。

歴史と文化の環境税は、本市にとって魅力あるまちづくりのための貴重な財源となっておりますが、条例が3年間の適用期間を迎え、見直しの時期に当たることから、今年4月13日に諮問し、4回にわたり税制審議会を開催いたしました。5月9日の税制審議会において、市民の意向、将来のまちづくりの財源の必要性、これまでの運用面での一定の成果を重視され、継続との答申がなされました。市といたしましても、この答申を踏まえ、継続の意向と付記事項を十分尊重して、現在3年経過します適用期間を3年延長し、6年とするものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今回、歴史と文化の環境税条例の一部が改正されますが、この観光駐車場業者の皆様に対し、日ごろのご協力に対しまして、厚くまず御礼を申し上げます。

しかしながら、このたびこの駐車場協会22名の方から陳情書が出されております。この協会に入会せずに市のまちづくりのためご協力をいただいております業者もおられると思います。この3年間の間に事業者の増減があつておるものと思いますが、現在この環境税にご協力をいただいております業者数はどのようになっておるのかお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 市におきまして歴史と文化の環境税の特別徴収義務者に指定しております事業者は、5月19日現在におきまして28の事業者がございまして、そのうち協会に加入してある業者が22ございまして、残り6の事業者がほかにございまして、現在は、この28のすべての事業者から申告納税を現在していただいているのが現状でございまして。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ありがとうございます。

議長（村山弘行議員） よろしいですか。15番安部陽議員の質疑を終わります。

次に、19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変な大きな課題として、条例ができるときから私はかかわってきまして、審議もして、混乱も起こりました。私の質問については、直接市長の回答をいただきたいというふうに考えております。

まず、1点目では、平成16年11月1日の答申では、「納税者や事業者に十分理解されていると言いがたい。納税者、事業者に対するアピールができていないことなど考えられるので、理解に努める必要がある」と答申を受けておりますが、2年近くの間を置いた意識調査の結果

は、理解を求めるところか廃止の意向であると今回答申を受けているが、どのように対応されるのかを回答いただきたい。

2点目は、歴史と文化の環境税、太宰府市のインターネットQ & A11で、「歴史と文化の環境税は施行後3年に見直しをすると聞いていますが、どうなるのですか」の回答に、「税制審議会を開催し、継続、廃止、条例の見直しに関して話し合っていたと考えている」、こういうふうインターネット上公開しているわけですが、市長は継続か廃止か、どのように審議会に答申をお願いしたのか、経過を報告いただきたい。

3点目は、平成18年5月9日の答申内容に、必ずしも本税の継続について共通の認識を得るまでに至っていないと、審議会が共通の認識を得るまでに至っていない。市民の意向、まちづくり財源の必要性、一定の成果等は重視し、継続と判断するに至ったと。また、来訪者や事業者の理解、制度上の公平性等を回避するために本税を廃止し、基金制度の提案がなされ、時代の趨勢であると、このような審議会の提案を受けとめ、早急に検討課題であると判断すると答申を受けております。本税を廃止する条件としての「(仮称)大宰府みらい基金」について検討する考え方があるのか、あればどのように考えているのか回答いただきたい。

4点目は、大変大きな今後の問題になると思うんですが、審議会答申の付記事項に、「納税者と特別徴収義務者の協力が前提であり、市当局は両者に協力と理解を求める努力が必要である」と、こうなっておりますが、答申どおり継続した場合、ただいま市長が継続を提案しましたが、特別徴収義務者の駐車場業者の方々は反対運動を再開すると全会一致で決めたと新聞報道されておりますが、このような状況になりますと大変な混乱が起きることになります、どのように対応するのか。

現在の条例の施行前には、事業者の方々が反対をしたために特別徴収義務者には指定されておりませんが、その後3年、こういう形で理解をいただいて条例が施行されました。特別徴収義務者に事業者がなっていました、こういう施行された後の条例に基づく環境税条例によります第3条、賦課徴収第4条、納税義務者第5条及び第9条、更正、または決定の通知第13条、第14条、第15条のこういう条例があり、指定されて従わない場合は3万円以下の過料の法令がありますが、この条例の法的行使を行うのか。一度指定された特別徴収義務者が今度はないと言った場合は、その法的根拠に基づいて、先ほど言いました税条例を行使するのか、この行使を行わない場合はみなし廃止条例と私は受けとめておりますが、その辺を含めて回答いただきたいと思います。

議長(村山弘行議員) 市長。

市長(佐藤善郎) ただいま、今回の改正条例についてのご質問でございますが、まず改正の理由でございますが、提案理由の説明で申し上げましたとおり、この条例は3年間の期限をもって見直す、そういうことでございます。したがって、3年が経過いたします5月23日前に、ご承知のように、平成18年4月13日に私から太宰府市税制審議会の会長あてに太宰府市歴史と文化の環境税についての諮問を行ったところでございます。

諮問事項でございますが、太宰府市歴史と文化の環境税条例附則第2項に基づく適用期間は、「市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときはこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と、このことにつきまして質問をいただいたところでございます。

諮問の結果は、ご答申の内容をご承知のとおり、継続との審議を得たところでございます。それと同時に、付記事項といたしまして、これにかわるべき措置として、諮問の答申の中にも付記してございますように、これにかわる基金制度の提案、例えば大宰府みらい基金についての提案等がございまして、その付記事項に示されたところでございます。

したがいまして、私どもといたしましては、この条例の改正案が決定した後は、速やかにこの問題についてお互いに努力してまいり、また協議をしていかなくちゃならないと思っております。その結果につきましては、太宰府市観光駐車場協会と皆様のさらなる協議と同時に、円満な運営についてさらなる協力をお願いしたいと、このように考えておるところでございます。

なお、詳細につきましては、法の適用等については総務部長から補足説明をさせていただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 詳細についてでございますけども、まず1点目でございます。駐車場業者とは、常々、特に役員の方々と今までも話し合いをした経過がございます。特に、今回太宰府市観光駐車場協会というのができまして、その代表の方とも協議を続けているわけでございますけども、今後とも事業者にご理解をいただけるように話し合いを続けてまいりたいというふうに考えております。

なお、PR不足でなかなか理解を得ていないというようなことがございましたけども、この税の理解を深めるために、現在ホームページでの掲載、あるいはライトアップ事業や臨時駐車場、あるいは仮設トイレの設置など、歴史と文化の環境税を使用してこういう事業を行っていますよという旨の看板の表示などを行いまして啓発に努めているわけでございますけども、アンケート調査ではまだまだ不足だというような結果が出ておりますので、今後ともこの啓発には力を入れていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず1点目の、平成16年の答申と今回の答申です、今その回答をいただいたけど、やはり答申内容にこんなに明確に書かれてあって、その対応が、3年たってきたけど全く理解をされていない。本当に、電車で来る方には一切そういう負担はないわけですが、車でお見えになる方だけにそういう負担をさせるというのはですね、やはり答申の中でも不公平があるというのは出されてきているわけですね。

そういう状況の中で、今具体的な市長の答弁の中に、白紙で委任したのか、それともこの3点を、継続、廃止、条例の見直し。私どもは、この審議会の方々、駐車場業者は3年をめでに協力をしようと、で3年後には廃止をするという、こういう約束じゃなかったかと、こういう声も聞かれるわけですが、まずやはりあれだけ混乱が起こった、それを終止するために、はっきり言って何人かの方が3年間やってみてくれと、その後廃止をするという形で事業者も受けとめたというふうに聞かれておりますが、こういう経過がなかったのかどうかですね。

それからまた、答えなかったんですが、この大宰府みらい基金という問題についてですね、どんな内容で審議会や、また行政が受けとめているのかという報告もなされませんでした。速やかに努力するというのは、行政側の表現的にはいい表現ですよ。前向きに、慎重に検討しますと。結果は何かというと、前向きに、慎重に検討した結果、できませんでしたと、こうならないように、速やかに努力するという事は、どういう内容でどう提案されたのかというのは担当部も聞いていると思うんですよ。だから、今のところ私どもが聞く内容については、国立博物館ができてきた、しかも駐車場業者じゃなくて、ああいう消費購買力の向上もあることだし、大学もあるし、あらゆるところに太宰府の環境を守るために協力をお願いするような基金制度にしたかどうかという提案がなされたということですが、そういう内容があったのかどうか、こういう内容についても、簡潔に、「速やかに努力する」では私どもわかりませんので、もう少しわかりやすく回答いただきたいと思います。

それから、一番の問題はですね、もしこの議会で、今市長が提案されているような内容で継続された場合、事業者が、さっき言いましたように、徴収拒否した場合、特別徴収義務者に指定されています、それは返上できるのか。それとも、指定されたものをあなた方が取り消さなくて事業者が営業した場合は条例違反になって、はっきり言って立入調査もすることができる、帳簿も見ることもできる、そして、罰金、過料も科すことができるが、そういうことをしないということであればこの条例はなかったものと受けとめますが、この条例の取り扱いを、実質的に、先ほども28業者のうち26業者近くが協力いただいている部分もいろいろありますが、反対同盟に入っておる方々がこういう状況になった場合はあなた方はそういう法的処置をとられるかどうかというのは、私の質問は前もってこの原稿を私の方は渡しております、質問内容は、それに対して明確に答えるのは、やはりその責任があるんじゃないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 3点再質問があったと思います。

廃止の約束はあったのかというふうなことでございますが、新聞でもそういうふうに報道されておりますが、3年後には廃止をするという約束した事実はございません。

それから、大宰府みらい基金の提案を受けてということでございますけども、税制審議会の中で、太宰府市の歴史的文化遺産を継承していくにはやはり財源が必要であるということは、これは太宰府市を思う皆さんでございますので、共通認識があったというふうに考えております。非常にうれしいというふうに考えております。その財源確保について、太宰府市の行政で

は、行政課題に応じた事業については税で求めるというふうになっておりまして、税でいきたいというふうな意向は持っております。

しかし、駐車場事業者については、先ほどご質問がありましたように、車でお見えになられる方だけから税を取るということについては不公平ではないかという考え方がございました。事業者の方々についても、まちづくりのためには資金の確保が必要であると。そのためには、やはり車を利用する方だけでなく広くこの負担をしていただくというんですかね、協力をしていただくために寄附を募って、基金をつくってその財源に充てたらどうかと、そういう提案をなされたところでございます。

そういうことで、その資金が確率的に、今あります資金が継続的に確保されるということであればそういうふうな基金への移行も考えられると、そういうふうにご考えております。

なお、この税について、特別徴収義務者に指定をいたしております。この指定については、やはりこの歴史と文化の環境税を含めまして、どの税におきまして、地方税法あるいは条例に基づきまして適正に執行をしていかなければならないと、そういうふうにご考えております。

(19番武藤哲志議員「再々質問の許可をお願いします」と呼ぶ)

議長(村山弘行議員) 19番武藤哲志議員。

19番(武藤哲志議員) まず、事実はないということですね。だから、もう再々質問ですが、あなた方は3年でこの条例を廃止、見直しを含めた検討をするというような内容について、今総務部長が事実はないと言いましたが、その事実が明らかになったときにはどうするかという問題について回答を求めます。本会議ですから、3回しかできませんから。

それから、今の太宰府みらい基金について、それが確実にこの財源が確保できればということですが、そういうその財源を確保するための努力をするというのはどんなふうにご考えているのか。だから、今のところ不公平は考えられるが、駐車場の観光客、利用者から税金をいただく、こういう回答でした。だから、やはりこの答申の付記事項の中に書かれている基金についてどうするのかというのは、やはり真剣に考えないことには、ただそういうものはいつになるかわかりませんが今の回答というふうに私も受けとめました。このために期間として3年も必要なのか、それとも市長の任期中だけでいいのか、こういう問題を明確にすべきじゃないでしょうか。

それから、最後の問題で、あなた方は、あくまでも特別徴収義務者に指定した以上は、地方税法やこういう条例のもとに強制的な対応をされるということですから、そういうふうにご受けとめていいというふうに、再度再々質問でお答えをいただきたいと思っております。

以上です。

議長(村山弘行議員) 総務部長。

総務部長(平島鉄信) まず、基金の設立でございますけども、これは財源の確保ができればというのは、先ほど言いましたように、やはり太宰府市の歴史と文化の遺産を継承していくためには財源が必要だという共通認識があるわけでございますので、今程度の税の金額程度の確保

が必要ではないかというふうに考えております。

これは駐車場業者の方から、協会の方から、陳情でもありますように提案をしてありますので、太宰府市としては、この基金づくりについて努力をしていくと。ただ、寄附による基金づくりというふうなことを考えてあるようでございまして、これについては寄附条例というのが今全国いろいろなところでできておりますけども、なかなか確実な、一定の金額が予想できると、任意性が強うございますので、そういうことがございます。そういう任意性が確実になるような方法を今後とも検討をしていきたい。特に提案をされておりますので、提案者のいろいろな意見を聞きながら、どういう形にすればそういうふうな確保ができるのか、今後とも協議をしてまいりますし、早急にその辺の話を詰めていきたいと、そういうふう考えております。

それから、先ほど私は市の方から3年後には廃止するという約束はないというふうに言いましたので、それ以上のことは答えられませんが、そのとおりでございます。

それから、税の強制はやるのかということですけども、これはやらなくていいようにいろいろな話し合いを続けてまいりたいというふうに考えますが、最終的な原則としては、やっぱり法の中立性ということからいきますと、やはり他の税、市町村民税あるいは固定資産税もそのようにやっておりますので、税法あるいは条例に基づいてやはり執行していかざるを得ないと、そういうことがないように努力をさらにしてまいりたいと、そういうふう考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の質疑を終わります。

次に、11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 「環境税を続行することについて事業者の理解を得られているとの市長の認識は誤りである。今回の見直し時期で廃止を求める」、このような内容の陳情書が議会に出されましたが、いまだに市と事業者との認識にこんな大きな隔たりがあるということに対して、前回の改正から今日まで、理解を得られる努力を市がどれだけしてきたのか、そこが一番問われるところだというふうに思いますが、特に、一番の責任者である市長が自ら出席をして事業者の声を聞き、互いに論議を交わしたというのは何回ぐらいあるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 陳情書には、隔たりがあるというように考えるようでございますが、先ほど説明いたしましたように、税についての不公平感ということを事業者の方はお考えがあるようでございます。そういうことで、今回3年後に、当初は5年でしたけども、3年後にこれを見直そうと、そのときにはやはり市民、事業者あるいは納税者の意見を聞きながら、3年後に見直してはどうかということで今回税制審議会に諮問をいたしたわけでございます。

そういうことで、常日ごろから事業者との協議を重ねてまいりましたけども、今回この環境税の見直しに当たりまして、アンケート調査をお願いしたり、アンケート調査の内容、あるいは今度新しく諮問します税の骨子についていろんな協議を行っております。これも市長の意向を受けて私たち行っているわけでございまして、市長が何回、どういう形で出たかということは、この市長の意向を受けて私たちいつも協議を行っているわけでございまして、そういうこ

とでご理解をお願いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長が何回事業者と行ったかという質疑でありますから、それに対する答弁をお願いいたします。

市長。

市長（佐藤善郎） 歴史と文化の環境税のご理解、また事業者に対する税の執行についてのご理解、いろいろな形をお願いをしております。特に、具体的な問題といたしましては、協定書もございますし、またこの歴史と文化の環境税の税の運用につきまして、いろいろ業者の皆さんからのご意見等もございまして、平成15年9月30日から平成18年1月18日、約13回に及びます太宰府市歴史と文化の環境税運営協議会を開催いたしまして、忌憚のない意見をいただいたところでございます。また、そのご提言につきまして、直ちに実行できるものは直ちに実行し、今日、先ほど申しましたように、観光客の皆さん方の利用の便に供するようなそれぞれの施設等も既に予算執行いたしたところでございます。

そういう意味で、私は市政全般について、市民の皆様個々に具体的な回数というよりも、いろんな形で接触し、これの運営がスムーズにいくように努力してきたつもりでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） やっぱりですね、そのご自身が打ち出した施策としてどうしても続行したいという思いがあたりなら、やはり事業者の方とひざを突き合わせて話をすると、そういう機会をやっぱり何度も設けて、その上でまとまらなかったというなら話はわかりますけども、今回、またしても3年前と同じような混乱が起きております。この責任は、私市長にあると思いますよ。

ですから、今努力をしてきたというふうに言われましたけれども、ご自身で本当に事業者の方々とですね、お話をして、十分に今まで論議を尽くしてきたと、そういうふうな思いがあたりですか。もう一度市長にお尋ねします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまこの税を、今度継続の改正条例案を出しておりますが、これにつきましてはいろいろ3年間の経過があるわけございまして、その修正といたしまして、税制審議会を設置していただきまして今日答申をちょうだいしたところでございます。審議委員の皆様方には、いわゆる識見者あるいは事業の関係者、反対をされておる事業者の方も含めて、15人の税制審議会の委員のいろいろな形のご審議の結果、先ほど申し上げましたようにご答申をちょうだいしたわけございまして、その中の答申のように継続、しかしその付記事項として、今後あるべき改正の方向と基金の問題等提起されておりますので、それを受けて、我々は最大限尊重しながらこれの実行を検討いたしますと、こういうことを申し上げておるわけございまして、今3年を経過して、今おっしゃるような大混乱が起きているというようなことについては、税制審議会の答申を尊重しながら、私たちはその答申を今受けまして条例の改正案を提案したところでございます。

議長（村山弘行議員） いいですか。

（11番山路一恵議員「はい、いいです」と呼ぶ）

11番山路一恵議員の質疑を終わります。

次に、7番不老光幸議員の質疑を受けます。

7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 議案第60号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例」につきまして、3点質問させていただきます。

まず1点は、歴史と文化の環境税について、この3年間経過した現在において、特別徴収義務者である駐車場事業者はこの条例の継続に一定の理解をされていると判断をされておられるのかどうか。されていると判断されているのならば、その根拠をお示してください。

2点目、環境税の駐車場事業者の納入において、各年度の金額と、その中の太宰府天満宮さんの比率は何%であったのかお示してください。

3点目、環境税を一部の特別徴収義務者の駐車場事業者の駐車場を利用した人に課税するこの条例を、課税の公平の観点から不公平で無効ともし裁判に提訴をされたときに、その結果はどうか、顧問弁護士等に相談もしくは調査をされたのか、されているのか、お伺いいたします。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今回、3年の期限を迎えるに当たりまして、アンケート調査、意識調査を行いました。その結果からは、事業者の約8割の皆さんが廃止の意向というふうにありました。しかし、審議会の中でいろいろお話聞いてみますと、基金の創設の提案があったことを考えますと、将来のまちづくりのためには財源確保が必要との考えを持ってあるようでございまして、この税について今後とも協力いただけますよう協議を続けてまいりたいと、そういうふう考えております。

それから、税の実績でございますけれども、平成15年度が1,063万2,850円、平成16年度が3,309万9,550円、平成17年度が約5,200万円になる見込みでございます。一事業者の占める割合は、個人情報でありますので、ご了解をいただきたいと思っております。

3番目の方ですけども、この税については、法律に基づきまして市の条例で制定しておる条例でございます。したがって、違法性はないというふう考えておりますので、ご理解いただきたいと、そういうふうに思います。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 1点目ですけども、アンケート方式で調査をされたということですけども、この3年間に、駐車場事業者とこの環境税の実施状況について市当局は、例えば会議室のようところに事業者の方に集まっていたいて、そこで話し合いとか意見交換とか情報交換とか、そういったことは実施をされたのかどうか、それがまず第1点です。

それから、2点目ですけども、さっき3年目に5,200万円ほどの税収があったということでございますが、さっき総務部長がお話されておりましたように、財源としてある一定の額をめぐりにしているというお話がありましたけども、この5,000万円ほどが一つのめどになるというふうに解釈をしていかどうか、その2点についてお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 3年間で、会議室に皆さんを集めてということはございませんでしたけども、役員さん、特に自主的に駐車場協会というのができて、窓口ができたものですから、そちらの方から組織的に流していただくのがいいのかなということで、その役員の方々については、1人じゃなくて、役員さん何人かと話し合いを続けておりますし、今後も続けていきたいと、そういうふうを考えております。

一定のめどという金額でございますけども、この3年間申しましたけども、それぞれ今までの経過がございまして、徴収できなかった時期等がございまして。平成17年度が、大体1年間おむね徴収できたのかなと、そういうふうを考えておまして、この程度の金額が今後も維持されればなど、そういうふうを考えておるところでございます。

（7番不老光幸議員「終わります」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の質疑を終わります。

次に、13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 重なる質問が多いかなと思いますが、ちょっとそれはもう避けていきたいと思います。

それですね、まず環境税のこの目的ですかね、要するに環境税条例の目的の趣旨があるわけですね。第1条にあるわけですが、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するというところで歴史と文化の環境税を定めているわけですけども、この「文化のまち」の「文化」ということに関してですね、このせっきく太宰府らしい歴史と文化遺産を継続して守っていこうという趣旨はわかるんですが、しかしこの環境税をやっぱり導入し、スムーズにいき、文化のまちを創造するためには、やはり特別徴収義務者の協力と、あるいは納税者の協力が私は必要だと思うんですね。だから、今ずっと過去を振り返ってきますと、本当に混乱という形になってきたときに、この「文化のまち」と言えるのかどうかという思いがちょっと若干しているわけですが、そういう意味においては、できるだけ特別徴収義務者の理解と、あるいは納税者の協力が私は必要だと思っております。

先ほどから何回も質問があっていますが、今回の答申としては継続という形になりました。見直しとしては、3年を6年にかえて3年間延長するというところでございました。これを実施した場合に、いろいろ新聞報道等では、また再び混乱が起きるのではないかという心配をしているわけです。そうすると、この趣旨である「文化のまち」を本当に創造することになるかどうかという思いがあるわけですが、そういった観点から、市長はどのようにこの混乱を避けるために考えておられるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

それと、先ほどから基金のことについて提案がっております。この、私も新聞報道しか見ていないんですが、この期待感、反対同盟の期待感の方が書かれておりますが、要するにこの基金について、「早ければ今年の秋にも局面打開の選択肢の一つとして基金条例案の策定が論議され、解決につながることに期待が膨らんでいる」という、これは正しいかどうかわかりませんが、新聞記事にはこういう報道があります。

できれば、この3年という問題もあるわけですが、市長この、先ほど担保の問題も出てきていますが、早急に、具体的にこの基金条例に速やかに努力して協力をしていきたいと、そういうことで円満な運営を協力していきたいというふうなお話がありましたが、時期的な問題ですね、だから、1つかかっているなと思います。早急とか、先ほど早目とかいろいろありますが、この時期、要するに今秋、今年の秋ということがここに書いてあるわけですが、これは相手方のある話ですが、この辺のタイムリミットについて、もしそれが、先ほど総務部長が言われたような、ある程度財源が確保の担保がとれるとかそういうふうなお話し合いができてきた場合にですね、秋ごろでもそういうふうな形を提案する考えがあるのかどうかですね、この2点についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 先ほどもご回答申し上げましたとおり、この環境税、いわゆる一部改正条例が可決されました後、我々といたしましては、付記事項にございます基金の問題等含めまして早急に協議してまいりたいと。また、内容等については、具体的なもろもろ、いわゆる財源の担保等々の問題も議論として出ておりますが、そういうものを含めまして煮詰めてまいりたい。かわるべき措置制度ができれば、私どもは市のまちづくりのためにこの条例の改正についてその結論を待ちたい、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） いやもう、先ほどから同じ答弁です。私は、だからその早急という問題に関してですね、要するに半年とか1年とか、そういう形で解決すればそれはそれでいいんだという形でもう理解をしていいということによろしいですかね。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 具体的な協議期間等の設置の問題ございますが、今ご指摘のような内容が煮詰めれば、我々は早急にその決定に従った措置について検討していきたいと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の質疑を終わります。

次に、5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 歴史と文化の環境税についてご質問を出させていただいておりますが、今、もう前に武藤議員、それから清水議員の中で大体私が言いたいところは出ておるんですけども、それについて少し補足の中でさせていただきたいと思います。

まず、これについてですね、私は2点について質問を用意させていただきました。

それで、1問目はですね、先ほど武藤議員のところでは回答がありましたけども、3年後には廃止するという約束があったのではないかとということで、これは事実ではないということでお答えいただいておりますので、これはもうこれで間違いないのではないかと思います。

それから、大宰府みらい基金についてでございますけども、先ほどから武藤議員、それから清水議員もおっしゃっておりますけども、いわゆる「早急に」とか「速やかに」とかという言葉で出ておりますので、やはりここは具体的にですね、新聞報道かと思えますけど、秋にということで、またただいま市長の方の答弁では、審議会等で結論が煮詰めればその時点でということでございますけども、この結論を得るまでに大体どのくらいの期間を考えておられるのか、そこら辺をいま一度お尋ねしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 基金の提案でございますが、これは陳情でもありますし、審議会の中でも出てまいっております。答申にもそういうふうに基金の早期な検討ということが載っておりまして、大宰府市が基金をつくるという場合に、例えばその入れるものとして、例えば「大宰府みらい基金」というんですか、というのはやはり条例で制定しなければいけないと思えます。このときに、寄附によりますので、寄附を募ります。で、例えばだれさんに幾らお金を寄附してくださいということは地方財政法の中で禁止事項になっております。あくまでも任意で納付していただくということでございます。

そこで、私どもが今言っているのは、一定の、今事業を行っているような財源の確保ができればというのがなかなか現実性がないというふうに考えておりまして、ですからその辺はある程度提案者側の、こういうふうな形での基金づくりがあるよというふうな協議が必要でございまして、相手があることでございますので、その辺は協議を続けなければいけないというふうに考えております。

市長が申されましたのは、それが3年になるのか何年になるか期限は問わずに、そういうふうに、確実にそういうものが設計上ででき上がれば、その時点で条例の改正等々についてもやぶさかではないと、そういうふうにお答えなさってあるわけでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そしたらですね、もう一度お尋ねしますが、これが仮に半年後にその議論が煮詰めれば、これはもう半年後にその基金に切りかえられるということで理解してよろしゅうございましょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） はい、先ほど言いましたように、期限は問わないということでございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 期限を問わないということでございますので、これは、先ほども市長の答弁がありましたように、そういう結論が出た時点では、もう半年後であろうが、1年以内であろうが、それは基金へ移行するということで理解させていただきたいと思えます。

それから、これについてはですね、なるべく1年以内でやっていただきたいと私は思っております。質疑でございますので、自分の意見は申し述べるのはちょっと控えなければならないところでございますけども、来年の4月が統一地方選挙でございますので、この中でやはりこの環境税については市民の皆様にも市長が提案をされて、これについて問われると思えます。それで、そこの選挙にいくまでにやはり今の任期中にある程度決着をつけておくべきじゃないかなということで、今これについては1年以内になるべく結論が出るように、先ほど部長の方もおっしゃいましたけども、相手方があるので、相手の出方も見らにゃいかんということでございますけども、やはりこれは行政の方からもある程度働きかけながら、この1年以内ですね、なるべく結論を出していただくように、そしてその中で市長の方で決断をしていただくということでお願いしたいと思えますが、これについて市長、お考えをお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今まで申し上げましたように、今回3年間の継続ということで延長したわけでございます。その間、付記事項でございます答申の内容については最大限尊重していこうということでございまして、この点にかけましては、市民の皆さんの意向あるいは議会の議決をいただきましたこの条例案に従って執行されるわけございまして、付記事項等でございます基金の問題等につきましては、なるべく早い機会にそういう結論が得ればそれに従うということで、今何月までやるというようなことは考えておりません。

議長（村山弘行議員） 次に、1番……

（「議長、暫時休憩を要求します」と呼ぶ者あり）

ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時11分

~~~~~

再開 午前11時25分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） まず、この条例は、法定外普通税に基づく太宰府市独自の税であることに間違いありませんでしょうか。そして、これは佐藤市長独自の政策であることに間違いありませんでしょうか、確認いたします。

市長お願いします。

議長（村山弘行議員） 答弁は。

総務部長。

（10番安部啓治議員「議長」と呼ぶ）

ちょっと待ってください。市長。

(10番安部啓治議員「市長にお尋ねしておりますが」と呼ぶ)

市長。

市長(佐藤善郎) ただいまご質問のとおりでございます。法定外普通税でございます。

議長(村山弘行議員) 10番安部啓治議員。

10番(安部啓治議員) だいたしますと、来年は統一地方選挙の年であります。通常、選挙の年は、予算も暫定予算、骨格予算にするのが通例であり、議会の常識でもあります。独自の政策課題を区切りの年をまたがることにはどうしても無理がありますし、今回の条例改正の期間の部分を3年延ばすことには問題があるわけです。任期中に最大限の努力をするべきではないでしょうか。

今回、税制審議会の答申には、制度上の公平性を回避するために、環境税にかわる基金制度の創設も視野に入れて考慮すべきであると明示されておりますが、先ほどの数人の議員の質問と重複いたしますが、再度確認いたします。

基金創設を前提として、基金への支払いがある一定担保確保されるのであれば期限は問わないという表現でございますが、関係者等との協議が調えば年度内でも見直しをされるということで受けとってよろしいでしょうか。

議長(村山弘行議員) 市長。

市長(佐藤善郎) ただいま総務部長等からも回答いたしましたとおり、我々といしましては、この基金が継続を、附則にございます、附則事項については早急に検討する、例えば「大宰府みらい基金」等々の提案がございますが、このための協議をする。例えばワーキンググループ等を早急に設置しながらこの問題に当たっていきいたいというような考え方も提案されておるところでございます。したがって、この担保できるといいますか、まとまれば早急にそういう方向で検討していきいたいと思っております。

議長(村山弘行議員) 10番安部啓治議員。

10番(安部啓治議員) ワーキンググループの立ち上げが必要ということでございますが、これは早急にやっていただいて、前向きに進まれるということでよろしゅうございますか。

議長(村山弘行議員) 市長。

市長(佐藤善郎) そのとおりでございます。

(10番安部啓治議員「終わります」と呼ぶ)

議長(村山弘行議員) 10番安部啓治議員の質疑を終わります。

次に、1番片井智鶴枝議員。

1番(片井智鶴枝議員) これまでの議員の質問の中でダブる分もありますけども、質問させていただきます。

今回の条例改正案はですね、条例施行後3年間の実施状況に基づきさまざまな角度から検討がなされた結果、この条例を現状のままさらに3年間延長して実施することになるわけです。

が、しかしながらこの歴史と文化の環境税の導入時には、税の特別徴収義務者である駐車場経営者からもにわかに反対の声が上がり、大きな混乱となりました。そして、この条例の見直しが迫る去る3月議会では、廃止に関する陳情書が太宰府市観光駐車場協会から市議会あてに提出されました。

ここで質問したいんですけども、質問の1点目は、駐車場の経営者からも税にかわるまちづくりのための基金創設の議論も出ていますが、この点について前向きに調査検討していくのか、さらに今後の議論に地域の主役である市民を参加させる計画はあるのかないのか、お尋ねいたします。

2点目は、税の導入時における混乱の最大の原因は何だと考えるのか、そしてその検証、対応は十分なされていると考えているのかお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 「大宰府みらい基金」の対応について前向きに調査研究していくのかということですが、今市長が申しましたように、早急にワーキンググループを立ち上げてでも調査研究に入りたいと、そういうふうを考えております。そのメンバーについてはまだ確定しておりませんが、やはり市民のためのまちづくりでございますので、市民参加ということも頭に入れていきたいというふうを考えております。

それから、2番目の方ですけども、導入当初にこの税の趣旨の共通認識が得られなかったということで、いわゆるボタンのかけ違いがあって混乱が起きました。今回もそういうことがないように、税の徴収を継続しますけども、事業者の提案であります基金づくりに早急に取りかかりながら、そういう混乱がないような形で協議を進めてまいりたいと、そういうふう考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） ということは、今後その3年間の期間が必要であるということですね、いろんな見直しをする中で。あえて3年間としたのは、その見直しを市民も交えてやっていくということなのかどうかですね。

あと一点ですね、この環境税の存続に関して、市が今年の3月にアンケート調査をやっておりまして、市外の来訪者の8割、それと事業者の8割強が、大半が廃止すべきというふうなアンケート結果が出ております。しかしながら、継続すべきという市民がですね、内容の見直しを含めて8割になっております。

さっき部長が答弁なさいましたけども、今度のこの環境税の大きな一番の問題というのは、やっぱり関係当局へのですね、十分な説明と議論が不在だったためではないかと思われるんですよね。その分も含めて、今後その関係当局、主に駐車場経営者、その方に対して十分に理解、賛同を得られるのかどうか、それか今後3年見直していくこの条例改正案で駐車場経営者側からですね、大きな反対運動が起きて混乱が起きるということは予測していないのかどうか、そのこと。

それと、今度の見直しの中で、早急の廃止という選択肢もあるのかどうか、この2点をお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今回継続の期間を3年間といたしましたのは、この税の、法定外普通税については5年というのが大体地方税法の考え方でございます。しかし、一番当初に5年間の期限をつけてやりましたけれども、いろんな方面から5年は長いと、3年間でやはり見直していった方がいいだろうという提案を受けまして、3年の見直しを今回行っておるわけでございます。

そういうところから、今回また5年にするのか、3年にするのかといういろんな期間があったわけでございますけれども、3年間で状況を見てみよう。その中で、基金の提案がなされておりますので、そのためには3年間要するというわけでございませんで、3年間のうちにそういう基金の創設ができ上がれば、その時点ではこの条例の見直しもあり得ると、そういうふうに答弁をいたしているわけでございます。

それから、やはり特別徴収義務者に徴収を依頼しているわけでございますので、理解が必要だろうと思うし、納税者についても理解が必要だろうと思っています。そういうことから、今後ともその啓発あるいは話し合いについて十分進めていきたい。事業者の意見もいろいろ、公平、不公平の問題、あるいは基金の提案等もしてありますので、そういうことも含めて十分な協議を進めていきたい、混乱がないようにやっていきたいと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 混乱が起きることを予測しているのかどうかということに対しては明確なお答えがなかったんですけども、これまでの、3年間の十分な時間があつたにもかかわらず、さらに3年間延長するというのが、なぜそうなのかということが理解できないんですけども、これからですね、今までと違う手法でですね、税のあり方を見直していくのか、そういった協議の場を設けるのか、そういった具体的な計画を現時点でお持ちでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 原則的にはこの税を継続すると。それには、やはり太宰府の歴史と文化遺産を継承していくためにはこの財源が必要だという共通認識に立っております。そういうことから、確実な税でいこうというのか、あるいは基金で集めようかということでございますので、提案の、事業者が主に提案しております基金についても十分その検討に値するということが諮問事項にありますので、それも同時に進めていくということでございます。それが確実に、担保というのはあれですが、税と同等ぐらいの確実性があれば、そちらの方に、基金の方に乗りかえる、あるいは改正していくということであれば、事業者もお望みでございますので、混乱なく進んでいくのではないかと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

議案第60号は総務文教常任委員会に付託します。

総務文教常任委員会にあっては、直ちに委員会を開催し、審査されますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

~~~~~

再開 午後3時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案第60号は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 本日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第60号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」は、先ほど委員全員出席のもと委員会を開き審査しましたので、その審査内容と結果を報告いたします。

本会議休憩中に委員会を開き、2時間にわたりまして審査いたしました。直ちに報告ということで、報告の部分が少し足りない分があると思いますが、いずれ委員会議事録ができますので、そちらを参照いただきたいと思いますし、大まかに報告をさせていただきたいと思ます。

まず、本会議におきまして、執行部から補足説明を受けました。その説明については、本会議で質疑が行われておりましたので、委員からの質疑はありませんでした。

そして、参考人として委員長より3名の方を提案しまして、委員会採決の結果、太宰府市税制審議会会長の馬場哲郎さんを参考人として呼びし、意見を求めることを決定いたしました。

それから、直ちに執行部に対する質疑を行いました。その内容について報告申し上げます。

まず、アンケート調査の対象者として委員から質疑があり、執行部の報告は、18歳以上の市民1,000人、来訪者1,000人、27事業者を対象に実施されたと、事業者から提案されている問題もありますが、こういうアンケート調査をしたということがまず報告されました。

それから、論議になっておりました、答申の中にあります事業者から提案された基金について大変な委員会の論議がありました。本会議でも説明されておりましたが、市長、執行部の方からはワーキンググループをつくり、基金創設に向けて積極的に行っていきたいという回答が出されておまして、現段階では具体的な方向は定まっておませんが、こういう報告を受けました。

また、委員から、平成17年度に税制審議会の開催をしなかった理由はなぜかという質疑に対

して、事業者から理解が得られるようになっていたために不要であったと。

本来は、こういう環境税の問題については3月議会でなぜ提案できなかったのかという質疑がありましたが、執行部としては、煩雑期を考慮し、アンケートの実施などがあって、3月にアンケート実施をしたために、その結果を待って、本日の議会に提案したとの報告を受けました。

また、私委員長としての発言を最後に行いましたが、本会議でも行っておりましたように、5月23日から税を徴収しないときの対応はどうかという部分について、協力が得られるように市当局としては努力をするが、徴収されない状況となった場合は、やはり条例、法に基づき対応するという大変厳しい確認をしたところであります。

これが執行部の議員からの質疑に対する主な回答であります。

参考人の税制審議会の会長であります馬場哲郎さんの方から、税制審議会の審議内容を簡潔に、明確に説明を受け、委員から質疑を行いました。

この内容についてですが、答申を受け、基金に関する駐車場事業者からの提案で、具体的なやり方、意見は出なかったということであります。基金問題が付記事項に入っておりますが、基金制度の具体的な方針はないということです。制度としては、設計は、プラン的なものはあるが、断片的なものだというような回答を受けました。

また、税制審議会の中で、答申の中にもありますが、公平性についてどのような議論があったのか、税を継続することにした一番の要因はという委員からの質疑に対して、参考人からは、例えば電車で来られる観光客からはどうするのかという意見も出たと。公平性は高めていくことはできるだけやろうということになったが、電車でお見えになる方に環境税を、税を負担させるということは不可能であるという審議会での審議の内容でありました。税を継続することについて、現時点で太宰府市のまちづくりにとって、参考人としては最善の結果であるとの結論から答申を出したということであります。

また、基金をつくってどうするかという具体的な意見は、論議が行われていないし、今後の大きな課題だということで、市長も委員会に出ておまして、参考人の意見、各委員の質疑内容も聞いておりますし、本会議での質疑がっておりますので、今後基金問題はやはり市当局によって実施していく、また事業者の理解を得ることは大きな課題だと、こういう形で考えておまして、参考人に、貴重な時間ですが、出席をいただき、意見をいただきました。

2時間にわたり各委員全員が質疑を行いました。質疑も終わり、討論の許可をいたしました。

委員の中から4名の討論がありました。内容の主なものとしては、寄附による基金制度の検討を早急にしていただきたい、市長の任期は来年の4月いっぱいですが、任期中に新しい制度への移行をお願いしたい、寄附金による基金の制度策定に当たっては、いろんな立場の人を入れて論議をお願いしたいとのことで、この4名は賛成の立場で討論を行いました。

討論を終え、採決の結果、議案第60号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する

条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 私は、反対の立場から討論をいたします。

環境税につきましては、最初の導入時から、事業者の理解を得ないまま実施をすることは認められないとして反対をしてきましたので、現在も同様に理解を得られていない状況であることから、本議案についても反対をいたします。

陳情書にもあるとおり、事業者の方々が自主規制だといって3年間税の徴収をしてくださったことは本当に感謝をすべきことだと思います。市民の8割は賛成しているだとか、今やめれば税収が減るなどといって続けるべきだとの意見が多数ありますが、それ以前に事業者の方々の協力がなければこの税そのものは成り立たないということをやはり忘れてはいけないと思います。それが大前提ですから、やはり事業者の意に反してこのまま続けるということは公権力の押しつけとしか言いようがなく、それこそ太宰府市のイメージを著しく損なうことにつながると私は思います。当の事業者の方々が廃止を求める以上、きっぱりと廃止をして、その上で、陳情書の中にもあるような基金の設立に向けて時間をかけて十分に今後議論が行われることを希望いたしまして、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） 次に、1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 私は、この第60号議案に賛成の立場で討論いたします。

地方分権という時代の大きな流れの中で、全国の自治体が自主財源の確保という大きな課題を抱えています。

このような状況の中で、全国に先駆けて、太宰府市は歴史と文化の環境税という法定外の税を導入いたしました。しかしながら、税導入時の混乱は、新たな課税の困難さと安易な税導入の過程が浮き彫りにされ、多くの自治体への警鐘にもなりました。しかし、今回の改正に当たり、特別徴収義務者である駐車場経営者自らまちづくり基金の議論がなされていることは注目すべきものがあります。この基金創設においても、関係者はもちろんのこと、市民も交えて十分な議論をし、太宰府の歴史と文化を守り、後世に伝えていくという共通の認識が高まるよう、市は積極的に情報公開、情報提供をしていただくことを要望し、賛成いたします。

議長（村山弘行議員） 次に、19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変議員の皆さんには本日長時間待機していただきまして、ありがとうございます。

同じ党派であります山路議員が討論をいたしましたので、私も反対の立場ですが。

まず、この経過をずっと見ておりまして、全国でただ一つ、観光地でこの観光にお見えになった、車で来た方に課税をするという全国で唯一この環境税を取っている自治体であります。ほかの自治体では、当然観光、太宰府市に観光にお見えになる方が来ても、やはりそれは経済効果があり、納税があり、それなりの環境整備はされているわけでありますから、あえて駐車場事業者からそういう税金を取る必要はないという立場を、私はこの条例ができる時点からその態度表明をしておりました。

今回、新たに基金という問題が答申の中にありましたが、税金が今5,000万円から5,100万円近く入ってきておりますが、私はその基金は、やはり一時的なものとして5,000万円ぐらいは集まるかもしれませんが、それがずっと永久的ということは難しいと思います。そういう状況について、基金の問題を提案されても、行政はやはりこれは実施しないんだろうと思います。そんなら5,000万円も寄附をしてくださる方はないと思っておりますし、ワーキング部会など開いても実質的には不可能だと思いますから、ここで、先ほども山路議員が言っているように、きっぱりとした判断をすべきで、継続すべきでないという立場で、この議案を認めるわけにはいかないという態度表明をしておきたいと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 私は、本議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

太宰府市歴史と文化の環境税は、太宰府市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境に優しい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために設けられ、3年が経過し、今回市長が今後について論議が必要と認め、税制審議会に諮問し、答申を受け、今日に至りましたが、先ほども言いましたが、私は市長の提案どおり賛成でございます。太宰府市として、将来のまちづくりには、市民生活の面から見ても、まほろばの里太宰府の観光を堪能していただくためにも、交通対策、観光対策を見たときに、この環境税は適切で、本市は必要と考えますが、しかしながら本税は特別徴収義務者である駐車場経営者の大所高所からの協力が不可欠であります。私は、ぜひ駐車場の関係者の皆様に、太宰府市の発展と環境を守るためにもご理解とご協力を得てこの環境税を育てていただきたいことを望んでいますが、このことが無理であれば、答申にもあるように、基金を早急に立ち上げるということを中心から要望いたしますので、討論にかえます。

以上。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

15番安部陽議員。

15番（安部陽議員） 私は、賛成の立場から討論いたします。

3年前に難産で条例ができ、その後協議会もでき、駐車場関係者も5人の委員の方が参入され、この環境税の用途につきまして、円満に運営されていたものと思っておりました。しかしながら、3月23日付で陳情書が提出されまして、再度3年前と同じような見解のもとに提出されております。

観光駐車場協会の皆様が、今後の観光産業において重要な位置を占めていくことは私自身も十分に認識しておるところであります。しかしながら、観光客の皆様を温かく迎えるために、どうしても確実な必要経費は予算上必要であります。

今回、市におきましてアンケート調査があり、それぞれの立場で賛成、反対と分かれています。したがって、事業者、観光客、行政、市民の歩み寄りの協力を得てまちづくりに生かすべきと思います。このことは、事業者の協力をはじめ観光客、市民、行政一体となった協力を仰いだ「環境協力税」と名称変更の検討も含め、この税が有効にまちづくりのため、また基金として積み立てていかれることを強く要望し、賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 私も賛成の立場から討論させていただきます。

本日提案されました議案第60号につきましては、本会議において質疑がある行われ、それから総務文教常任委員会に付託され、委員会においても慎重審議の上、先ほど委員長の報告にありましたとおり原案可決すべきということを出されております。その前に、税制審議会の答申等もあり、いろいろ慎重審議重ねてまいられました。その中で、事業者の方から提案がありました基金条例の創設についても、早急にワーキンググループを立ち上げ、検討をされるということでもあります。この結論が現市長の現在の任期中に出されることをお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号に対する委員長の報告は原案可決です。

委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午後3時20分

議長（村山弘行議員） お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定いたしました。

~~~~~

議長(村山弘行議員) 以上で本臨時議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成18年太宰府市議会第1回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成18年太宰府市議会第1回臨時会を閉会いたします。

閉会 午後3時21分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成18年8月29日

太宰府市議会議長 村山弘行

会議録署名議員 福廣和美

会議録署名議員 岡部茂夫

# 1 議事日程(初日)

[平成18年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成18年6月1日

午前10時開議

於議事室

- |       |                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                                    |
| 日程第2  | 会期の決定                                                         |
| 日程第3  | 諸般の報告                                                         |
| 日程第4  | 報告第1号 平成17年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について                               |
| 日程第5  | 報告第2号 平成17年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて                               |
| 日程第6  | 報告第3号 平成17年度太宰府市水道事業会計予算繰越について                                |
| 日程第7  | 報告第4号 平成17年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について                               |
| 日程第8  | 報告第5号 太宰府市土地開発公社の経営状況報告について                                   |
| 日程第9  | 報告第6号 財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について                               |
| 日程第10 | 報告第7号 財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について                           |
| 日程第11 | 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(専決第1号)について)   |
| 日程第12 | 議案第62号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について                            |
| 日程第13 | 議案第63号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について                            |
| 日程第14 | 議案第64号 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について                             |
| 日程第15 | 議案第65号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について                            |
| 日程第16 | 議案第66号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について                            |
| 日程第17 | 議案第67号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について                            |
| 日程第18 | 議案第68号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について                            |
| 日程第19 | 議案第69号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について                             |
| 日程第20 | 議案第70号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について                            |
| 日程第21 | 議案第71号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について                             |
| 日程第22 | 議案第72号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について                        |
| 日程第23 | 議案第73号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第24 | 議案第74号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第25 | 議案第75号 筑紫公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について  |
| 日程第26 | 議案第76号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に                       |

に関する協議について

日程第27 議案第77号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に関する協議  
について

日程第28 議案第78号 筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について

日程第29 議案第79号 太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
の一部を改正する条例について

日程第30 議案第80号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を  
改正する条例について

日程第31 議案第81号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

日程第32 議案第82号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 佐伯修  | 議員 |
| 15番 | 安部陽   | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美  | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

|     |      |    |    |       |    |
|-----|------|----|----|-------|----|
| 19番 | 武藤哲志 | 議員 | 1番 | 片井智鶴枝 | 議員 |
|-----|------|----|----|-------|----|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

|                    |      |                         |      |
|--------------------|------|-------------------------|------|
| 市長                 | 佐藤善郎 | 助役                      | 井上保廣 |
| 収入役                | 松島幹彦 | 教育長                     | 關敏治  |
| 総務部長               | 平島鉄信 | 総務部政策統括<br>担当部長         | 石橋正直 |
| 地域振興部長             | 松田幸夫 | 地域振興部地域コミュ<br>ニティ推進担当部長 | 三笠哲生 |
| 市民生活部長             | 関岡勉  | 健康福祉部長                  | 古川泰博 |
| 健康福祉部子育て<br>支援担当部長 | 村尾昭子 | 建設部長                    | 富田讓  |
| 上下水道部長             | 永田克人 | 教育部長                    | 松永栄人 |
| 監査委員事務局長           | 木村洋  | 総務課長                    | 松島健二 |
| 財政課長               | 井上義昭 | 地域振興課長                  | 大藪勝一 |

市民課長 藤 幸二郎  
建設課長 西山源次  
教務課長 井上和雄

福祉課長 新納照文  
施設課長 轟 満

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白石純一  
書記 伊藤剛  
書記 満崎哲也

議事課長 田中利雄  
書記 花田敏浩

開会 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名です。

定足数に達しておりますので、平成18年太宰府市議会第2回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村山弘行議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

19番、武藤哲志議員

1番、片井智鶴枝議員

を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

議長（村山弘行議員） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの19日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月19日までの19日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

議長（村山弘行議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思ます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4から日程第10まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第4、報告第1号「平成17年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」から日程第10、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第10までを一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 本日ここに、平成18年第2回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご多用の中にご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本年3月に、様々な変化に即応し、かつ地方分権時代に対応するため、本市の新たなまちづくりの指針として平成18年度から平成22年度までの5か年を展望した「第四次太宰府市総合計画後期基本計画」を策定いたしました。今後も、21世紀にふさわしい太宰府の個性的で魅力あふれる「歴史とみどり豊かな文化のまち」の早期実現に向けまして、市民のニーズや時代の要請に留意しながら総合的なまちづくりに邁進してまいります。

最初に、「九州国立博物館について」でございますが、昨年10月の開館から半年以上を経過いたしました。半年の延べ入館者数は当初目標の8倍近い134万人に達し、多くの方々にご太宰府の地を訪れていただいております。周辺の観光客も増えており、まちもにぎわっております。“地域に開かれた博物館づくり”の主役であるボランティア活動も活発で、人と人のふれあいも順調に進んでおり、今後も市内の歴史・文化的遺産とのネットワークを充実させ、市内の回遊性を高め、観光と産業の振興や国際交流の場づくりとしての活用を図ってまいります。

次に、コミュニティバス「まほろば号」についてですが、平成10年4月の運行開始から8年を経過した今春、利用者の累計が250万人を突破しました。「まほろば号」は、「ひと・まち・環境にやさしいコミュニティバス」として現在4路線で運行しており、市民の社会参加や積極性の向上に寄与し、幅広い年齢層の方々に親しみを持って利用されております。今後も、運行ダイヤの見直し等を行いながら、議会をはじめとした市民各年齢層のご意見を傾聴し、他の公共交通機関との円滑な接続や公共・公益施設への移動の手段としての利便性向上を図りながらさらなる改善・充実を行い、利用の拡大に努めていきたいと考えております。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、報告案件7件、専決処分の承認を求めるもの1件、指定管理者の指定9件、規約の協議7件、条例の一部改正4件、補正予算1件、合わせて29件

の議案のご審議をお願い申し上げるものであります。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号から報告第7号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第1号「平成17年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」ご説明申し上げます。

平成17年度の繰越明許費は、計12件の事業について設定しておりましたが、繰越額が確定しましたので報告させていただきます。

繰越総額は4億9,038万6,500円で、財源内訳は、国庫補助金や市債などの特定財源が3億3,130万1,155円、一般財源が1億5,908万5,345円でございます。

次に、報告第2号「平成17年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて」ご説明申し上げます。

平成17年度につきましては、太宰府駅前広場補修事業、通古賀地区都市再生整備事業など5件の事故繰越を行っております。繰越総額は1億1,881万8,547円でございます。

次に、報告第3号「平成17年度太宰府市水道事業会計予算繰越について」ご説明申し上げます。

平成17年度の建設改良費の配水施設費のうち、第6次拡張事業配水管布設実施設計業務委託1件、配水管新設工事3件、配水管布設替工事1件及び用地購入1件、計6件で、繰越総額は7,505万4,000円でございます。

次に、報告第4号「平成17年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について」ご説明申し上げます。

平成17年度の建設改良費の公共下水道整備費のうち、雨水幹線築造工事2件、下水道枝線築造工事3件、下水道実施設計業務委託1件及び下水道設計図書管理業務委託2件、計8件、総額2億2,362万9,000円の繰越を行っております。

次に、報告第5号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

まず、平成17年度の事業と決算について報告します。

公有地取得事業では、高雄・中央通線道路改良事業用地と通古賀まちづくり交付金事業用地の取得を行っております。また、処分として、公有地取得事業では御垣野・隈野線道路改築事業用地、散策路整備事業用地、通古賀まちづくり交付金事業用地、土地造成事業では佐野地区住宅開発事業用地の処分を行っております。

決算につきましては、収益的収入3億489万5,163円に対しまして、収益的支出は3億3,896万3,811円となり、差し引き3,406万8,648円の当期純損失を生じております。

次に、平成18年度の事業計画についてであります。公有地取得事業では高雄・中央通線道路改良事業用地の取得を計画いたしております。

また、処分につきましては、公有用地として高雄・中央通線道路改良事業用地を計画いたしております。

以上、簡単でございますが、太宰府市土地開発公社の経営状況を報告いたします。

次に、報告第6号「財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

まず、平成17年度の事業と決算について報告いたします。

事業としましては、アジア太平洋子ども会議の子ども大使受け入れ、太宰府市民政庁まつり参加、日本文化体験講座、史跡散策交流会、世界料理教室、セカンドファミリー事業、フレンズベル倶楽部メンバーのつどいのほか、初級の韓国語講座を開催しました。また、民間国際交流団体が行う事業への助成や後援などを行っております。さらに、在住外国人のための日本語教室も委託事業として実施いたしております。

決算の収入につきましては、基本財産2億円の国債利子収入280万円及び賛助会員等会費収入62万8,660円、前年度繰越金を合わせて合計677万6,730円となっており、支出につきましては自主事業費及び一般管理費を合わせまして277万261円で、400万6,469円の繰越金となっております。

次に、平成18年度の事業計画と予算でございます。

事業につきましては、アジア子ども会議にて子ども大使のホームステイを受け入れまして、国際文化体験講座、姉妹都市である韓国扶餘邑への訪問等の交流事業を実施いたします。また、在住外国人への支援のため、日本語教室の継続、生活ガイドブックの作成を行う予定であります。

予算につきましては、収入として682万7,000円を見込み、支出として自主事業費を205万6,000円、一般管理費を477万1,000円見込み、一般管理費のうち予備費として160万6,000円を計上いたしております。

以上、簡単でございますが、財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況を報告いたします。

次に、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」ご説明を申し上げます。

まず、平成17年度の事業と決算について報告いたします。

主な事業といたしましては、12施設の管理運営の受託と文化・スポーツ振興に関する事業を行い、各種教室、講座、イベント等の開催及び主催事業や他団体の開催事業の情報提供を行ったところであります。この結果、全施設の利用者数は約81万5,000人と、多くの方に利用いただいております。今後も、多様化する市民のニーズにこたえるため、施設の管理運営により一層の力を注いでまいります。

決算につきましては、一般会計としての主な収入は、基本財産運用収入、補助金収入、受託事業費収入等を合わせまして、合計3億7,196万9,863円となっております。

支出につきましては、いきいき情報センター費、史跡水辺公園費などを合わせ、合計3億6,755万8,546円で、差し引き441万1,317円となっております。

自主事業特別会計の収入は、自主事業収入、補助金収入等を合わせまして、合計4,302万

8,218円となっております。

支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費等を合わせまして、合計3,173万5,088円で、差し引き1,129万3,130円となっております。

次に、平成18年度事業計画と予算についてでございます。

事業につきましては、周年記念事業をはじめといたしまして、生涯学習支援事業としてあるいはスポーツ振興事業といたしまして、いきいき情報センター、文化ふれあい館、女性センタールミナス、市民図書館、北谷運動公園の5施設で合計191の教室や講座等を計画いたしております。

次に、予算につきましては、本年4月から指定管理者となったことに伴いまして、9施設の受託事業収入にかわる指定管理料収入と新たな施設利用料収入や自主事業収入等合わせまして、一般会計として収入2億8,984万2,000円を見込み、支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費等で収入と同額を計上いたしております。

簡単ではございますが、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況を報告いたします。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、報告第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、報告第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、報告第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、報告第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、報告第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、報告第7号について通告がっておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ただいま、市長から太宰府市文化スポーツ振興財団についての決算と、それから平成18年度の予算の説明を受けました。

議会でも今年の4月から指定管理者という形になりまして、予算上の減額については市民プ

ールが委託、指定管理者になったために大変な予算の減額という状況等はわかりますが、指定管理者になった場合ですが、まずこの予算書を見ておりましたら当然文化スポーツ振興財団の給与関係は館長職の部分については載っておりますが、ここに今、市から指定管理者になった団体へ事務をするために管理職を含め6名が派遣されて、その人件費は一般会計から支出をされているわけですね。こういう予算が二通りになる問題もありまして、指定管理者になっておれば、本来は市からの出向は必要ないんじゃないかなというのが1点あります。

それと同時に、法律の改正で大変地方公務員については厳しい状況が、給与が引き下げられたり、退職後については再任用はありますが給与も大変少なくなります。私も以前から言っておりましたが、団塊世代を迎えこの5年間でたくさんの職員が退職するわけですが、こういう一般職に兼務をさせていることに対して、本来再任用者をできれば太宰府市文化スポーツ振興財団あたりに出向させることはできないのかどうか、そして対応すべきじゃないかというふうに思うんですが、この中でもやはり今までは具体的に市から出向する状況の中でもありましたが、指定管理者になった以上はそういうぴしとした区分をすべきだと考えております。

指定管理者という状況とあわせて、再任用の問題も解決を図る方向をやはり考えていただきたいと思うんですが、この予算の報告を受けるに当たって今後の大きな課題となりますので、回答を求めたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 発言通告では市長にということでしたが、まず私の方からお答えをしてみたいと思います。

財団法人の太宰府市文化スポーツ振興財団は、市が主体性を持って設立をした団体でございます。その目的は学習、文化の場の提供と生涯学習の推進及び情報の発信でございます。これは本来、市が責任を持って行うべき施設の市民サービスだというふうにまずは考えております。経費的に安くサービスが提供できるということもありますが、民間の経営手法がより取り入れやすいという財団の運営のメリットを生かすために、こういう手法をとってまいっております。

市といたしまして、この目的達成のために市と財団が一体となって取り組んでいく必要があると考えておりました。職員の任用形態については現在派遣というふうにおっしゃいましたけれども、地域振興課の一つの業務であるというふうに考えておりました。文化スポーツ振興財団の事務取扱の兼務として行っております。

ご指摘のとおり、今年度4月から指定管理者制度ができました。我々も市の意思を持って財団の方で施設の運営をしていただきたいということで、今まで兼務辞令を発令しておりました。しかし、民間でもできるんじゃないかというような地方自治法の考え方がございまして、今回2つの施設を公募によって指定管理者制度を活用いたしました。あとの施設についてもそういうことができるんじゃないかということも含めまして、期間を公募より短く行いまして、2年間という形で現在財団の運営で行っております。

そういう状況を見ながら、今後は財団でこのままやっていくべきなのか、あるいは公募でやっていけるのか、そういうことも含めましてその中身で、結果によってこの財団の本体についての職員の兼務辞令等々についても今後見直し、検討をしていきたいと、そういうふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 総務部長が、その主体性を持ってやる施設、当然市の責任、それだけのメリットがあるという回答を今いただいたわけですが、指定管理者になっている状況の中に、だからそういう条件があるから6名も職員を派遣させていると。ただし、私が言っているのは、当然指定管理者になっておってそういう状況ならば、再任用の職員もそこに派遣することはできるんじゃないかと、ね。だから、今までははっきり言っているんな施設に今ある一定の2年間というのは、国家公務員だったのが独立行政法人になりました。国立博物館の職員は、九州大学もそれから国立大学もそうなんです、やはり株式会社になったために身分の保障が、ある一定されるようになりました。直ちに失業保険だって10か月もらおうと思えばできるわけですよ。ところが、公務員の場合は、はっきり言って失業保険の給付対象じゃないわけですね。それと同時に、今のように給与は上がらないと、ある一定そういう大変厳しい状況である中で指定管理者になっておるんですが、今答弁があったように市の責任で運営すべき施設だというのであれば、そういう再任用の方々を派遣して、それだけの能力のある方もたくさんおるわけですから。だから、そういう状況を検討することはできないのかと私はそれを言っているわけですが、その見直し、検討という形じゃないと思うんですがね。

だから、今ここ当初の説明があったように、いきいき情報センターの責任者、文化ふれあい館の館長、女性センタールミナスの館長も置いている。市民図書館と中央公民館兼ねているんな部分もあるようですが、はっきり言って館長職についてもこのスポーツ振興財団から館長職は派遣されている。それならば、よそから連れてきて館長を置くようなことのないような方法をとるべきじゃないかと。再任用制度がありながら活用されていないという問題はどうかという質問の内容です。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 再任用の職員、それこそあと2年ほどで大量の退職者が始まります。各施設それぞれ館長の資質等はございます。我々職員も30年あるいは40年の行政経験を持って、かなりの能力がある者が退職するだろうというふうに思っております。それぞれの資質によりまして、それぞれの館の内容、業務形態においてそれに適合すれば、積極的にその館長職あるいはコーディネーターみたいな形での所長等については推薦をしていきたいと、そういうふうな考えを持っておりまして、職員よりも市民の中にさらにそういうすばらしい人がいらっしゃればその中でも検討していくという形で今後は登用していきたいと思っております。

いずれにしても、今武藤議員さんが言われるように各施設限られておりまして、ここ四、五年で100名程度ぐらいの退職者が出ます。すべてそういうことで賄うことはできないと

いうふうに考えておりますけども、できれば今までの行政経験を生かしたような形での活用は今後十分に考えていかなければならないというふうに考えておりますので、そういうふうな方向で進めていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 本来は、私は市長に私の質問内容には答えていただきたかったんですが、最終的に市長には再々質問、最後の質問ですが、やはり私が今言ったように当然その市長の権限ですが、これから先大変な退職者も出てくる再任用。ところが、再任用者が現実にこの庁舎内である場合ははっきり言って職務権限のないような状況ですよね。ところが、こういう財団に委託している施設の責任者、館長だとかその職員、課長職部分は職務権限を持つ職種になるわけですが、そういう配慮的なものを市長として今後の退職再任用制度と財団とのかわりを検討していただくという形で、質問3回しかできませんから、市長の考え方を最後に伺って終わりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまご指摘のとおり、本市におきましては文化スポーツ振興財団をはじめとしてそれぞれの施設がございます。経営につきましても、今申されましたような指定管理者の制度を設けておるわけでございますが、今後予想されますやはり団塊の世代というか退職者が、本市におきましても100人を超す職員の退職が今後10年ほどで予定されております。そういう方々の再雇用につきましても十分有効に能力を発揮していただきたいと、そういう立場での再雇用の問題は十分検討してまいりたいと思います。

また、施設の管理の長の任用につきましても、それぞれ本人の持ちます資質、能力に従って適材適所な雇用を考えておりますが、あるいは民間のそういうノウハウを持った方が必要であればそういう雇用の制度もあるわけでございますが、いずれにいたしましても有効な施設運営、市と一体となった施設の管理運営ができるように最大限研究、努力してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 次に、1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 報告第7号について、2点質問したいと思います。

1点目は、職員などの内訳についてですね。現在の市の職員の派遣者数、2点目が財団採用の職員総数、それと役員の総数ですね。

2点目。今回の報告は地方自治法の規定により議会の中で報告されておりますけども、情報公開制度の改正によって市の出資法人に対してもその内容を議会の中できちんと報告しないといけないようになっておりますけども、ほかの市の外郭団体であります国際交流協会、土地開発公社の決算書を見ますとかなり詳細な決算が出ているにもかかわらず、この財団の決算書は予算書に比べて内容がかなり簡単な内容しか出てないんですね。こういった内容も含めて、今後決算報告のあり方、また役員名簿などさらに踏み込んだ内容が議会に報告されないのか。

この2点についてお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 市長に答弁ということでございますけども、まず私の方からお答えを申し上げます。

1点目についてでございますけども、まず市職員の文化スポーツ振興財団事務取扱兼務としての財団事務局の職員数につきましては6名でございます。それから、財団採用の職員総数につきましては76名、そして役員につきましては理事が12名、それと監事2名の14名でございます。

2点目についてでございますけども、現在提出をしておりますのは総務省が示しております公益法人会計基準というもので、決算書あるいは正味財産増減計算書などがございますので、これ以外に先ほど申されました国際交流協会ですとか他の団体等のような詳細な決算資料あるいは役員名簿等が必要ということであれば、改めてご要望の内容を財団に報告をいたしまして、今後検討するように指導をしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 既にご存じだと思うんですけども、外郭団体などですね、公益法人に関する抜本的改革に関する基本方針が平成15年に閣議決定されています。また、これは大変重要なことなんですけども、公益法人派遣法の改正により、地方公共団体から派遣される職員の給与は原則外郭団体側で負担することになるなど、大きくこちら辺は変わっております。その中で、先ほどの武藤議員の質問もありましたけども、今文化スポーツ振興財団に対しても派遣ではなく兼務だという形で、かなりあいまいな形で職員が仕事をしているような気がするんですけども、今後職員の派遣に関する条例などの検討とか、それをどうするかということが庁内で検討されているのか。

この点と、それと太宰府に限らず、こういった外郭団体に関しては本当に厳しい財政の中でどういうふうにやっていこうかというような大きな問題を抱えているわけなんですけども、その中で今後の市の財政的負担や人的負担に関して全体的な財団の経営改革についての市の考えはどのようなものがあるのか、またそういった経営改革のプランがあるのか。

その2点についてお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほど申しましたように、私の方は派遣というふうには考えておりませんので、事務取扱の兼務という形で財団に行って本来太宰府市が担うべき仕事をしていただいているというようなとらえ方でございます。

いずれにしても、指定管理者制度ができました関係でその辺が少し考え方を変える必要があるのかなというふうに考えておまして、今後の指定管理者のあり方、直営であるのかあるいは財団で今までどおりさせるのか、指定管理者制度を持っていくのかという大きな方針の

変更を考えなければいけない時期に来ております。

先ほど言いましたように、そのために財団の方に指定管理者制度については期間を短くしてこの経過を見ろうというふうにしておりますので、その時点ではそういうことも一緒に含めて整理をしていきたいなというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 派遣法の関連だけ、ちょっとご説明をしておきたいと思います。

派遣法が、法制度ができましたときに、内部調整会議を行っております。その際、なぜ派遣法を条例化しなかったのかというようなことについては、退職手当あるいは共済関係、短期、長期の部分、市町村共済組合に加入しております今の状態よりも、今の派遣法に基づきますところの財団で行う身分といえましょうかね、共済関係を含めて劣るというふうなことです。マイナスがあるというふうなことで、職員が安心してそのことについて仕事に従事できないと。総合的な結果として、詳細については調べればまだわかりますけれども、結果としてはそういったところに達しましたので、今は総務部長が言っておりますように兼務として、本来太宰府市が直営で行うべき事業を分任し行っており。垂直的減量と私は絶えず言っておりますけれども、減量だけではありませんけれども、そういった民間でいきますと子会社的な形の中で運営をしております。そのことによって、顧客である市民利用者に満足度を与えておられるというふうな考え方のもとに行っておりますので、今のやり方そのもの等についても、全国レベルと地域に根差した私どもの市町村レベルについては異なるというふうに思っております。

国の方で行っておりますいわゆる天下りでありますとかそういった形が問題になっておりますけれども、市の方についてはそういった位置づけあるいは考え方の中で展開していないというふうなことです。やはり、最少の経費で最大の効果を上げるにはどうしたらいいのか。国のように第2の退職金でありますとかそういった形の中での制度ではありませんし、真にやはり今までのノウハウを、武藤議員もおっしゃいましたように培った長年のノウハウ、技術等々をその中で生かしていくとかというようなことも含めて今後等については考えていくべき事項だと。

派遣法あるいは派遣条例を制定していない、適用させていない理由については以上のとおりでございます。

議長（村山弘行議員） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

~~~~~

再開 午前10時50分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの助役の答弁は、片井議員の質疑に対しまして総務部長の答弁の補足的な部分として、助役としての答弁というふうに判断をいたします。そこには、財団法人理事長としての答弁とは判断をいたしません。したがって、議長としては問題がないというふうに判断をいたし

ますので、引き続き片井議員の質疑を受けたいと思います。

( 1 番片井智鶴枝議員「答弁漏れがありますけども、経営……」と呼ぶ)

地域振興部長。

地域振興部長(松田幸夫) 財団を含めまして、今後市としてこうした財団のいわゆる指導とい  
いましょうか、市の負担軽減等々も含めましては、当然のことながら今回の指定管理者制度の  
導入にも関連してまいりますけども、やはりまずはそうした経営感覚、それぞれの外郭団体が  
経営感覚を持ちながらあるいはサービス低下がないように、そしてまた費用対効果を含めなが  
ら努力をしていただくというのは、日々市としても指導をしていきたいというふうに思いま  
す。

議長(村山弘行議員) よろしいですか。

これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~

日程第 1 1 議案第 6 1 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 1 8 年度太宰府市老
人保健特別会計補正予算(専決第 1 号)について)

議長(村山弘行議員) 日程第 11、議案第 61 号「専決処分の承認を求めることについて(平成
18 年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(専決第 1 号)について)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長(佐藤善郎) 議案第 61 号「専決処分の承認を求めることについて(平成 18 年度太宰府市老
人保健特別会計補正予算(専決第 1 号)について)」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成 17 年度老人保健特別会計の歳入不足額 2,500 万 9,928 円の繰上充用の
ため、歳入歳出それぞれ 2,501 万円を追加し、予算総額を 59 億 8,359 万 4,000 円とする専決処分
を平成 18 年 5 月 31 日付でさせていただいたものでございます。

要因といたしましては、国及び県交付金の年度内交付額が基準より少なかったために、歳入
不足を生じたものであります。この不足分については、平成 18 年度に過年度精算金として全額
追加交付されることになっております。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(村山弘行議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第 11 は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第61号「専決処分の承認を求めることについて（平成18年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（専決第1号）について）」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第61号は承認されました。

承認 賛成19名、反対0名 午前10時53分

~~~~~

日程第12 議案第62号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第12、議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

佐野土地区画整理事業により、向佐野共同利用施設の所在地番が大字向佐野442番地に変更になったため、条例の一部を改正する必要が生じたので、条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

~~~~~

日程第13から日程第21まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第13、議案第63号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から日程第21、議案第71号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13から日程第21までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第63号から議案第71号までを一括してご説明申し上げます。

議案第63号から議案第71号までは、太宰府市立共同利用施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、各施設の所在地の自治会を平成18年9月1日から平成20年3月31日まで太宰府市立共同利用施設の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者を指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

~~~~~

日程第22から日程第28まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第22、議案第72号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」から日程第28、議案第78号「筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第22から日程第28までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第72号から議案第78号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第72号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」ご説明申し上げます。

本年1月10日から3月27日にかけて、議案書に記載しておりますように県内7か所の合併に伴い、福岡県自治振興組合を組織する市町村の数に増減が生じたので、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、これにより福岡県自治振興組合を組織する市町村の数は、84から15減少して69となっております。

次に、議案第73号及び議案第74号の「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加、増減及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について」一括してご説明を申し上げます。

今回の内容としましては、本年8月1日から飯塚市・桂川町衛生施設組合が、また10月1日から現在加入団体である八女郡上陽町が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴い、これまで未加入であった八女市が新規加入となりますことから、団体数を増加、増減し、規約の変更を行うものであります。

次に、議案第75号「筑紫公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について」ご説明申し上げます。

福岡都市圏南部環境事業組合が、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町4市1町の一部事務組合として本年5月1日に設立の運びとなりましたことに伴い、地方自治法第202条の2第2項の規定により本事業組合の公平委員会の設置について構成団体等の状況を考慮し、筑紫公平委員会を共同設置する地方公共団体に加えることとするものであります。これに伴い、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。これにより、筑紫公平委員会を共同設置する地方公共団体の数は、12から1つ増加して13となります。

次に、議案第76号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について」ご説明申し上げます。

平成18年10月1日から八女郡上陽町が廃され、その区域が八女市に編入されることにより、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数が減少するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第77号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」ご説明を申し上げます。

本件は、福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村の合併により、数の増減について関係市町村と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第78号「筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について」ご説明申し上げます。

本件は、障害者自立支援法第15条の規定に基づく介護給付費等の支給に関する審査会を太宰府市、筑紫野市、春日市、大野城市及び那珂川町で共同設置するため、筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する規約について関係市町との協議について、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

~~~~~

日程第29から日程第31まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第29、議案第79号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第31、議案第81号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第29から日程第31までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第79号から議案第81号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第79号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律、障害者自立支援法並びに刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う地方公務員災害補償法の一部改正によるものであります。

改正の内容としましては、労災保険の通勤災害保護制度が拡大されること等により、関係法令にあわせて条例の整備を行うものであります。

次に、議案第80号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が本年4月1日から施行されたことに伴い、条例を改正するものであります。

改正の内容は、非常勤消防団員の退職報償金のうち、分団長・副分団長・部長及び班長の支給額の一部を一律2,000円引き上げ、平成18年4月1日以降に退職した非常勤消防団員に適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については従来例によることとしております。

次に、議案第81号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、設置目的の条文の整備と、近年待機児童数が増える傾向にあり入所定員枠を拡大する必要があるため、条例を改正するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

~~~~~

日程第32 議案第82号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について  
議長(村山弘行議員) 日程第32、議案第82号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長(佐藤善郎) 議案第82号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2,363万円を追加し、予算総額を186億5,171万円にお願いするものであります。

歳出の主なものといたしましては、障害者自立支援法の規定に基づき筑紫地区で共同設置します障害程度区分等審査会の負担金、不登校児童対策としての子どもと親の相談員活用調査研究事業費、学校評価システム構築事業費などの予算を追加させていただいております。

また、あわせて障害程度区分等審査会システムの保守委託料と賃借料の債務負担行為について補正をさせていただいております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(村山弘行議員) 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

~~~~~

議長(村山弘行議員) 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月5日午前10時から再開いたします。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午前11時07分

~~~~~

1 議 事 日 程 ( 2 日 目 )

[ 平成18年太宰府市議会第2回 ( 6 月 ) 定例会 ]

平成18年6月5日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第62号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第63号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第64号 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第65号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第66号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第67号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第68号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第69号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第70号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第71号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第72号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について
- 日程第12 議案第73号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第13 議案第74号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第14 議案第75号 筑紫公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について
- 日程第15 議案第76号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について
- 日程第16 議案第77号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に関する協議について
- 日程第17 議案第78号 筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について
- 日程第18 議案第79号 太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第80号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第81号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第82号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算 ( 第 1 号 ) について
- 日程第22 請願第 3 号 - 障害者自立支援法の施行を受けて -  
視覚障害者施策の一層の推進を求める請願

日程第23 請願第4号 ウィークリーならびにマンスリー等の定住を目的としない居住(宿泊)  
施設の建設ならびに運営に関する規制を求める請願

日程第24 意見書第3号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等に関する意見  
書

2 出席議員は次のとおりである(20名)

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 佐伯修  | 議員 |
| 15番 | 安部陽   | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美  | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

|                    |      |                         |      |
|--------------------|------|-------------------------|------|
| 市長                 | 佐藤善郎 | 助役                      | 井上保廣 |
| 収入役                | 松島幹彦 | 教育長                     | 關敏治  |
| 総務部長               | 平島鉄信 | 総務部政策統括<br>担当部長         | 石橋正直 |
| 地域振興部長             | 松田幸夫 | 地域振興部地域コミュ<br>ニティ推進担当部長 | 三笠哲生 |
| 市民生活部長             | 関岡勉  | 健康福祉部長                  | 古川泰博 |
| 健康福祉部子育て<br>支援担当部長 | 村尾昭子 | 建設部長                    | 富田讓  |
| 上下水道部長             | 永田克人 | 教育部長                    | 松永栄人 |
| 監査委員事務局長           | 木村洋  | 総務課長                    | 松島健二 |
| 財政課長               | 井上義昭 | 地域振興課長                  | 大藪勝一 |
| 市民課長               | 藤幸二郎 | 福祉課長                    | 新納照文 |
| 建設課長               | 西山源次 | 上下水道課長                  | 宮原勝美 |
| 中央公民館長<br>兼市民図書館長  | 鬼木敏光 |                         |      |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 伊藤剛  | 書記   | 花田敏浩 |
| 書記     | 満崎哲也 |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第62号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第62号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第2から日程第10まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第2、議案第63号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から日程第10、議案第71号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2から日程第10までを一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第63号から議案第71号までを一括した質疑の通告がっておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、こういう共同利用施設を指定管理者施設にすべきだということについては、ほかの指定管理者施設と違ってこういう共同利用施設は指定管理者施設として行うべきじゃないかという質問をしておりましたら、今議会に提案をされております。ところが、まずこの議案を見ますと、議案第63号から議案第71号まで各自治会になっているわけですね。普通自治会のある行政区もあると思うんですが、本来自治会、それから行政区、昨日も市内各地でクリーンディがありました。当然区費を納めている自治会とそれから自治会費を納めている自治会というふうになるわけですが、自治会費は納めなくても自治会として指定管理

者にするのかどうか。現実にあるところもありますし、自治会費を取ってないところもありますが、まずそういう状況の段階で自治会と区長が指定管理者になることができないという問題がありますので、その辺をまず第1点目です。

それから、2点目の問題としては、この指定管理者にこういう公共施設が指定された場合、行政と自治会との間でどのような指定管理者協定を結ぶのか。そういう素案がありましたら総務文教委員会に提出をいただきたいし、また答弁できるならば指定管理者としての契約締結を明らかにしていただきたいと思います。

それから、公共施設ですから国の補助金をいただいて建てた施設ですが、こういう公共施設の使用料についての減免規定などどのように考えられているのか。特に公職選挙法に基づく個人演説会は、今までは無料で使用することができておりました。2回以上については有料になるわけですが、公職選挙法の関係ではどのように対応されるのか。そういうものが協定書の中に明記をされるのかどうかというのが、次に回答していただきたい内容です。

それから、現在44区にこういう地域公民館や共同利用施設がありますが、公共施設として補助金をいただいた施設だけを指定管理者と、それ以外については指定管理者にしないという問題がありますが、本来地域公民館についても個人の所有にすると売買されたり、相続の問題が発生したときに大変問題があるという形で、44の行政区の中、共同利用施設以外はやはり市の公有財産になっておりますが、地域の各区の公民館についても公民館主事が配置されております。そういう状況の中で条例に基づいて公民館をつくる場合については、土地の取得費や建物の建設費、増設費など当然補助基準がありまして、長い間私も議会の中におりまして審議してきておりますが、地域公民館については指定管理者にすることができないのかどうか。その辺を含めて質問項目が4項目近くありますが、まず回答いただき総務文教委員会で審査をし各議員に報告をしたいと考えておりますので、審議内容を事前にですね、本会議の場で明らかにしていただきたいという形で、委員長としてもお願いをいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） お尋ねの自治会組織につきましては、都府楼団地、長浦台、青葉台、大佐野台の4自治会が規約を制定して運営をされております。水城、国分、通古賀、向佐野、吉松の5行政区につきましては、自治会として機能している実態は見受けられますが、規約の制定はなされておられません。今回指定管理者制度を導入するに当たりまして、教育施設等騒音防止対策事業補助金所管の大阪航空局より、住民と無関係な者は指定管理者にできない旨の連絡、指導がっております。市といたしましてはそれぞれの行政区役員で協議をお願いし、指定管理者指定申請書を自治会として9行政区から申請をいただいたところでございます。

2つ目の区長を指定管理者にできないかということですが、ただいま申し上げましたようなことで……。

（19番武藤哲志議員「ちょっと修正をさせてください」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 区長は早よ言えば特別公務員ですから、早よ言えば指定管理者にできないはずだというふうに質問したわけです。だから、自治会の、早よ言えば区長が自治会長になるのか、それとも別な新たな自治会長を選ぶのか。だから、そこいら2つの問題があるということで、自治会長と区長が兼務している場合もありますので、区長は特別職ですから、私ども議員と同じような。だから、その部分の解釈をどう考えられているのかという質問ですので、その辺も。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 行政区長を指定管理者にできないかというお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように自治会長を指定管理者とするということで進めております。

それから、指定管理者に指定をした場合に協定書を結ぶが、総務文教委員会に協定書を出せないかというのが3点目でしょうか。提出したいと思います。

それから、使用料の減免の関係で選挙のときに使用料はどうなるのかというお尋ねですが、この問題につきましては各行政区が今行っており使用料、区で定めてある使用料のままでございます。

4点目の地区公民館は指定管理者に指定しないかと、補助金等が交付されておるがどうかということでございますが、先ほど申しました教育施設等の騒音防止対策事業補助金を大阪航空局から受ける場合に、太宰府市がその補助金の申請者になったということから共同利用施設については市の名義ということになっております。そういうことから共同利用施設を指定管理者に指定するわけございまして、他の地区公民館等は該当しないというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） それでは、まずその法令審査会でこういう行政区の9つの共同利用施設を指定管理者施設にする場合、こういう問題で公職選挙法の関係がありますし、いろんな部分、協定を結ぶ場合とか、それからそれ以外の行政区の部分について、早よ言えば指定管理者としてはどうなのかというのは当然行政内の法令審査会というのがあるんですが、そこでは論議されたかどうかを再質問で。

それから、今区の使用料でということですが、公職選挙法ははっきり言って使用料を1回目、2回目は取るとか取らないとかとあるわけですが、その辺の矛盾点も今出てきましたので、その辺を法令審査会はどう審議したのか回答いただけませんか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 法令審査会の中では議論になっておりません。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 3回目までしか質問できませんから、後はもう委員会で具体的にします。今私が質問した内容については総務文教委員会にもう少し時間もありますので、また

各委員からも今の質問内容について教育委員会やら行政側の方にあると思いますので、ちょっと内部検討をしてみてください。よろしく願いしておきます。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに通告がありませんので、これで質疑を終わります。

議案第63号から議案第71号まで総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第11から日程第16まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第11、議案第72号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」から日程第16、議案第77号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11から日程第16までを一括議題とします。

お諮りします。

日程第11から日程第16までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第72号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」について、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

よって、議案第72号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第73号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共

団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」について、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

よって、議案第73号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第74号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」について、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

よって、議案第74号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時15分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第75号「筑紫公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について」について、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

よって、議案第75号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時15分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第76号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について」について、これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

よって、議案第76号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第77号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」について、これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

よって、議案第77号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時17分

~~~~~

日程第17 議案第78号 筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第17、議案第78号「筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 議案第78号につきまして、障害程度区分等審査会はいつまでに発足させて、いつから実際にその認定審査を開始する予定なのか。また、その審査会の構成員は具体的にどのようなメンバーをお考えなのかお答えください。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ただいまご質問がありました。回答させていただきます。

まず、今後の予定ということでございますが、今後の予定といたしましては、筑紫地区4市1町の議会の議決をいただいた後に設置準備に入りたいと計画をいたしております。したがって、立ち上げ時期につきましては7月中旬ごろで、その後審査会のメンバーの研修会を経て、実際の審査は8月初旬から開始に向けて調整をいたしております。

審査会のメンバーといたしましては、筑紫地区全域で約60名程度を考えております。国の説明要綱に従いまして、各種専門の資格を有する方々をお願いすることといたしております。

まず、内科、整形外科、精神科の医師、理学療法士、社会福祉士、介護福祉士、作業療法士、精神保健福祉士の有資格者を考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今回一般質問で詳しくお尋ねいたしますけれども、この認定審査会にですね、当事者である障害者もしくは知的、精神などの障害を持つ方のサポートを行っている方をメンバーに入れるお考えはありますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ただいま質問いただきました件については、現在のところ考えておりません。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

議案第78号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第18から日程第20まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第18、議案第79号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第20、議案第81号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18から日程第20までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま

す。

議案第79号から議案第81号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第21 議案第82号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について
議長(村山弘行議員) 日程第21、議案第82号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告がありますので、これを許可します。

8番渡邊美穂議員。

8番(渡邊美穂議員) この議案第82号補正予算の中ですね、3款1項13目の障害者自立支援費についてなんですが、ここの補正でですね、意見書作成手数料とありますが、これは障害者ですね、医者に意見書作成を依頼する場合、これまで同様その費用を市が負担するという解釈でよろしいのでしょうか。

また、この訪問調査というのは具体的にどのようなことを指すのかお答えください。

議長(村山弘行議員) 健康福祉部長。

健康福祉部長(古川泰博) ただいま質問いただきました意見書作成手数料、それから訪問調査の件についてでございますが、ご回答させていただきます。

意見書につきましては、介護給付等の障害福祉サービスの提供を行う際に主治医から身体状況等について意見書を提出いただき、その意見書等をもとにしまして障害程度区分等審査会におきまして障害程度区分の第2次判定の資料とするものでございます。

また、意見書の作成手数料につきましては、国が示します基準1件当たり5,000円を予算として計上させていただいております。

次に、訪問調査につきましては、障害福祉サービスの支給決定を行うために障害程度区分認定審査員が個別に居住地に訪問し、聞き取り調査をするものでございます。

以上でございます。

議長(村山弘行議員) 8番渡邊美穂議員。

8番(渡邊美穂議員) 今のお答えですと、5,000円をやはり今まで同様市が負担するというふうにお考えだというふうに受け取れますが、この意見書作成手数料、これ125万円になっていきますけれども、どのような計算式をもとに算出された数字でしょうか。

議長(村山弘行議員) 健康福祉部長。

健康福祉部長(古川泰博) 250人掛ける5,000円でございます。

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

議案第82号は所管の常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第22 請願第3号 - 障害者自立支援法の施行を受けて -

視覚障害者施策の一層の推進を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第22、請願第3号「 - 障害者自立支援法の施行を受けて - 視覚障害者施策の一層の推進を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

1 番片井智鶴枝議員。

〔 1 番 片井智鶴枝議員 登壇 〕

1 番（片井智鶴枝議員） それでは、請願第3号「 - 障害者自立支援法の施行を受けて - 視覚障害者施策の一層の推進を求める請願」について説明をさせていただきます。

紹介議員は、渡邊美穂議員、山路一恵議員、武藤哲志議員、そして私片井智鶴枝です。

請願者は、太宰府市身体障害者協会視覚部会代表、衛藤龍太郎氏です。

ご存じのように、障害者自立支援法が本年4月に施行されました。

この自立支援法は、障害の種別、身体障害、知的障害、精神障害とありますが、それにかかわらず利用するための仕組みを一元化し、施設事業を再編する、障害者にとってより身近な市町村が責任を持つことにより一元的にサービスを受けることができる、就労支援を抜本的に強化するなどあります。さらに、この法律では増大する福祉のサービスなどの費用を皆で負担し合う仕組みの強化として、利用したサービスの量や所得に応じて自己負担が課せられることになりました。このことに多くの障害者は収入が不十分なまま負担だけ公平というのではサービスの抑制をせざるを得なくなり、この法案に対する不信や不安が広がっています。このような背景の中、市の身体障害者協会の中の視覚障害者の団体から今回の請願がされました。

その内容につきましては、具体的に請願の中に請願事項として書いておりますけども、この内容のどれをとりましても日常生活を送る上では欠かせない切実なものであります。この要望の内容を十分にご理解いただき、障害者にとりましても安心して住みやすい太宰府であるため、本請願を採択いただきますようお願いして説明を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第23 請願第4号 ウィークリーならびにマンスリー等の定住を目的としない居住（宿泊）施設の建設ならびに運営に関する規制を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第23、請願第4号「ウィークリーならびにマンスリー等の定住を目的としない居住（宿泊）施設の建設ならびに運営に関する規制を求める請願」を議題としま

す。

紹介議員の説明を求めます。

15番安部陽議員。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） 請願第4号「ウイークリーならびにマンスリー等の定住を目的としない居住（宿泊）施設の建設ならびに運営に関する規制を求める請願」について説明させていただきます。

紹介議員は、安部陽、福廣和美議員、山路一恵議員、武藤哲志議員、渡邊美穂議員、安部啓治議員、田川武茂議員、小柳道枝議員でございます。

請願代表者は、連歌屋を守る会代表、梶原清隆さんでございます。

請願を読みまして、説明にかえさせていただきます。

請願要旨及び理由。

このたび連歌屋一丁目2157番地にウイークリーマンション（20戸）を建設すると突然告げられました。ウイークリーマンションはテレビCMでも知られているとおり、敷金、礼金、保証人なしで簡単に入居でき、短期で入居者が入れかわる営業形態をとっています。また、管理人不在で住民票を移す入居者もほとんどいないため、入居者がだれなのか把握もできません。不法滞在者等、身を隠す場所としてうってつけの施設となっているとのうわさも聞きます。

この地区は、第一種低層住居専用地域であり、住環境を最優先すべき特別な地域であります。このようなところに旅館業に類するようなウイークリー並びにマンスリー等の定住を目的としない居住（宿泊）施設は好ましくありません。この地区は、四王寺山の山林に囲まれながら宝満山を眺めることのできる気持ちのよい場所です。この地区には、太宰府小学校、筑紫台高校が隣接しており、ウイークリーマンション建設予定地に続く狭い一本道（幅4m）を小学生、高校生が通学路として利用しています。（筑紫台高校裏門より70m上がったところが建設予定地、先は袋小路となっております。）この地区は、日中主にお年寄りや幼児とその母親が静かに生活をしている場所です。

このような地区に、定住を目的としないホテルまがいの居住（宿泊）施設が建つことで地元住民や小学校、高校に通う児童・生徒が何らかの事件、事故に巻き込まれるのではないかと大きな不安を抱いております。このような地区に、定住を目的としないホテルまがいの居住（宿泊）施設の建設を認めるようなことは、地域住民として決して容認できません。

以上のことから、以下の4点につき切にお願いし、お願いいたします。

請願項目。

1、この地域は狭道のため、児童・生徒の登下校の様子、周辺の地形の様子や学校との位置関係、通行量などの調査を行うことを願います。

2、連歌屋一丁目2157番地にウイークリーマンションを建設しようとする業者、施工主に対し、連歌屋一丁目の住民の3分の2の合意を得るまで建設しないよう市は強く指導していただ

き、紛争解決に努めることを願います。

3、太宰府市におけるウィークリー並びにマンスリー等の定住を目的としない居住（宿泊）施設の建設、運営に関しての規制を強く求めます。

4、地域とのコミュニケーションのとれる入居者を対象とする普通の民間住宅を建てるよう業者、施工主に強く働きかけることを願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第4号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第24 意見書第3号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等に関する意見書

議長（村山弘行議員） 日程第24、意見書第3号「公共輸送機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番渡邊美穂議員。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） 「公共輸送機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等に関する意見書」についての趣旨説明を行います。

提出者は、渡邊美穂。賛成者は、田川武茂議員です。

JR九州は、お手元に資料を配付しておりますけれども、北海道、四国同様、国鉄が民営化された時点から赤字経営が確実なものであったため、これまで経営安定基金の運用益、そして線路などの固定資産税の減免措置などによる負担軽減や独自の経営努力によって利用者への負担をできるだけ少なくしながら、赤字を解消すべく努力してきました。

JR九州は、民営化以来営業損失の減少に努め、当初288億円あった赤字を平成16年度に初めて4億円の黒字にすることができました。しかも、この約20年間の間にわずか1回の運賃値上げを行っただけです。しかし、この裏には赤字路線の廃止や大幅な人員削減があったことも事実です。

ここ数年、JRの大きな事故が相次いでいます。この要因の一つとして、ベテランといわれる職員の数が大幅に減ったことによる危機管理への対応の不十分さが上げられていることは、皆様もご存じのとおりです。したがって、これ以上の人員削減は安全対策面からも決して好ま

しいものではありません。また、相次ぐ高速道路などの開通に伴い、運行収益についても今後大きな変化は期待できない状況です。

現在行われている支援策がなくなった場合、ＪＲ九州は再び赤字経営となり、その結果、利益率の低い路線の廃止と運賃値上げを行うことになることは必至です。それはとりもなおさず利用者への負担につながります。これまでのＪＲ各社の経営努力を無にすることなく、今後さらに黒字の額が増えるまで現在の支援策を継続していただくための意見書です。

なお、提出先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣です。

どうか趣旨をご理解いただき、ご賛同いただけますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第３号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は６月１４日午前１０時から再開します。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午前１０時３６分

~~~~~

1 議事日程(3日目)

[平成18年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成18年6月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 安部 陽<br>(15)    | <p>1. ウィークリーマンション等短期滞在型宿泊賃貸マンション建設について</p> <p>(1) 旅館業法に該当すると厚生労働省は認めているが、第一種低層住居専用地域には建設できないと史料される。その見解について。</p> <p>(2) レオパレスの利用契約システムと、どのような会社であるのか。</p> <p>(3) 短期滞在型住宅については、学校周辺、一般住宅地になじまないと史料する。安心、安全のまちづくりのために、都市計画、建築基準の見直しが早急に必要と思われる。その見解について。</p> <p>(4) この地区は、小学生、高校生の通学路で狭道のため、交通事故が多発すると予測される。対応策について。</p> <p>(5) 旅館業法によれば学校教育法に基づく施設があれば許可できない。100m以内と思われるが、その見解について。</p> <p>(6) ウィークリーマンションは、住民の住環境は守れなくなる。また建築確認申請が民間の日本E R Iとも聞いている。許可が安易にされていることに問題がある。今後は許認可を行政で行うべきと考える。国、県に働きかけ検討すべき課題である。その見解について。</p> |
| 2  | 武藤 哲志<br>(19)   | <p>1. 中学校給食実施計画について</p> <p>(1) 実施される給食費用額はいくらなのか。</p> <p>(2) 給食調理方式はどのように検討されているのか。</p> <p>(3) 春日市の弁当代は一食当たり240円で生徒の利用率は高く、大野城市の弁当代は一食当たり400円であり生徒の利用率が下がっている。また給食施設整備費は中学校四校で約3,700万円であるが、どのような対応を考えているのか。</p> <p>2. 乳幼児医療費の初診料無料化に対し、福岡県が2分の1の補助実施を決定したので太宰府市でも実施を</p>                                                                                                                                                                                                                                                    |

|   |                 |                                                                                                                                                                                         |
|---|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                 | 平成11年3月14日に乳幼児医療費の初診料を無料にするべきと一般質問を行った。回答では、財政的に約2,000万円が必要であるため困難であり検討すると答えていたが、福岡県が全国で最後の乳幼児医療費初診料の無料化に対して、補助金を出すようになったので太宰府市での実施を要求する。                                               |
| 3 | 中 林 宗 樹<br>(5)  | 1. 高雄公園(仮称)の整備について<br>高雄公園(仮称)の整備については、平成19年度着工、平成20年度完成予定との計画であるが、具体的にどのような整備を考えているのか伺う。<br>2. 水城跡の整備について<br>水城跡については、太宰府市への玄関口に位置しており、それらしく整備されるべきと思う。水城跡整備計画はできているが、どのように進められるのか伺う。  |
| 4 | 清 水 章 一<br>(13) | 1. 障害者自立支援法について<br>(1) 障害福祉計画ならびに障害者プランについて<br>(利用者負担、就労支援、地域生活移行等)<br>(2) 障害者自立支援法全般について                                                                                               |
| 5 | 福 廣 和 美<br>(17) | 1. 交通対策について<br>(1) 市民の交通手段としてのまほろば号を今後どう考えるのか。<br>(2) 観光者向けの交通手段としてのまほろば号について<br>(3) 近隣市との関係は。<br>2. 障害者対策について<br>身体障害者福祉協会から市に提出されている要望書に対して、市はどのように対処しようとしているのか伺う。                    |
| 6 | 不 老 光 幸<br>(7)  | 1. 「国民年金健康保養センター太宰府」売却の市の見解について<br>(1) 国民年金健康保養センター太宰府の売却についてどのようなになっているのかその予定と現在の状況を伺う。<br>(2) 市で何らかの方法で確保する考えがないか伺う。例えば市営、または市独自の組合組織、あるいは商工会、観光協会も含めた組合組織による第3セクター方式による確保は考えられないか伺う。 |

2 出席議員は次のとおりである(20名)

|    |               |    |             |
|----|---------------|----|-------------|
| 1番 | 片 井 智 鶴 枝 議 員 | 2番 | 力 丸 義 行 議 員 |
| 3番 | 後 藤 邦 晴 議 員   | 4番 | 橋 本 健 議 員   |
| 5番 | 中 林 宗 樹 議 員   | 6番 | 門 田 直 樹 議 員 |
| 7番 | 不 老 光 幸 議 員   | 8番 | 渡 邊 美 穂 議 員 |

9番 大田勝義 議員  
 11番 山路一恵 議員  
 13番 清水章一 議員  
 15番 安部陽 議員  
 17番 福廣和美 議員  
 19番 武藤哲志 議員

10番 安部啓治 議員  
 12番 小柳道枝 議員  
 14番 佐伯修 議員  
 16番 田川武茂 議員  
 18番 岡部茂夫 議員  
 20番 村山弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(29名)

|                    |      |                         |      |
|--------------------|------|-------------------------|------|
| 市長                 | 佐藤善郎 | 助役                      | 井上保廣 |
| 収入役                | 松島幹彦 | 教育長                     | 關敏治  |
| 総務部長               | 平島鉄信 | 総務部政策統括<br>担当部長         | 石橋正直 |
| 地域振興部長             | 松田幸夫 | 地域振興部地域コミュ<br>ニティ推進担当部長 | 三笠哲生 |
| 市民生活部長             | 関岡勉  | 健康福祉部長                  | 古川泰博 |
| 健康福祉部子育て<br>支援担当部長 | 村尾昭子 | 建設部長                    | 富田讓  |
| 上下水道部長             | 永田克人 | 教育部長                    | 松永栄人 |
| 監査委員事務局長           | 木村洋  | 総務課長                    | 松島健二 |
| 財政課長               | 井上義昭 | まちづくり企画課長               | 神原稔  |
| 産業・交通課長            | 山田純裕 | 市民課長                    | 藤幸二郎 |
| 福祉課長               | 新納照文 | 国保年金課長                  | 木村裕子 |
| 建設課長               | 西山源次 | まちづくり技術<br>開発課長         | 大江田洋 |
| 上下水道課長             | 宮原勝美 | 施設課長                    | 轟満   |
| 教務課長               | 井上和雄 | 学校教育課長                  | 花田正信 |
| 文化財課長              | 齋藤廣之 |                         |      |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 伊藤剛  | 書記   | 花田敏浩 |
| 書記     | 満崎哲也 |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

本定例会での一般質問通告書は11人から提出されております。そこで、一般質問の日程はさきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日14日は6人、明日15日は5人の割り振りでやりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

15番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） 皆さんおはようございます。

ただいま議長から一般質問の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

ウイークリーマンション等短期滞在型宿泊賃貸マンション建設について。

このたび連歌屋一丁目にウイークリーマンションを建設すると突然業者から告げられました。この地区は、皆様もご存じのように太宰府小学校、筑紫台高校と小学生、高校生の学びやの地でもあります。

今回建設されますマンションは、短期間、週単位の利用者に部屋を提供する建物で、体一つで入居できる、家具、家電つきで、早い人では二、三日で退去があり得るとのことです。このような住民登録もないような方が入れかわり立ちかわり入れかわれることは、疑心暗鬼な気持ちで私たちは常に不安を抱きながら毎日の生活を送らなければなりません。

また、今回建設されますマンションは20戸建てで、不特定多数の入居のため1室3名まで利用ができ、万一満室の場合は60人もなり、私たちの生活環境破壊や地域のコミュニティ活動への危惧が生じるのではないかと思料されます。

また、不特定多数の短期間滞在のため、利用者はほとんどが若い人たちの利用施設ではないかと思料され、私は第2の池田小学校事件をはじめ、交通事故の多発やいろいろな事件や事故があるのではないかと危惧する者の一人でもあります。

私たちは、既に市と県にウイークリーマンションを許可されないように陳情をいたしておりますが、その中での回答は、県におきましては太宰府市はどのようなまちづくりをなされようと考えてあるのかが問題ですと。市におきましては、建築基準法によって要件が満たされてい

ればという考え方で、簡単に許可をされるようなムードでもあります。このような管理人不在の建物を安易に許可される市は、市民や児童をどのようにして今後守られていかれるのか疑問を抱く者の一人でもあります。

私は、建設に際しては、建築物の内容、社会環境、自然環境、住環境等総合的に判断されて建築許可をされるべきと思いますが、今までの市との交渉の過程からして、市民を守ろうとする姿勢がうかがわれません。

また、市は、建築目的、事業内容等法的な問題と周辺環境等を含め検討され、業者に対して建築条件を付すべきだと思います。今回計画されている建築物は、マンション等の施設を使用する形態の旅館業についてという厚生労働省健康局生活衛生課長通知あるいは税務署の見解は、旅館業法に相当すると認めております。したがって、今までの高層マンションの建築紛争とは違った形の問題であり、市は真剣にこの問題を正面からとらえ、市民に対してきちんとしたまちづくりに対する態度をとるべきだと思います。

私たち周辺住民といたしましては、住環境が守られ、コミュニティの維持もできるファミリーマンションであれば容認いたしております。したがって、次の点についてどのように考えてあるのか伺います。

1、この地区は、建築基準法で第一種低層住居専用地域と史料されますが、今回建設される建物は、契約期間が短く、寝具、冷蔵庫、テレビ等が備えられ、前払いにて簡単な手続で寝泊りができます。平成17年2月9日、厚生労働省健康局生活衛生課長通知によれば、旅館業法に該当すると思われます。この建物に対する見解がもし該当するとすれば、この地区には旅館業法により建築できないと思います。その見解をあわせて伺います。

2、レオパレス21の利用契約システムと、どのような会社と認識されているのか伺います。

3、第四次総合計画で、人を大切に豊かな心をはぐくむまちづくり、健やかで安心して暮らせるまちづくりなど目標が掲げてありますが、今回のような短期滞在型住宅については、学校周辺、住環境など検討しながら建築許可をすべきで、歴史と文化のまちづくりの本市の場合にはなじまないと思われます。市民を守るため、安心、安全のまちづくりに際し、都市計画、建築基準の規制等を含め、早急に見直しが必要だと思われますが、その見解を伺います。

4、この地区は、小学生、高校生の通学路で狭道のため、歩行者や児童は側溝の上を歩いている状態で、交通事故が多発すると予測されますが、この対応策と周辺の道路事情について市の見解を伺います。

5、旅館業法第3条には、学校教育法に基づく施設が100m以内にあるときには、このような建築物は許可ができないようになっておりますが、この建物は旅館業法に相当する建築物と認識されますが、どのような判断をなさっているのか再度伺います。

6、ウイークリーマンションの建設は、住民の住環境を守れなくなります。建築主は、建築確認申請を民間の日本E R Iに申請されたとも聞いております。民間での建築確認申請は、安易に許可されていることに問題があります。したがって、国、県に働きかけて、許認可申

請のあり方について再検討すべき重大な課題と思いますが、その見解を伺います。

再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、ただいまのご質問についてご回答申し上げます。

まず、1点目でございますが、今回事前協議のありました建築物は、ワンルーム形式の共同住宅ということで申請されておりますので、この地域は第一種低層住居専用地域でございます、ということで建築可能ということでございます。ただし、使用形態が旅館業法、これは県の保健所の認可でございますが、これに該当した場合は、建築基準法の違反に当たるといふふうに考えます。

2点目のレオパレス21は、主に住宅を一括借り上げしまして、その住宅をサブリースといいますが、管理運営、そういうものをするという形で利用者に提供することを行っている会社でございます、利用形態としては賃貸が主でございます。いわゆるウイークリーマンションと称する施設の利用も取り扱っている会社であると認識いたしております。

3点目でございますが、建築基準法に基づきます建築確認業務、これは県の業務でございます、市においてはその権限はございません。そういうことから、国の法律に合致いたしました建築物に対しまして規制をかけるということにつきましては困難であると考えております。

続いて、4点目の交通安全対策でございます。以前から通学路でもあるということから要望が上がっております。そういうことで、できる限りのことは対策は行ってまいりたいと、そういうふうに考えております。

5点目についてでございます。旅館業法によります施設の営業許可業務は、先ほど申しましたように福岡県の業務、県の業務でございます。市にその許可権限はございませんということをおきたいというふうに思っております。

最後に、6点目でございます。民間の確認機関は、国、県がその機関の能力、資格等を審査しまして業務を認可された機関でございます。法を遵守して建築確認業務を行っていると考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今回回答を得ましたけれども、まず市の方にこの建築についてご相談があると思うんですね。それで、市はそれを聞いて、それに基づいて副申をつけて恐らく県の方に申請が行くだろうという想定はされるわけですが、その業者指導ですね。その最初の業者指導をどのような形で現在行ってあるんでしょうかね。こういうような、まず建てる時点までは恐らく建築の問題ですね、回答のあったとおり。それから、今度はこれを営業するようになると旅館業法に当たると。そういうような2つの、時点がちょっと違って、前の段階では建築可能だと、しかしながら次の時点では旅館業法だと、そうなれば、ここのはっきりとした形態が旅館業法というふうに分かってくると、こういう建物は業者から申請があったときにははっき

りとお断りすべきと思うんですがね、その点の指導はどのように今回されたんでしょう。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） まず、今議員さんおっしゃるように、窓口に業者なり施主の方なりが来られましているんなことをお尋ねになります。規制とか条件とか、いわゆる建ぺい率とか容積率とかそういうもの、それから市の方としては道路形態とかそういうものを確認しまして、この物件に関しましては、先ほど申しましたように、共同住宅ということで出ております。ウイークリーかどうかというのは、この時点ではわかりません。ご承知のとおり、住民の方からそういうウイークリー的なことで使われるおそれがあるということも聞きましたので、あわせて説明会あたりで聞いたことを窓口に来ます業者の方に市から確実に伝えております。あくまでもまだ共同住宅ということで、営業形態のことについてはまだこれからのことになるかもしれませんが、今のところ共同住宅ということで申請がっております関係で、建築基準法上の判断を本市としてはしておるということでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今、土木の方で対応してあるのは、もう建築のみを、その時点が、前の段階だけを考えてあるわけですね。今後のやはりそういう形態が変わってくると思うんですよ。いよいよ建物が建って営業されるようになると。しかしながら、現在地元に出されておるのは、こういう20世帯で今ワンルームマンション。そして、説明を聞くところによると1室に3名まで入れると。それから、そのこの会員さんであれば、何かもうパスポートのようなものです。すすすすすす次の場所、次の場所と移られるというようなことですね。それで、そういうような形態で、やはり建築はいいと、しかしながらその後の段階でだめだというようなことはわかっておるんですね。そこをどのような形でストップをかけるのかというのが今の問題だろうと思うんですね。で、そのストップをするために、やはり前の段階で副申をつけるときに、こういうようなことも聞いておるといようなことで、そういう副申を県の方に出されないのかどうか。私が聞くところによると、そういう条件等も付さないといようなことを聞いておりますので、私はそこに問題があるんじゃないかということを行っているわけですね。その点の考え方を。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 旅館業法になるのか、抵触するのかというのは、非常に難しい問題であろうと思いますし、私どもででき得ることの範囲としては、その業者に対してということの信頼性と申しますかね、そういうものを信じて確認申請が出されておるといふふうに思っております。テレビ等でこのレオパレス21というところは盛んに宣伝をしておりますし、そういう短期間のそういうものを業務形態としてやっておるといことは承知しておりますが、この物件に対しましてそういう短期間で入れかわるといことについてはですね、これは窓口でも確認をしておりますけども、その短期間というのがどこで短期間かというのはわかりませんが

も、週単位で、例えば1週間以内とかで入れかわるとか、そういうことは今のところ窓口のやりとりの中では聞いておりませんし、そういうことから建築基準法、そういうもので判断せざるを得ないというふうに思っております。

副申のあり方についても、文書ではそういう進達というのはやっておりませんが、県の担当の方とそういう細かな住民の意見とかそういうことを心配されておるということは確実に伝えておるといようなことで今行っておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ちょっと今の副申の問題でちょっとこれは問題だと思います。というのが、行政は文書に始まって文書で終わるとというのが原則ですよね。それが口頭で終わらせるということは、そういうのは聞いていません、聞いていますといようなやりとりになると思うし、やっぱりこういう大事なのは文書でもって県に申請すべきと思いますが、その点。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 私が具体的に副申とかそういう業務を担当したことはないんですけども、副申につけるべき内容とかそういうものは決まっておると思います。そういうことのほか、私どもの指導要綱というものがございまして、そういう中での説明、そういうものをやらせておまして、それに基づいた内容等、そういうものを県の方に何もありませんよといようなことで進達するのではなく、口頭で、実際道路のこと等についてもこういう状況であるといようなことを確認をとって伝えておりますから、おっしゃるように無責任に市が県に進達しておるといことはございせん。その地区の状況を確実に伝えて、県の方もできる限りのことはするといような形をとっておるといことはご理解いただきたいといふふうに思います。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） この問題は今後検討していただいて、前向きにお願いしたいと思ます。

それから、先ほどこのウイークリーマンションについては、賃貸契約、そういうような会社であるということだけで来ておったと思うんですが、私も2回ほど会ったんですね。その中で、私は特にこの会社はだめだといふふうに感じたのは、まず担当、その現場の担当課長が地主を連れて次回にはお伺いしますといような約束をしておったわけですね。それが、当日になって、もう私どもは委任状で終わらせますといようなことで、そういうように、じゃあなぜ確実に連れてくるという約束したかと言ったら、あれはでたらめでしたといことをはっきり言ったんですよ、皆さんの前で。ね。でたらめでしたといような担当課長が現場に来ると。それから、そこに大阪から今日は応援に来ておりますといような人も、住民登録は私は一切しておりませんと、そういうような会社ですよ。そういうような会社に対して、やはり業者は信用せんといかんといものの、そういうような現場での実態といことをこの際はっ

きり私申し上げておきます。

それからもう一つは、あそこの、先ほど部長は今後できる限り道路については考えていきますと。このできる限りということが、ちょっと範囲が広いわけですね。それと、どの程度されるのかと。やはり、昨日私太宰府小学校に行きまして校長先生にも会いました。その中で、あの道路をどのくらいの生徒が使っておりますかというおおよその人員を調べていただきますと、約255名というような数字が出てきておるわけですね。その255名の方が側溝の上を通っていると、車が通るときは。みんなが通っているんですよ。そして、雨の降るときにはもう傘が差せないんですね。そういう狭いところです。

それから、よく見られるとわかるように、消防車も通れないと。水害、地震、いろいろ風水害があったときにも、消防車も通れないようなところに250人からの生徒が通学しておると。そういう場所で今回20世帯プラスされる、あるいはこれが最高で60名の方が入るということになると、あれはもうふん詰まりの状態ですね。行き詰まりですか、そういう道路でありますので、できる限りじゃなくって、結局私に言わせれば、そういうマンションはこの学校の周辺にはなじまないというところで建ててもらわん方がいいです、最初に。道路をつくったりするよりも、まずそういうような姿勢で臨んでいただきたいということが私の主張ですね。もう道路を扱うよりもそういうマンションは来てもらわない方がいいということを念頭において処理をしていただきたいと思います。

それから、話が前後しますけれども……。

それから、現在市内には十二、三棟建っているというようなことを聞いておるわけですが、この十二、三棟建っておる建物はすべて、例えば20戸建てであれば20個の駐車場があるのか。なければ、どういう設置義務があるのか、ちょっとその点教えてください。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今、市内にこの手の建物が建っておる部分のということでございますけれども、私もこの請願と、それから皆さん来られましたので現地を幾つか確認してまいりまして、第一種低層住居専用地域に、同じようなところに大体12棟ぐらいは建っておって、あと第一種住居地域といいますが、街に近いところ、そういうところに二、三棟建っておるということを確認いたしまして、駐車場関係がそのときどうなっておるかまでは確認はいたしておりませんが、おおむね戸数の駐車場ぐらいは、駐車スペースはとってあったような気がいたします。ただ、指導要綱がございますので、それを確実にクリアしての建物だということは申し上げておきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） その指導要綱では大体どのようになっていますか。駐車台数ですね。例えば20戸建ての場合は50%でいいですか。ちょっとその点。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今申されましたように50%、20戸建てであれば10個をクリアしておれ

ば、一つの指導要綱上はよいということにいたしております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 大体考え方がまだまだ、私が最後に聞きたいのは、建った後のことまで考えて県の方にも話していただき、それからこういうマンションはできない。それから、あるいはこれがそういう旅館業法に基づくとすれば、今度建てられようとするところは、表の4m道路のところ約70mぐらいですよ、はかってみて。それから、一番近いところは15mから20mしかないんですよ、筑紫台高校まで。それで、字図を見られたら、のり面で次のこのマンションのところになっていると。のり面が15mぐらいあって、それで離れているというような状況。それで、旅館業法に該当するとすれば、即刻これは取り消しと思うんですよ。そこを認識していただかないとこの問題は解決しないと思うんです。やはり旅館業法は100m以内にこういう学校教育法に基づく施設がある場合は建てられないとはっきりうたってあるんですよ。それで、あなたたちは、建設してもいいですよと言った後にそういう営業になってきたときに、これは取り壊しなさいという強い姿勢で関係の機関と協議してやる必要があると思うんですよ。そこまで腹に据えて今回のこの処理はお願いしたいと思います。

最後に、市長のこの見解をお願い.....。

（「 - （聞き取り不能） - じゃないですか」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 静かにしてください。

安部議員、質問よろしいですか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 私ども請願も出しておったと思いますけれども、その結果についてちょっと参考になれば教えてください。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 請願が出されまして建設経済委員会で慎重に論議されて採択ということ聞いておりますし、その中でいろんな質問も出まして現地も確認したところでございます。皆さんの意見、その前に住民の方々、直接お会いしまして顔を拝見しながらお話しして十分に気持ちはわかっておるところでございますが、その後のことにつきましても部内で論議をいたしておりまして、どういう形になると旅館業法になるかというようなところ、そういうところについては、それこそ建ってみないとわからないという部分がございますので、こういう請願、そういうものが出ました関係で業者の方に確認をする。それから、そういう資料の提出を県を通じても出していただくとか、そういうことを考えていかざるを得ないかなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 請願の方ありがとうございました。また、各委員の方、本当ありがと

うございました。

やはり、今まで、もうこのマンションについては昭和63年からずっと東京都をはじめずっとこれ来ているんですね。それで、もう旅館業法だという認定もされておるし、それに基づいて税務署も税金をきちっと取っておるわけですね。それで、私が言っているのは、建てる前はさらあ、あなたたちは許可していいですよ。しかし、その後の営業が、そういう旅館業法になって来とるんだから、そこをね、もう一度よく考えてね、判断してもらいたいと思いますが、これは県の保健所に行かんといかんのだとか言われると思いますけれども、そういうなすり合いされんで、やはり一体となってこれはお願いしときます。

議長（村山弘行議員） 要望ですか。

15番（安部 陽議員） 要望しときます、これは。

それから最後に、市長のこのまちづくりについて、こういうようなマンションが出てくるといことは、私は太宰府市にふさわしくないと思うんですね。やはり人口を増やすということもありますけれども、これは人口を増やす方にもならないし、かえって市民のコミュニティを乱すような私は施設だと思っておりますので、どういような今後のまちづくり、県の方でもこれは太宰府市がどのように考えておるかということ突きつけられまして私もはっとしたわけでございますけれども、その点についてご回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまウイークリーマンション問題につきましていろいろご指摘がございましたけれども、ただいま部長がご説明申しましたとおり、適法に建築されておれば、おのずから指導の限界はあると思いますが、今ご指摘のとおり、いろいろ建ちました後の経営方法、運営方法等にご指摘のような問題があれば、これはこのことにつきましては十分な指導あるいは所轄官庁からの営業停止だってあり得るわけでございます、そこはまだ未確認の問題でございます。ただ、マンションの建設につきましては、ワンルームマンション等々地域との紛争が非常に多くなっておりますので、そのことにつきましては業者の方にも我々は開発行為等整備要綱等に基づいて指導もしておりますし、今後とも周辺住民の皆様によく話し合ってきたきまして、理解を求めて運営また建設に当たられるよう、今後とも指導してまいりたいと、かように考えおります。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ホテルあるいは学生アパート、ファミリーマンション等については都市計画法に基づいて建設できますが、今回のウイークリーマンションは、本市の歴史と文化のまちづくりにはなじみません。せんだって、太宰府ストア跡地に11階建てのアパートが建つ予定でした。そのときには、市は即座に都市計画法の見直しをされて、ああいう15mの建物制限だとか、そういうことに取り組みまれていたと思います。今回もこういうようなてきばきとした条例改正なりそういうような見直しをされますようお願いいたしますとともに、また旅館業法的な営業になったときには、各関係機関と協議されて取り壊すという強い信念のもとにこのマンシ

ョンに対する対応をしていただきたいと思います。このようなマンションが余り太宰府にはふさわしくないということを再度申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 通告いたしております2項目について、市長、教育長に回答を求めます。

1項目めの中学校給食の実施については、平成17年12月15日、教育長より実施の附帯事項を含め市長と協議をお願いするとして具体的に報告をいただきましたが、本日まで具体的な内容が明らかになっていませんので、再度回答を求めます。

初めに、財政支援対策として、実施は生徒の栄養管理、食の安全と食材の確保、衛生管理、栄養士の配置を特に行うとのことですが、1点目の回答として、小学校栄養士を兼務させるのか、新規採用を行うか明らかにしていただきたいと思います。

2点目は、栄養士が栄養管理、食材の安全計画をする場合、委託業者の関係で食材費用等によって弁当の内容、金額も変わると考えられます。現在、弁当給食を実施している春日市と大野城市でその格差が明らかになっております。春日市では、市長はじめ教育委員会が父母の負担を軽くするために福岡県に要請し、学校給食法に基づいて学校給食会食材を利用しているために1食当たりの弁当代は240円で実施されておりますので、全中学校の利用率が50%を超えております。一方、大野城市では、食材等は業者が確保するために、入札業者もやっと1社が参加いただき、1食当たり行政が50円補助を行うということで、父母の負担は350円で実施されておりますが、利用率は全校で10%です。

太宰府市の弁当給食制度については、春日市方式、大野城市方式、また別な考え方を持っているか回答いただきたいと思います。

3点目は、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくとの配慮が必要であり、備品、配膳室の整備を行うと回答いただきましたが、中学校4校施設整備費、弁当用食器備品や委託料、配送料を含め、当初予算に計上されておりますが、市長の回答では、今年の2学期から実施したいとのことでしたが、具体的にどのように進んでいるのか回答いただきたいと思います。

4点目は、弁当給食を実施したが、実施内容によっては父母負担が大きく、生徒の利用率も低くなり、以前と同じように購買でパンを買う結果になっている状況は好ましくないと考えられますが、このようなことのないような状況も教育委員会では検討されているのか、回答いただきたい。

春日市では、弁当給食メニューを1か月単位に父母に配布され、予約し、弁当代金を振り込み方式で行っておりますが、太宰府市では券売機利用計画ですが、どのような事務処理の内容なのか回答ください。以前、教育長の説明では、学校給食事務全般職員配置を要望しておりますが、職員配置によっては、学校給食法に準じる対応をすることができると思いますが、福岡

県に要請することもあわせて検討する必要があると思いますが、これもあわせて回答いただきたいと思います。

5点目は、中学校弁当給食を業者に委託するわけですが、現在は小学校の給食調理業務が委託されております。市内の4校の中学校給食も、小学校の調理施設を利用し、4校の中学校に配送する方式を検討する、特に市の外郭団体でありますシルバー人材センター等活用する方法も検討できるんじゃないかと思いますが、この点について市長、教育委員会の考え方、これもあわせて回答いただきたいと思います。

2項目めは、乳幼児医療費の初診料の無料化実施について再度質問いたします。

以前の質問では、乳幼児の医療受診回数や医療額、乳幼児数、少子化対策などを含めた質問を行いました。結果的には、太宰府市単独での支出予算額として約2,000万円の財政が必要であり、できないとのことでしたが、福岡県は少子化対策としてやっと3歳未満児の初診料の2分の1を地方自治体が条例等対応すれば補助を行うと決定いたしました。その結果、県下の自治体では、乳幼児の初診料無料化の準備を行っておりますが、太宰府市はどのように行うのか明らかにしていただきたいと思います。

県内の全自治体では、入院は就学前まで医療費の無料化が実施されております。また、通院については、就学前まで無料化は宗像市、福津市、二丈町等県下7自治体で実施されております。太宰府市は、4歳未満児まで乳幼児医療費の無料化を行っておりますが、年齢4歳未満も含めた初診料の無料化を実施すべきと考えますが、早急に実施いただくために市の方針を含めた市長の回答を求めます。

再質問については自席で行います。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） ただいま議員から、中学校給食をランチサービスと呼んでおりますので以下ランチサービスでお答えさせていただきます、ランチサービスの実施に対し、5点について質問がなされました。

1点目の栄養士の配置につきましては、生徒の栄養管理や食の安全面確保などから、嘱託栄養士を教育委員会に1名配置することで進めたいと思っております。

2点目の方式につきましては、現時点では近隣市の大野城方式に準じた方式を考えております。しかしながら、春日市と大野城市で利用率が大きく違っており、保護者負担や注文方法のあり方なども十分検討する必要があると考えているところです。

3点目の進捗状況でございますが、実際に導入した場合、注文数がどの程度あるのか把握をするため、本年5月、生徒、保護者に対しますアンケートを実施し、現在集計をしております。そのほか、1食当たり単価の検討や業者検討のための業務、配膳室設置に向けた業務など、2学期の秋口導入をめどに現在作業を進めておるところです。

4点目の購買でのパン販売につきましては、今までどおりの継続を考えておりますが、1食当たりの単価がパン購入や給食利用率に大きく影響するものと考えております。今回のランチ

サービスを利用するかしないかは、生徒、保護者の判断もありますことから、1食単価や注文方法など、生徒、保護者の皆さんが利用しやすい内容にしたいと考えております。

なお、当初予算編成時には券売機を利用する注文方法を考えておりましたが、現在他の方法も含め再検討しているところでございます。

5点目の小学校施設やシルバー人材センター等の活用につきましては、現在の小学校施設を大幅に改修する必要がございますことや、食の安全性、衛生管理などの面から大量調理施設衛生管理マニュアル並びに学校給食衛生管理の基準に基づき整備されている民間調理施設を考えております。安全でおいしい、生徒に喜ばれますランチサービス、いわゆる中学校給食の実施に向け、今後1食当たりの単価や注文方法、注文の流れなどを検討し、実施していきたいと考えておるところです。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、このランチサービスという形で栄養士は嘱託を1名配置するということですが、その1名で4校の弁当を企画するわけですが、それはもし仮定として単価だとか仕入れ金額だとかいろんな部分の栄養士の業務的な問題、仮定の話で、どの業者が受けるかわかりませんが、この食材とか栄養管理、カロリー、こういう問題がありますが、そういう嘱託職員を配置してやろうとする内容、現在小学校の自校方式でやっている栄養士の仕事との違いはどのような形になるでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 小学校に自校方式で採用して配置されております栄養士と今後中学校給食の担当として採用します嘱託栄養士の違いですが、基本的には業務内容は変わらないと思います。特に、食材とかカロリーとか、そういった献立をつくる部分が中心になるかというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 教育部長、今変わらないと言いましたけどね、弁当給食とそれから学校の調理施設を使っつつくっている給食と、弁当と給食が変わらないということを確認できますか。春日市では、やっている内容は、弁当ですけど給食方式ですよね。ところが、太宰府市がやろうとするのは、後の問題に入りますが、弁当と給食との違いというのは大きくあると思うんですけど、1食当たりどのぐらいの単価で抑えるのか、どういうカロリー、食材を使うのか、その部分がありますが、弁当と給食が変わらないということについて今回回答いただきましたが、変わったときはどうします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 部長が申し上げましたのは、食の安全とか、また栄養とか、そういうふうなものについてどうやっていくかということについては変わらないだろうと。ただ、業者の方に委託するという形で今進めておりますので、具体的な内容は、その辺の業者とのいろんな細

かな打ち合わせを持って、こちらの方の栄養士の役割もそれに準じていろいろ出てくるんじゃないかと思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 2つ目の回答ですが、大野城方式を考えていると。ところが、春日市は50%、多いところでは63%ぐらい利用率があるんですね。大変父母も喜ばれておりますし、特別委員会が調査に行ったときも、ぜひ春日市が行っているような調理法式、弁当方式をぜひしていただきたいと春日市の職員からもお願いがあっているようですが、一番利用率の悪い、子どもが好まない、そういう大野城方式をする。券売機は検討するということなんですが、ところが、一番大きな問題は、食材をはっきり言ってどのように安全な食材を確保してつくるのか。市が指定した、先ほど栄養士が献立を考えたものを業者にやると、そこに大きなですね、やはり単価もありますし、質の内容も変わってくると思うんですよ。だから、春日市では利用率が、子どもがおいしいと言って利用率が物すごく高い。大野城市ではおいしくないという生徒の声が出てきていることは現実の問題です。だから、50%と10%というデータが出ているでしょ。だから、その利用率を考えてということですが、その辺は太宰府市は大野城方式をとってみて、悪いところを参考にするというのは余り好ましくないと思うんですが、この辺はなぜ大野城方式に決定したんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 大野城方式に準じた方式を考えておりますけれども、大野城市が昨年導入をされた際に、本来ならば温かいものは温かく提供すべきであろうと私どもは考えますが、それが大野城市ではそうではなかった。また1食当たりの単価が春日に比べて高かった。注文の方式が翌週の当日分を前の週に1日単位で注文するとか、いろんな要素が重なって大野城市では利用率が非常に低いというふうに考えておりますので、大野城方式での悪い点を改善しながら太宰府市で実施をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大野城方式の悪い点を改善してやろうというんですか。まあ余り悪いところを参考に、その悪い点を改善して、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくというそういうものが利用されてない、利用率も少ない、そういうものをそれなら改善して、よりよい学校給食はどのように計画するというふうに考えられているんですか。どのように大野城方式を改善したらおいしい弁当給食ができるんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 今後の課題の部分と、もうちょっと基本的に中学校給食につきましては長い議論の経過がございまして、その中で、やはり何らかの形で弁当をはじめとして提供する必要があるんじゃないかというような事柄で、議会また特別委員会、そして3月予算特別委員会等で承認をいただきましたので、私どもといたしましては、いろいろ課題があるからといって先延ばしばかり考えるんじゃなくて、やはり決められたところの実施でいかにして改良しながら

らやっていくかということを考えていきたいと、そのように努めているところでございますので、どうかご理解いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 教育長が今言いました、一番基本はね。それじゃあ、学校給食会の食材というのは、国の補助金を受けて、筑紫野市にあります、各小・中学校にずっと食材が栄養士がつくった献立で、今小学校に来ているんですよ。ところが、業者に委託するのに学校給食会の食材を利用して給食単価を下げることと、安全な食材を提供して、その食材を使って業者につくらせる。あなた方は小学校の民間給食委託の問題は大変論議を私としましたが、そのときに言ってきたのは、学校給食会の食材を使いますよ、ただ調理をする人たちだけが委託業者ですと、こう説明してきたでしょ。今度の場合は、中学校給食をやるうというのに、学校給食会の安い、安全な食材は使わなくて、とりあえず栄養士が献立したものを業者が食材を確保してつくる、こういう状況の矛盾点があるんだけど、春日市ではそこを検討した。その結果、国の、県の補助金もあり弁当代が安くなったという実績がある。そして、おいしいと。ところが、それは抜きにして、一番経費のかからない、父母負担をする、業者も余り引き受け手のないような弁当給食をやるうとするのか。だから、私もさっき言ったように、安全な食材を安く、国の補助金があるものを確保して、そしてそれを業者に配送してつくらせたらよりおいしいものができるんじゃないですか、それが、学校給食会が学校給食法に抵触しないけど春日市は認められたと、そう言っているんですよ。だから、市長さんや教育長さんや教育委員会が、太宰府、全国の中でも、中学校の補助給食、牛乳給食とか、そういう部分は本当わずかになってきているんですね、全国的にも。だから、その中で太宰府市はやっと中学校給食をやるうとしたときに、よりよいものをやる方法としては、まず大野城市の悪い点を改善するために学校給食会の食材を利用することを、私は県に市長や教育長が要請しなさいと言っていることを、するのかしないのか。そこによって、弁当が大きく、子どもたちが喜ぶ、安い、父母の負担も軽くなる、この問題が目の前に下がっているのをそれはよけて通るのか、やはりお願いをしてみるのか、この辺はどうですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 学校給食法に該当させるのか、また県の方に要請するのかというお話でございますけれども、学校給食法を適用しない中学校ランチサービスということで進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 行政というのは、子どもたち、よく少子化対策とか言いますが、やはり小学校の児童を大切に、中学校の生徒を大切にするために、よりよい負担のないような、やはりよりよいものをやるうときに、そういう制度があるけど、学校給食法に抵触しない事業をやりたい、父母に負担をさせたいという方式は、やはり考え方を考える必要があるんじゃないですか。一度ぐらい食材だけでも安く仕入れる方法として、福岡県にお願いに行くぐらい

なことはすべきじゃないですか。ちょっと教育長の考え方がありますが、今市長、私と教育長、部長との論争を聞いておりましたね、あなたも福岡市の教育長さんされておりましたが、学校給食会の食材を利用させていただけないか、子どもたちに安い弁当が提供できるんですけど。今新聞見ましたら、野菜なんていうのは50%値上がりしているんですよ。キャベツ、ニンジン、ネギ、この長雨続きで。そんなときに出したって、業者が、はっきり言って食材とか、いろんなアメリカの肉も入ってきませんが、そういう状況の中で本当に学校給食会がぴしっと確保してくれるものが利用できるならば、おいしいものができんじゃないかと思うんですが。市長、教育長はですね、学校給食法に適用しない中学校ランチサービス弁当という形で市長をお願いをしましたが、市長と一緒に福岡県に学校給食食材を活用させてほしいというお願いに行けないんですかね。行っていただけないんですか。その辺どうでしょう。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 長年の懸案でございました中学校の給食でございますが、本年度実施したいということで、今教育委員会でもいろいろな形で検討し、実施の方法を今一生懸命考え、そして実施に向けて努力しておるところでございます。要するに中学校の給食が安全でおいしい、生徒に喜ばれる給食を提供する、これが本旨であると思いますが、今ご指摘のとおり1食当たりの単価の問題を含めまして、注文あるいは食材の注文方法、その流れでございますが、教育委員会等も今までいろいろな積み上げがあったと思いますが、その中で今ご指摘の点が考慮されるかどうか、十分教育委員会でも検討していただきながら協議してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） やはりある一定、教育委員会も努力をしていただいた、それから議会で特別委員会をつくって子どもたちの中学校給食をどうするかということで論議をした結果、あなた方もやはり中学校の生徒に弁当をという形で、真剣に考えてくれたことは評価しますよ。ただし、よりよいものをつくるためにどうするかというのを、決まったものの、やはりまだ模索するもの、それから改善するものが見つければ、それはそれで努力をしていく必要があるんじゃないかと思う。今市長の答弁では、そういう問題があって、食材が安く入るならばいいものもできるんじゃないかという部分がありますから、その辺はやはりもう一度ね。だから、大野城市で業者に委託しようとしたら委託業者がいなくて行政が業者を探して回らなきゃいけない、こういう矛盾が出てきたでしょう。春日市では、はっきり言って、競争業者を2業者にして、20分以内に温かいものは温かいもの、冷たいものは冷たいものと、保冷車としてかけた金額は1億5,000万円ですよ。後で論議にしますけどね。それだけ力を入れているのに、太宰府市はお金は3,700万円ぐらいだけで、あと業者任せの給食ではよりよいものは出てこないと思うんですが、まずその辺は今から先はまだ実施されていないわけですから、見直しをしていただく検討を行っていただきたい。

それから、先ほど大野城市が余りよくないけど、太宰府市では注文数を、そういうものを父

母のアンケートをとり、集約中で、1食当たりの単価はどうするかという、そして施設の改善という回答をいただきましたが、アンケートの集約をして、おいしければ幾ら、限度もあると思うんですが、350円ぐらいの弁当をお願いしようと思っているんですけど、1食当たりこれがずっといまだに特別委員会でも議会でも明らかにならないんですが、1食当たり大体どのくらいを検討しているんですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 今回の中学校ランチサービスにつきましては、大野城方式に準じたものを基本に考えておりました、350円前後になるかどうかというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そうすると、春日市は240円、そして太宰府は350円で、大野城市は配送料として50円補助しているんですね。そうすると、350円は配送料も含めた弁当代というふうに考えているんですか。一切市は補助を出さないのか。それともこの350円の中に配送料が入っておれば、配送料として業者が利益率を考えるならば、はっきり言ってその分食材の質が落ちるんじゃないかという心配もあります、この辺いかがでしょう。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 配送料といたしまして260万円ほど予算化いたしております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今のちょっと私も受けとめ方が悪かったんですが、配送料としては1食当たり幾らを考えておりますか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 市の予算として弁当配送手数料という名目で259万3,000円を予算化いたしております。259万3,000円。1食当たりに直しますと50円でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） わかりやすく、大きな金額259万3,000円じゃなくて、1食当たり、そうすると大野城市と同じじゃないですかと。本当にね、その部分、時間ももう30分たちましたが、次にね、大野城市では購買にパン、お握りがあるんですね。券売機の問題があってですね、親がお金を渡すとやはり券売機を利用しなくて、はっきり言って350円の弁当代をパンとお握りを買って利用するというのが物すごく高いという、こういう矛盾点が出てきて、今大野城市も大変悩んでいますね。だから、そういう購買は購買で今までどおり、そりゃ必要です、文具がありますから。ただし、購買にパンやお握りを置くことによって太宰府市ではそういう大野城市と同じような状況になるんじゃないかと思うんですが、だからそこで矛盾する問題も出てくるし、利用率が高まれば購買の、春日市ではもうパン、牛乳がね、必要ないというような状況になっている。ところが、大野城市は購買にパンと牛乳がある。しかも、券売機の予約の関係があってこういう矛盾点があるんですが、ここの部分は今までどおり、そりゃ文具だとか、いろんな物は必要ですけど、購買と弁当の部分で矛盾点はどう考えるつもりですかね。子

どもに親が金を渡して、あれなんですけど、今日は弁当要らないからという形で350円くれと言われて、そして200円ぐらいのを利用してですね、はっきり言ってあとの残りを自分の小遣いにするようなことは教育上好ましくないと思うんですが、この辺はどういうふうを考えられます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 諸計画に当たってですね、今までは大体教育委員会事務局サイドでいろんな計画立案をしてきたところでございますが、実際具体的に実施するといいたしますと、事務局はもちろんです、先ほど触れましたように業者の方、それから学校はどんなふう指導したり手続をしていただけるか、また保護者の方の試食を含めた対応とか、そういうふうな具体的な側面についていろいろ出てくるんじゃないかと思っております。

先ほど議員の方からもご指摘のありましたようなことについては、余り好ましいことではないとは思っております。その辺はですね、どういう方法を利用していくと学校としても行いやすいのか、そういうところはもう少し詰めていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時12分

~~~~~

再開 午前11時25分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、論議の過程の中でいろいろ明らかになってきているんですが、やはり、まだ実施段階、実施しておりませんからね、やっぱりよりよいものを見つけていただきたいと思うんですよ。だから、今私の方が提起しているのは、やはり小学校、先ほども、2度も言って申しわけないけど、小学校の調理の民間委託の問題が論議されたときにね、あなた方が私に説明したのは、やはり食材はちゃんと学校給食法に基づいて、調理だけをしますよと。だから、業者はたくさん指名に来たでしょう。業者は、本当食材確保しないでいいから、人件費で利益が出てくると。そのために私どももあれだけ論議もした経過がありますが、その部分を食材がどう安く入るか、安定するか、国の補助金を受けられるかを検討していただきたいという問題は、一つの大きな問題として提起はしておきます。

それから、事務職員の問題はね、教育委員会の審議結果で事務職員を配置してやるという問題、回答いただかなかったんですが、この中学校の弁当給食、ランチサービスをやる場合は事務職員はどうするんですか。その回答をいただかなかったんですが。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） ランチサービスに対応する事務職員につきましては、現在配置をしております事務補助職員の事務の中で検討したいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） それは、教育長、学校長との協議は調べておるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 現在のところですね、まだ方法等を検討しているところでございますので、これという協議はしてありませんが、例えば春日市ではこんなふうなことがあっている、大野城市ではこのようにやっているというような共通理解はしている、そういう状況でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、当然事務職員を兼務させることも、はっきり言って学校給食法に準じるような補助職員がおるといことですからね。各学校には事務職と事務補助がおりますが、そういうものも検討していただきたいと。あとの質問問題がありますからですね、私、最後の質問で、小学校の施設を改修する必要があり、大変な金がかかるから民間活用でやりたいということですが、小学校のですね、昭和61年当時の児童数を調べてみました。太宰府小学校今667名ですが、1,104名おりました。東小学校が今291名ですが、767名おりました。南小学校今306名の児童ですが、最大772名です。水城小学校は現在800名ですが、少子化傾向でその当時は765名。それは水城西小学校と分離した結果です。今水城西小学校は583名で、最大732名の児童がおりました。それから、太宰府西小学校今536名で、太宰府市で最大の児童数で1,221名を抱えておりました。国分小学校は現在513名で、714名です。現在、学業院中学校の生徒数は730名と太宰府中学校が361名、太宰府西中が368名。昭和61年当時は太宰府東中学校はありませんでしたが、現在は262名です。はっきり言って、当然学校給食会の食材が小学校に入ってきておまして、今の倍近くの児童の給食をつくった経過があります。それから、その間に給食施設にも改善を加えてきた経過もあります。

だから、私は当然今の小学校の調理施設、これを活用すること、そうすると以前も質問したことがあります、太宰府中学校だけが小学校と隣接をしておりません。それと同時に、この太宰府にある小学校の給食調理施設も委託をされておりますが、そこに学校給食会の食材を購入して委託した業者につくらせる。そのための食器だとか、備品だとか、配送を考えればですね、やはり子どもたち、生徒においしい給食ができるんじゃないかというものは検討する価値がまだあると思うんですね。太宰府にそういう施設もない。筑紫野市みたいに共同調理方式じゃなくて、小学校は独自の完全給食ですが、こういう施設を活用することによって、業者が派遣されてきているところに人員増をやれば、中学校の730名と361名と368名と262名、こういうものが完全給食としてもできるんですよ。こういうものももう一度検討してみる必要があるんじゃないかと。そうすると今3,700万円のお金で、業者に委託するときの弁当の食器はどうするのか、備品はどうするのか、そういう温かいもの、冷たいものはどうするのかという問題もそういう経費的な問題で検討できると思うんですね。だから、教育委員会も市長部局も再度2学期からと言いますが、少ない予算の中で効率的な活用は検討する価値があるんじゃないかと。今小学校も7校のうちの一部を委託して業者が調理しているわけですが、そこに委託も

できるんじゃないかと思うんですよ。食器だけ買って詰めさせる。配送はどういうふうな方法をするか、こういうものも検討することが必要なんです、教育委員会は教育委員会で検討してほしいんですが、財政支出の、市長としては私が今問題を提起していますが、この問題は検討する必要があるかないかはどうでしょうか、市長に、最後給食問題をお聞きしておきます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 本年度から初めての中学校給食でございますが、いろいろな形で経費の節減、あるいは安全・安心な食材等々の検討をしておりますが、ただいまご指摘のように本市の場合は小・中学校が隣接する学校が3つあると、太宰府中学校、太宰府小学校はちょっと離れておりますが、既存の小学校の給食施設を中学校の給食の共同利用というか、できないかというようなご提案なんだと思いますが、具体的に可能であるかどうか、教育委員会で十分検討していただきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 1点目の中学校給食の問題は、問題の提起、新たに始まる前ですが、いろんな父母負担、おいしいもの、よりよいもの、議会の特別委員会も本当真剣に3年近くも論議をしていただいてですね、また今議会でも審議がなされるわけですが、やはりよりよいものをどうするかというのは、やはり少子化対策として考えていただくことをお願いして終わります。

2点目の回答を求めます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 乳幼児医療の無料化等々、いわゆる乳幼児医療の助成制度についてでございますが、ご承知のように平成15年10月から入院を就学前まで、それから通院につきましては昨年7月から1歳引き上げまして4歳未満まで対象年齢を拡大して無料化したところでございます。今まで自己負担となっておりました初診、往診料の3歳未満の方でございますが、今回福岡県が平成19年1月から無料化に対しまして補助をするという制度ができたわけございまして、本市といたしましても県の実施に合わせたいと、そのように考えておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変来年の1月からの実施に合わせてやりたいということですが、市長、先ほども言いましたように、県下65自治体の中でいろいろな制度を持っておりましてね、太宰府市の場合は4歳未満児まで乳幼児医療について無料化、筑紫野市は5歳だとかですね、いろいろありますが、県が3歳未満児まで2分の1を出すようになった。そうすると、太宰府市は独自に4歳未満児まで出していますが、この問題では650万円くらい要るんじゃないかというふうに考えておりますが、まずその問題について所管の担当部長、もし3歳未満までは県が出しますから大体1,000万円くらいでいいと思うんですね。ところが、4歳未満児という1歳引き上げることによって初診料が大体どのくらい要るのかをちょっとまず所管部長からお聞き

したいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 私どもの方で今回県の方での補助制度が来年の1月から実施するというのでございますので、試算いたしますと大体1,600万円ぐらいかかりまして、その分の2分の1ですから800万円、それから1歳上げまして4歳未満になりますと大体430万円程度の負担というふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今のところ少子化でどんどん子どもたちが少なくなっておりますが、今部長の回答では1,600万円の2分の1の初診料が800万円、太宰府市は4歳未満児で430万円ぐらいが今要っているということですが、市長、この辺、せっかく4歳未満までしているわけですが、4歳未満まで初診料の無料化430万円ですが、これは実施していただくか、この辺どういうふうにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 本年度でございますが、来年の1月から県が3歳未満を無料化するという制度に踏み切ったわけございまして、これは県の制度に対しまして市町村としても歓迎するところございまして、それに伴う実施につきましては、県に合わせて実施したいということ等は、もう予算措置も考えておるところでございます。これを4歳まで広げるかどうかにつきましては、新しい市町村独自の予算措置、あるいは制度の改革でございますので、今後のあり方、周辺市町村等の実施の状況等も見なければと思っておりますが、検討していきたいと。ただ、私は基本的に乳幼児の医療制度の初診料助成制度の問題につきましては、各市町村ごとにばらばらの制度を実施するというのは好ましくない、やはり国、県の助成制度と同時に、やっぱり全国どこでもそういう対象として受けられる、そういうことを実施すべきだと思っ、抜本的な問題として私は市長会等々につきましても、そういう国の助成制度等を含めた制度をぜひ広げていただきたい、そういう希望を持っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そういう国が全部してくれれば一番いいんですけど、本当全国ばらばら、中学校まではっきり言って医療費を無料にしているところもあるし、この周辺の中でも先ほど言いましたように7自治体が就学前までしているところもありますし、この4市の中では筑紫野市が5歳未満児までしていると、そういう状況の中で春日、大野、それから太宰府、この3市が4歳未満児ですが、やはりこの自治体との協議があって、そこも4歳未満児まで無料化しようという動きが内部検討されていますが、そこはやはり足並みをそろえて、太宰府市だけは県の基準どおりの3歳未満児になるようなことのないようには検討いただけますか。その辺どうでしょう。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま申されました医療制度の助成の問題でございますが、制度としては

広く助成制度を広げていく、これにこしたことはございませんが、それぞれ市町村の財政事情等ございますが、先ほど申しましたように、本市が実施するかどうかにつきましては、先ほど申しましたように、周辺市町村あるいは今までの医療制度の歩み等々も十分検討しながら判断したいと、そのように考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 私はね、大きなお金が要するというわけじゃなくて、先ほど担当部長に確認したら430万円で4歳未満の初診料も無料になると、皆さんから税金をいただいているわけですから、そして国だって少子化で出産費用も無料にしたい、安心して共働きができるように少子化対策だとか、いろんな制度をやる中でしているわけですが、この4市1町の中で太宰府の市長が4歳未満児まで無料化、430万円ですからやりましょうとあなたが決意したら、春日だって大野城だって、ついてくると思うんですよ。大きな金額を私はね、4億円とか5億円のお金を出しなさいと言っているわけじゃないんですよ。あなたにその権限があるんですから、やりましょうと言ってみりゃ、みんな喜ぶことでしょう。それを何か協議せにゃいかんの、国がばらばらな方針だからいかなのというのじゃなくて、あなたが430万円、来年も太宰府市は4歳未満児まで乳幼児の医療費の初診料の無料化をしているんで、やりたいと言えばいいことですが、そういう430万円の予算も厳しいんですか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 財政問題等の検討も必要でございますが、新しい無料化の制度をつくるわけでございますが、単なる乳幼児だけの問題じゃなくて、福祉全般の諸制度についていかに無料化をしていくかという全般的な判断の中での選択が要るかと思えます。今おっしゃる財政措置につきましては、来年度予算編成の中でいろいろ検討する課題だと思いますが、そういうことで慎重というよりも、十分予算の編成の中での新しい無料化制度については考えていきたいと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 担当部、今市長が新しい制度、3歳未満児は県が2分の1を出したと、ただし太宰府は4歳未満児までですが、予算折衝については430万円あれば4歳未満児まで初診料が無料化できるというのは、市長も来年度の予算編成は骨格予算ですが、ひとつ市の予算の目玉としてですね、やっていただくように。大野城市、春日市がすると言えば、太宰府市もそれに従わなきゃならんと思うんですが、その辺も含めた来年度予算編成についてはですね、担当部としても、市長の今の回答がありましたように、財政的には当然すべきだというふうに私は考えておりますが、来年度の予算を楽しみにしておきます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、5番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

5番（中林宗樹議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目について質問をいたします。

まず、1問目、高雄公園の整備についてお尋ねいたします。

高雄公園の整備については、平成19年度に着工し、平成20年度に完成と聞いております。当初の計画では、多目的広場、駐車場、大型遊具の設置、トイレ等が計画されていたようですが、その当初の計画で実施されるのか、また別のプランをお持ちなのか。公園予定地は住宅地より離れており、地形もウナギの寝床のように細長く、途中でくの字に折れ曲がっており見通しが悪く、入り口部分と奥の方との高低差は大きく、予算も6億円とか7億円とか言われておりますが、どのような公園を目指してつくろうとされておられるのか全くわかりません。

提案ですが、この公園は下の方の目が届く部分に駐車場、多目的広場をつくり、奥の方は遊具などを置かず木々を植えて、夏でも木陰ができて散策できるような遊歩道をつくり、小鳥がさえずり、蛍の舞う、心がいやされるような公園にしていきたいと思っております。これだと今の地形を余り壊さずにランニングコストも余りかからずに済むと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、最近公園での未成年者の喫煙や飲酒、器物の損壊等が多く見受けられるようです。この公園は奥まったところにあり、一般の人の目が届きにくいと思われまので、それらについても目配りが必要だと思っております。利用者である住民の方々の意見も聞くべきだと思っております。これについては、以前平成16年6月議会で質問しました折、部長より、近隣の住民の方には説明会をして意見要望を把握し、反映させると答弁されましたが、説明会はまだなされていないようです。平成19年度に着工ということであれば、今年度中に予算の編成をしなければならぬと思っております。となれば、もう今ごろは具体的な実施設計ができていなければならないと思っておりますが、そこで以下の点についてお尋ねします。

1、実施設計はできているのか。2、近隣への説明会はいつごろされる予定ですか。3、私が提案いたしました心のいやされるような公園についてどう考えられますか。4、予算は6億円、7億円と言われますが、用地の取得費も入っているので、実際の工事費はどのくらい見ておられるのか。その財源についてはどのように考えておられるのか。

以上、お尋ねします。

次に、水城跡の整備についてお尋ねします。

水城跡の整備については、昨年3月に文化財保存活用計画で「水城跡に関する環境整備方針」で明らかにされておられます。そこにも書いてありますが、福岡都心部及び福岡空港から本市へ入る幹線道路があり、本市の玄関口となっております。現在の水城跡を見ますと、整備計画書にもありますように、地すべりの跡や生活用道路としての踏み分け道、樹木の根が張り出しているところもあります。また、樹木が大きくなり、その根は遺構深く根差していて、遺構の損壊が危惧されています。また、その樹木は大きく枝を張り、その高さは10mから15mと立ち上がり、土塁を覆い隠すほどになっております。このこんもりとした森が今から1,300年

前に築かれた水城跡と気づかれる人は少ないのではないのでしょうか。ましてや、世界遺産の法隆寺と時を同じくして築かれていることなど、法隆寺は聖徳太子により607年に創建されており、創建当時の建物は創建後64年目に火災で焼失しております。現在の建物は672年から689年に建てられたものと言われ、世界遺産に登録されております。この水城跡は、その世界遺産の建物より10年ほど前の664年に築かれております。1,300年前の法隆寺と同時代の土木工事の遺跡として、現在その形でその威容を目の前にすることができます。そのような遺跡がほかにあるのでしょうか。また、その築造の土木技術はテラス部分は敷粗朶工法で、土塁の上部は叛築工法という技法でつくられています。土で築いた構築物で1,300年間壊れずに現在に残っております。その技術の高さには驚異に値するものがあります。その貴重な遺産を、先ほども言いましたような状態で放置しておいていいのでしょうか。

また、本市の玄関口として、現状では余りにも寂し過ぎます。本市への来訪者は水城跡を見ながら入ってこられます。しかし、これがあの世界遺産の法隆寺と匹敵するものであり、貴重な遺跡だと、そして1,400年前の時代とその背景、当時の我が国と大陸、朝鮮半島との関係、この水城跡が築かれたことなど、歴史の教科書に出ています。その現物がここで現存し、目の前に見られ、触れることができるのです。もっと多くの人に見ていただき、触れていただきたいと思います。来訪者がこの水城跡を見て、古都太宰府に来た。ここからが古都太宰府だと、この玄関口でイメージしていただくためにも、世界遺産の法隆寺に匹敵する遺跡であるということを知っていただくためにも、また国博のあるまち、なるほどこういうことで国博ができたのかと納得させるためにも、早急に整備する必要があると思います。

まずは、とにかくこれが水城跡だとわかるように、大きく立ち上がっている樹木を土塁の上層部のラインがわかるように、また土塁が一目で土塁とわかるように整備すべきだと思います。最近東門跡の丘陵部にあずまやができていますが、ここからの景観は水城跡を見渡すには絶好の場所だと思いますが、残念ながら手前の土塁の上の木々が大きく枝を張り、見通しがききません。樹木の伐採は早急になされるべきだと思います。

方針書では、この問題点、これからすべきこと等について書いてありますが、この計画をいつまでに完成させるのか、それにはどのくらいの予算がかかるのか、その財源はと、一番肝心なところがありません。この水城跡は本市の玄関口です。古都太宰府のイメージを抱いていただくためにも、また傷みもひどく、早急に整備する必要があります。そこで、お尋ねします。

1、本市の玄関口としての位置づけをどのように考えておられるのか。2、水城跡に関する環境整備方針を完成するのに何年ぐらいを見ておられるのか。全体を一度にできないと思いますので、優先順位はどのように考えておられるのか。3、この事業に要する費用はどのくらいかかるのか。4、その財源はどのように考えておられるのか。

以上、お尋ねいたします。再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

~~~~~

再開 午後 1 時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（佐藤善郎） では、中林議員の高雄公園の整備についてのご質問に対してご回答いたします。

ご承知のように高雄公園でございますが、高雄地区のまちづくりの大きな事業の一つでございます。第四次太宰府市総合計画の後期基本計画でも高雄公園の早期供用開始を掲げておるところでございます。つい先日も、家の前今王線が開通いたしまして、高雄区と高雄台区を結ぶ道として期待いたしておるところでございます。また、懸案でございました高雄中央通線も予定どおり事業を進めておるところでございます。このように公園計画をはじめといたしまして、高雄地区全体のまちがこれからすばらしいまちへと変わろうとしているところでございます。これからも住民の方々の協力をいただきながら、高雄公園におきましては地域住民と一緒に愛着を持たれるような公園づくりを行うことが大切であると考えておるところでございます。

なお、細部の質問につきましては、部長より回答いたしますのでよろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、ご質問の5項目についてお答えいたします。

経過といたしまして、少し述べさせていただきますと、高雄公園につきましては、歴史スポーツ公園、それから梅林アスレチックスポーツ公園と同じ地区公園ということで計画しております。これができるすと市内で3か所目の地区公園ということになります。

高雄公園の用地につきましては、平成15年度に公社の方が一括購入いたしまして、平成19年度まで買い戻しをいたしまして、借入金の償還をいたしておるところでございます。

整備は、平成19年度から一部着工を考えておりますが、工事車両の進入道路ということで高雄中央通線がメインになるかと思っております。そこで、道路の整備状況、そういうものも判断して進めてまいりたいというふうに思っております。

1点目の実施設計はどうかということでございますが、先ほど申しました地区公園と同じように多目的広場、遊具、トイレ、管理棟を含めての基本設計を現在やっておるところでございます。しかしながら、維持管理費用に多額の費用がかかるという問題点がありますので、そういうところの見直しが必要かなというふうに考えておるところでございます。

2番目の説明協議につきましては、現在南小学校校区におきまして地域コミュニティ協議会設置を進めてあるということでございますので、そういうところにも内容の協議といたしますか、そういうものをしていきたいということを思っております。

3点目につきましては、公園はもちろん近隣住民が利用されることを目的といたしておりますので、議員が提案されましたことも含めて、公園をより身近に、自分たちの公園としてご利用していただけるように、住民の意見も取り入れてまいりたいと思っております。また、公園の管理につきましても、公園の施設の破損、落書き、ごみの散乱等の不適切な利用問題もございますので、公園を適正に利用していくには行政だけの力では難しいところもありますので、地域住民の皆さんの協力が不可欠であると思っております。地域と行政が一体となった公園の管理についても協議してまいりたいと、そのように考えております。

最後の4点目、5点目については財源ということでございますが、用地費を含めましておおむね8億円でございます。財源は補助、起債を合わせまして約6億8,000万円、残りの約1億2,000万円が一般単独費になるかなと、そういうふうに予定をいたしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 公園をつくれる分について、遊具を考えてあるということなんですけども、遊具につきましては梅林アスレチックスポーツ公園ですか、あそこに大型遊具が幾つかありますけども、あそこの使用状況等を見ましてもですね、非常に利用ぐあいは少ないし、それからあと維持管理にですね、非常に多額のお金が必要だと思いますので、このたびの高雄公園については遊具は必要ないんじゃないかと思えますけど、これは地区公園としてつくる場合には遊具はどうしても必要なんですか。それとも、外せたら外してもいいんですか。ちょっとそこら辺をお尋ねします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今の現段階の基本設計では、そういうものも含めて今考えておることでございますので、大型遊具、そういうものが利用状況、維持管理費、そういうものを考えて、基本的にはランニングコストのかからないように考えておりますので、そののところを見直していく対象の一つというふうには考えておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 遊具についてはですね、非常に維持管理について問題点も多々出てくると思いますので、これについてはなるべくつukらない方がいいんじゃないかなということで提案させていただいております。

それから、公園の多目的広場でございますけども、あそこを全体的に多目的広場が何面かはつukられるかと思えますけども、そこら辺はですね、1面だけでいいんじゃないかと、そして上の方についてはですね、先ほどもご提案しましたように、樹木等を植えられてやはり散策できるような公園でいいんじゃないかと思えますけども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 一つは、地形がずっと上がっておりまして、ちょっとやっぱりくの字型

になっておりますですね。ですから、そこをどう管理していくかというのがこれからもう一つ見直さなければいけないポイントになろうかと思えます。やっぱり目に見えないところは、どうしても出てきますからですね。それで、当初では管理棟、そういうものがあるということで、そこいら辺周辺に駐車場、そして入り口の方に多目的広場ということで基本的には考えております。また、そういう多目的広場が幾つもは考えていないと思うんですけども、その位置、広さ、そういうものもできるだけ管理しやすいようにしていきたいと、そういうふう考えております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） ご存じのとおり、あそこの地形がですね、非常に、それと場所がですね、奥まって、駐車場等についての設置場所についてはですね、やはりしっかり考えていただいて、やはり駐車場等が余り奥まったところに、外から見えないようなところにつくられればですね、防犯上も非常に問題が出てくると思うんですね。やはりどうしても物陰で見えないようなところにそういう悪さをするような人たちはたまっていきますのでですね、やはり表から見えるような駐車場にさせていただいて、大体あそこは場所的に人通りがまずほとんどありませんけども、それでも人が、あそこの近所の人や夜お帰りになるときなんかでも駐車場等が見えるような、やはりそういう駐車場にさせていただいて、その上に公園をつくられるとか。やはり、あそこはまず防犯についてひとつ考えていただきたいと思えます。

それから、防犯についてでございますけども、これちょっと高雄公園だけじゃなくてですね、ほかの既設の公園について、ちょっと本題から少し外れますけど質問させていただきます。それは、既設の公園でですね、当初つくられたころは、ツツジの低木が大体四、五十cmぐらいのツツジで、公園環境も非常にいいような感じで作られておりましたけども、それから15年、20年たちまして、大体私どもの近所の家の前公園、それから高雄台の中央公園あたりへ行きますと、大体ツツジがですね、1m50cmからどうかしたら私たちの背丈2mぐらいまで大きくなっておりまして、そのツツジとか低木の陰に隠れて、中ですね、やはり高校生や中学生あたりがですね、そこで缶ビールを買いに来て飲んだり、たばこを吸ったり、それから今から夏場になりますけども、花火をしたりしてですね、非常に環境が悪くなってきます。それと、やはり未成年者のそういう犯罪に入る入り口の行為になると思えますので、そこら辺の公園管理についてちょっと質問させていただきます。特に、高雄台公園においてはですね、あそこは2段になりまして、その一番下に公民館があります。それで、2段目のところが全然外から見えないんですね。それと、ツツジの木がありまして、そのツツジの陰になって、そこが非常に中学生や高校生かわかりませんが、たまり場になって、子どもたち、小学生あたりが寄りつくのさえ怖いというような状況が起きているということで、地元の方から話も聞いていますので、そういう低木で囲まれたような公園をですね、低木の部分は切り払うとか、そういうふうにして公園の中が見えるような状況にさせていただきたいと思えますけど、これについていかがでしょう。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） まず、高雄公園のことで、やっぱりくの字型になって、一目で見えないというような状況になりますから、先ほども申しましたように、管理をどうするかということ、部内でもどうするかということで今検討いたしておるところでございます。接続道路、これが市道ということになりますと、なかなかそこでとめるというようなこともできにくい状況になりますので、本当に防犯をどうするかも含めて再度公園の配置とか、そういうものも早急に詰めていきたいというふうに思っておるところでございます。

もう一つ、既設の公園ということでございまして、それこそ「市長と語る会」の際に、やっぱり公園のあり方についても市民の方からいろいろと問題提起を受けました。その中でやっぱりそういう防犯上のこともございます。それで、過去やっぱりそういう小さな公園でも貝塚とか、そういう部分で死角になる等がございまして、地域から見えるようにしてくれということで、改良とまではいきませんが、そういうものを取り払って、どこからでも見えるといいですか、そういう形にしてきた経緯もございまして、できる限りそういう形を地元と協議してとっていきたいというふうに思っておりますが、何せ限られた財源もございましてですね、どうか地域住民の方も含めて、そういう公園のあり方、監視の仕方もですね、協議していく時代に来たというふうに思っております。できる限りのことは行政もしていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 既設の公園についてですけども、もし地元でツツジ等を伐採といいますか、切るだけだったらですね、地元でもやっていいというようなことであれば、これについては市の方としては許可をいただけますかね。ちょっと確認しておきますけど。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 地元で区長さんはじめ同意がいただければですね、そういう地元でのそういう公園をそういうふうにするということは構わないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） それでは、地元の方ですね、そういう要請がありましたら、なるべく協力していただきたいと思えます。

それから、予算についてでございますけども、8億円のうちにですね、土地の取得費が大体3億5,000万円ぐらいかかっておるのじゃないかと思えますけども、これについて大体そういうところで、あと3億5,000万円ですから4億5,000万円ですか、ぐらいが工事費になるんですか、ちょっとお尋ねします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 結論を言いますと、そうでございます。造成費がああいう状況でござい

ますので、ずっと基本的にならして造成するといいますが、そういうもので結構かかります。それでも、工事費を結構圧縮した中での4億5,000万円でございますので、造成費、それから上物、そういうものを含めてということでございますので、先ほど言いましたような、造成費もできる限り圧縮してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 工事費につきましてはですね、やはり4億5,000万円といいますが、当市にとっても大きな負担になると思いますので、こちら辺はですね、なるべく現在の地形を生かした公園づくりをしていただいて、なるべく土木工事費にですね、余りお金のかからないような取り組みをしていただきたいと思います。

それから、財源ですけども、これ1億2,000万円の一般財源ということですけども、これは工事費には大体一般財源はどのくらいかかるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 工事費、造成費含めて4億5,000万円でございますので、そのうちから大体半分が国庫補助でございまして、そしてその7割5分か9割か、今のところ県と協議になりますけども、それが起債ということでございますので、一般財源はそれから計算しますとかなりわずかな財源ということでございます。それで、例えば工事費が2億円ということになりますと、その半分の90%が起債で見ますと、その残りが一般単独費ということになります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 起債をされますけども、起債の償還はこれは将来は一般財源で償還されていくんですか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 借金ということでございますので、例えば、財政の方が詳しいと思えますけども、20年とか25年とかそういう部分で一般財源から少しずつ償還していくというのが起債でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 将来にですね、非常に大きな負担が残るようでございますけども、これにつきましてもですね、なるべく工事費のかからないようなやはり公園にさせていただいて、そして市民がですね、非常に利用しやすいような公園をつくっていただきたいと思います。これは要望としておきます。これで1問目は終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 水城跡の整備の問題について、私の方からお答えいたしますが、この水城跡の整備でございますけれども、ただいま中林議員が申されましたように、これは日本にとりましても特別史跡でございまして、水城跡の歴史的価値は大変高いものだと思っております。し

たがいまして、この水城跡の保存整備については、将来の大きな計画として本市としても重要な特別史跡として考えておるところでございます。ただ、問題はこの整備計画でございますが、全体申しますと本市と大野城市を、両市を貫く大きな特別史跡の用地でございますので、これは大きく考えますれば、国、県一体となった取り組みが必要じゃないかと思っております。ただ単に、水城跡を太宰府市の玄関口というようなとらえ方じゃなくて、これをもっと大きな私は史跡地として将来国の大きな特別史跡として残していくべきだと。その整備の一環といたしまして、本市といたしましては、特に太宰府市の政庁の玄関口、あるいは防衛線の水城跡というような形でとらえれば、環境資源としての整備、これは努めでなくちゃならないと思っております。

水城跡の整備につきましては、福岡県の方で発掘調査なり、調査研究を今でも続けておるわけでございます。当面我々といたしまして本市で取り組んでおりますのは、水城跡の東門と申しますか、東口の整備、近ごろは東口に一部私有地を買収いたしましたところにあずまや等をつくっておりますが、水城跡を全貌できるようないわゆるあずまや等をつくって、市民に知らしめる、PRする、そういう予定地として今整備いたしております。

何と申しましてもこの水城跡と申しますのは、恐らく現物として、申されましたように1,300年以上の現物の本物として現在残されておる唯一の僕は特別史跡だと思っております。まさにこれは、史跡として私は国の国宝級に相当するような施設じゃないかと思っております。それだけに、慎重に、また大きな将来構想を持った整備を図っていこうということで、内部的には庁内では水城跡の周辺整備構想検討委員会をつくりながらいろいろ計画しておりますように、また議員にも配付しておりますが、太宰府市の文化財保存活用計画の中の水城跡に関する環境整備方針もつくりながら全体構想を今練っておるところでございます。

また、具体的な問題としましては、水城跡周辺を含めましての都市計画あるいは公園整備等を含めたことにつきまして、国土交通省や関係機関と十分に協議しながら進めてまいりたいと思っております。

なお、ご質問の具体的な指摘につきましては教育委員会の方で回答いたしたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 私の方からは、環境整備方針についてお答えをいたします。

水城跡の全長は1.2km、史跡の指定面積が約14.2haと大規模な史跡地でございます。そのうち公有化が進んでおりますのが現在69%です。現在は、公有化しました東門を中心に段階的な整備を図っておるところでございます。水城跡の環境整備につきましては、完成までは相当の期間を要します。このことから、段階的な整備として現在東門を中心に整備を進めておるところでございます。

また、庁内に水城跡の周辺整備の構想検討会というのを発足をさせまして、水城跡を観光資源の一つとしてとらえまして、水城跡周辺を含めた整備計画を国土交通省など関係機関とも協議をしているところでございます。

次に、事業費及び財源でございますが、水城跡は一体的な整備が必要ということから、大野城市と連携を図りながら文化庁及び福岡県とも十分協議をし、具体化をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 水城跡の整備方針に対する計画ができておりますけども、ほかの本市の計画、いろんな計画がありますけども、ここに私が質問していますように、この事業をするのに計画は出されるけど、これが夢の計画なのか本当に実施していきたい計画なのか、多分実施していきたい計画だと思うんですよ。実施していきたい計画なら、やはりこの計画は大体10年ぐらいをめどにしてつくと、そしてそれについては大体大まかなところで10億円、20億円そこら辺の全体的な計画からして大体幾らぐらいかかると、そうしたらそれを、それなら実施計画として総合計画なんかでもやられていますように、3年なら3年で区切ってですね、3年ほどの程度の計画をやっていくというような、そういう大まかな計画は、ある程度こういう方針とか計画をつくられたときには、そこまで計算して出されるべきではないかと。ただ、今からこの計画をつくった、今からこの計画について検討、何というんですか、たたき台としてつくってあるというような感じで、それは結局最終的には夢ではないかと。そうしたら、それは本当に何年後にできるのか、30年後にできるのか50年後にできるのかわからないと。ここで私が質問していますように、大体これを何年ぐらいで、それは正確に10年後に完成しますとかそういうのは難しいと思いますけど、この計画、プランを立てたときに、それなら大体何年ぐらい、そうしたら財源は大体、大まかに見て現在の時価にして大体幾らぐらいの予算がいるのかと、そこらまで出されるべきだと思う。それで、この水城跡の整備計画につきましてもですね、駐車場はAプラン、Bプランということで出されておりますけども、この駐車場計画についてもですね、これは可能性があるのかないのかということが、まずプランを見ましてですね、私は非常に疑問に思いました。

というのは、今現在に私有地であり、そしてそこでいろんな事業をなされているところをですね、もう駐車場計画としてあそこへどんと書いてありますけども、そうしたらそれは将来市は買い取って、そこに駐車場をつくる気持ちがあるのかどうか、そこら辺ですね、はっきり方針としてですね、出された上であのプランを出されているのであればですけども、ただ将来的にこうあった方がいいなと、夢のプランであつたらあのプランは何にもならないんじゃないかと思えますけども、あのプランの実現性についてどうお考えなんでしょうか、お尋ねします。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 以前の議会のときも説明したと思いますが、ゆめ・未来ビジョン21の中にはAプラン、Bプランという、ああ、ゆめ・未来じゃなくて文化財の活用事例という形で載せておりますが、現在は国土交通省と九州地方整備局の応援をいただきまして、もっと範囲を広めてですね、現在ワーキンググループで何が必要なのかという検討をいた

しております。それがまとも次第に国土交通省それから九州地方整備局の方とお話をしまして、国の交付金事業等がございますので、そういうもので具体的に年度を示していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） あのプランをつくられる前にそれはされるべきじゃないんですか。そして、あのプランをつくられて、そしてある程度実施計画をつくっていかれるというのが順序だと思いますけども。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） まず、基本構想的なものをつくり上げないと国土交通省とも協議ができませんし、九州地方整備局の知恵もかりられません。そういう知恵をかりられるための青写真を現在作成中であると。その中には、いろいろ必要なもの、今太宰府市に必要なものも織り込みながらですね、広い範囲で考えていきたいというふうに進めております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 駐車場問題についてはですね、これは私たびたびですね、ご提案させていただいておりますけれども、ああいうちょっと離れたところにですね、駐車場つくられるよりも、史跡地内ですね、あそこのテラス部分と言われますか、あそこら辺ですね、非常にあっておりますので、あそこへその車を入れられるように何とか努力していただいて、恒久的な駐車場施設としては難しいかと思っておりますけども、ちょっと観光客が見に行く、観光バスが、せめてですね、先ほども市長の方から答弁ありましたように、第1級の特別史跡でございますので、あそこへ車を入れて、もう実際にそこら辺を見ていただいて、それと崩れておるところもありますので、その辺をうまく利用して、あそこの内部的な構造はどうなっているというような分を見学者が見れるように整備していただいて、あの近くで、そばに行ってみれるというような整備をしていただきたいと思いますと思っておりますけども、車を乗り入れるような方策は考えられないか、再度伺います。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 我々も中林議員のご意見と全く同感でございます、そういう方向性を持ちながら現在青写真をつくっております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 先ほども申しましたように、ここの水城跡につきましてはですね、本市の入り口部分でありますので、本市に入っられる観光客の皆様の本市に対するイメージを一番につくられる部分でございますので、何としてでもですね、あそこを整備していただいて、それとまず今第1にやっていただきたいと思いますのは、土塁の上に非常に高くなっています大きな樹木がありますけども、あれを伐採していただいて、何とか土塁の形が外から見えるようにしていただくという、これは早急にやっていただきたいと思いますと思っておりますけども、これについてはどんなでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 樹木の伐採でございますが、平成14年度と15年度に緊急地域雇用創出特別基金特別事業補助金によりまして実施をした経緯がございます。また、この整備方針にも書いておりますけども、適宜伐採や枝すかしなどを行うとしております。県とも協議しながら進めていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） なかなかそれが、土塁の形がなかなか見えてこないのですね、早急に大きな部分でもですね、切っていただいて、それから先ほど言いました、今度新しくつくられましたあずまやの部分からですね、やはり水城跡がですね、ずっと大野城まで見れるように、手前の方だけでもですね、早急に伐採していただいて、そしてあそこから見ればですね、本当に水城跡がどういうものかということが一目でわかりますのですね、そういう整備をしていただきたいと思っております。これは要望としておきますので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告をいたしております障害者自立支援法について質問をさせていただきます。

このことについては、本年の3月議会で代表質問をさせていただきました。今回も引き続いて質問をさせていただくことになります。

障害者自立支援法が平成17年10月に成立し、今年の4月から施行され、新たな利用料の負担や食費の実費負担が発生をいたしました。その結果、福祉サービスの抑制や入所施設を退所するなど、自立支援とはほど遠い現象も見受けられています。いずれにしても、10月からは新体系への移行が開始されることとなります。真に障害者の自立に結びつけるように施策の展開を行わなければなりません。

そこで、第1点のお尋ねですが、自立支援法が施行されて2か月が経過をいたしました。施行後ですので若干の混乱はあるかと思いますが、スムーズに移行しているのか市の現状をお聞かせください。

第2点目は、障害福祉計画についてお尋ねをいたします。

本年3月の代表質問での答弁では、平成18年度じゅうに策定するとのことでした。この計画の考え方について説明をしていただきたいと思っております。

3点目は、利用者の負担軽減についてでございます。

東京都の荒川区や福岡市などは、独自策で障害者の負担が少しでも軽くなるような施策を取り入れております。こうした動きは120を超す自治体に広がっています。市としても独自策を考える必要があると思っておりますが、市長の所見をお聞かせください。

4点目は、障害者本人、家族、関係者並びに関係機関への説明であります。

本年の3月、福岡市で痛ましい悲劇が起こりました。重度身体障害者の娘27歳を母親が殺害するという悲しい事件であります。5月25日、福岡地裁で初公判があり、その中で、障害者自立支援法の施行で利用料の一律1割を負担させられると思い込み、すべての介護サービスを断り、自力で娘を介護したが、負担が大きく、介護に不安を覚えて自殺を考えるようになったと事件の経緯が述べられております。負担額は月7,500円を超えないとされていたそうですが、母親は月3万円の負担になると思い込んでいたことが原因ではないかと考えられています。もっと丁寧に説明をしていればこのような悲劇は起こらなかつたのではと思うのは、私一人ではないと思います。

こうしたことから、市としても障害者の方が安心して暮らせるように説明をしっかりとしてほしいと願っていますが、市の取り組みについてお聞かせください。

次に、就労支援について伺います。

自立支援法による改革のねらいの一つに、障害者がもっと働ける社会にを掲げています。3月議会で障害者の就労支援について質問をしたところ、就労支援の促進を図らなければならぬと答弁をされました。私は、この答弁は市として積極的にかかわっていくと理解をいたしております。就労支援も、一般企業への就労移行支援と就労継続支援、雇成型、非雇成型とがあります。市として具体的な支援内容についての考えがあればお聞かせください。

後は自席にて再質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま清水議員から障害者の自立支援法等々についての質問でございますが、ご承知のように障害者自立支援法は、障害者の地域生活と可能な就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念にのっとりまして、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されておりました福祉サービス、公費負担医療等につきまして共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みの制度が創設されたものでございます。

また、自立支援給付の対象者あるいは内容、手続、地域生活支援事業等を計画的に実施するように定められたことから、現在、本市におきましては10月1日からの完全実施に向けまして鋭意準備を進めておるところでございます。対象者の皆様に対する説明等々につきまして、もっと具体的に今後努力してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、質問の具体的な回答につきましては、担当部署でございます健康福祉部長からご回答を申し上げたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ご質問の中で項目が何点がございまして、その分につきましては私の方から回答させていただきたいと思っております。

まず、1点目の障害者自立支援法の移行につきましては、4月からの自立支援医療や介護給付、施設訓練等給付に係る障害福祉サービスの事務につきましては、9月までのみなし支給決

定が行われております。10月からの新制度に向けての本支給決定の準備をしているところでございますが、現在まで特に問題等もなくスムーズに経過いたしております。

2点目の障害福祉計画の策定内容につきましては、国の基本指針をもとにサービスの種類や量の数値目標など、そういうものを織り込むことにいたしております。市の地域特性を生かし、障害者のニーズに沿った計画として策定していきたいと考えております。

3点目の利用者の負担軽減につきましては、国の考えでは負担能力に応じて限度額を設定した上で、利用者の1割負担を基本として国民全体で制度を支えるためのきめ細かな軽減措置なども講じられているところでございます。この利用者負担の限度額につきましては、国の基準どおり行ってまいりたいと考えております。

4点目の障害者自立支援法に基づく障害者等に対する説明につきましては、これまでの障害者自立支援法の説明会や市役所窓口や電話でのご説明は随時行ってきておりますが、これでは十分とは言えない分もでございます。特に、障害福祉サービスを利用されている方々には、障害者自立支援制度についての法の解釈が難しい面もございますので、機会あるごとに対象者の方々にはご説明申し上げていきたいと考えております。

最後になりますが、就労移行支援と就労継続支援につきましては、障害者自立支援制度の区分では、日中活動、それから訓練等給付の項目に当たりますことから、障害者の方々にとって働きやすい職場、働くことを希望する障害者の方々を支援するための実態把握も必要としております。また、ハローワークや社会福祉施設等と緊密に連携をしながら、雇用と福祉のネットワークによります就労支援の促進を図らなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） まず最初に、太宰府市の障害者プランというのを本市はつくっております。平成10年から平成19年度までですね。この間、平成15年度に支援費制度、あるいは平成12年度に大きな社会制度の改革、今回は障害者自立支援法といろいろ様々法が変わってきているわけですが、特に今回のこの自立支援法というものは、非常に障害者の方々にとって重要な法律でございます。かなりの部分で市町村にゆだねられる部分が出てきますので、まず最初にですね、市長のこの障害者に対しての理念的なものと申しますか、哲学的なものをお聞きをしたいと、お聞きをしたいというか確認をしたいと思っております。

この平成10年の人権と福祉のまちづくり計画に、市長はこの「はじめに」というところで、障害者にとって住みよい社会はすべての人にとって住みよい社会である、こういう精神をお述べになっておられますが、今回のこの自立支援法が施行されておるわけですが、この考え方に関しては市長はいささかも変わらないと、そういうような形で思っておりますか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今回の障害者自立支援法、これはご承知のように今まで3つあった障害者部

門が一元化されたということでございまして、基本的にはこれは障害者基本法があるわけですが、それを受けての精神は、これはもう国も地方公共団体も変わることはございません。したがって、それに向けての制度的に非常にいろいろ説明が十分果たされてない面が多々あると思いますが、主体的な市町村の責務も多くなっておりますし、そういうものを含めて今具体的な計画をつくっておる、と同時に対象者の皆さん、住民の皆さん方にもこの障害者対策に対する基本についても十分知っていただき、我々もまたノーマライゼーションの時代を実現していくと、そういう努力は重ねてまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 先ほど部長の答弁ではスムーズに移行されておると、こういうことでございますので、これは結構なことだと思っております。

そこでですね、障害者福祉計画と障害者プラン、障害福祉計画を今からつくるわけですね。この障害者プランというの、平成19年度で再度また策定をする、見直しの時期に来るわけですが、個別法でですね、地域福祉計画、それから今回こういう障害福祉計画、それから障害者プランということで3本立てのこの計画みたいな形になるわけですが、今回この障害福祉計画を策定するに当たって一本化してもいいのかという質問の中で、それは構わないというようなことが書いてあったわけですが、本市としてはこの障害者福祉計画は福祉計画、障害者プランは障害者プランと、こういう形で2つのものを策定していくという考えに立っているのかですね、その辺をちょっとお聞きしておきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 障害者プランにつきましては、平成19年度で当然期限が切れます。

それで、本市としましては障害者プランを含めた形での福祉計画をつくっていかうというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） そうすると、もう一本立てということでございますね。障害福祉計画は、1期と2期とありますね。当面は、平成23年度までの数値目標を立ててやるわけですが、障害者プランは、そうすると平成18年から。障害福祉計画は平成18年度に策定するということで平成23年度の目標を一応立てますよね。障害者プランは何年までになるわけですか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 障害福祉計画につきましては、平成23年度が最終的に数値目標ということで国の方からの指導がっております。それで、福祉計画につきましても、3年間で1つのスパンとして見直しをしていくということがございますので、それに合わせた形で、当然障害者プランも一定の期間を切って行わなければならないというふうに思っております。それで、障害者プランにつきましては10年間という長い期間の中で計画の実行に移っていくということで10年間やってきているんですが、改めて障害者プランを私も読み直しましたところ、かなり資料的にも古いということがございますので、そういうのはもう少し短い期間の中で点検

も含めてですね、福祉計画とあわせた形で行っていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） そうすると、かなりこの障害者福祉計画というのは、相当のある意味では重みがあると、そういうことで、この計画をどういう形につくっていくかということが今後の一つの太宰府市の障害者施策のかぎになるわけですが、今ですね、この前の3月議会の答弁では、障害者施策推進協議会というのが太宰府市の中にありますですね。そういうメンバーでこの障害福祉計画を作成していきたいというような答弁をされております。

障害者プランもそういう形の中で策定されておりますし、この国の資料を見ますと、それでも協議会を活用することも考えられるということも書いてあるわけですが、この障害福祉計画を策定する人選というんですか、これは非常に極めて大きなポイントになるわけですね。一つには、障害者の参加もうたっておりますし、アンケートもしてほしい。あるいは、特に精神障害の方々の地域への移行ということもありまして、地域社会の理解が必要であると、そういうことで、ネットワークを広げていく、あるいは総合的な取り組みが必要だということがこの国の指針の中にあるわけですが、この障害福祉計画をどういう形です、策定されるのか、構成メンバー、そういった考え方があればお聞かせいただきたいということが一つ。

それともう一つ、今どの程度まで進んでいるのか。国では、一つの見本みたいなものがあるわけですが、庁内の体制の整備ができていますかどうか。あるいは、計画作成委員会等の設置等もあるわけですが、市としてどういう考え方でいくのか、またどの辺まで進んでいるのか、その辺のことをお聞かせいただければと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 障害者福祉計画の作成に向けた手順というのが、国のこの制度につきましての自治体に対する説明というのかなり遅れてきたということがございます。それで、国の方で示しておりますのが、障害者福祉計画策定に向けた手順というものが出されておりました、この中では平成17年12月には国全体のサービス利用者の将来推計というのがまず始まりまして、平成18年の春ごろには国の基本指針の策定、それから平成18年の春から夏にかけては県それから市町村の計画策定を始める時期ですよというところで一定の手順は出ておるんですが、まず今年の春ごろ出るようになっております国の基本指針というのが、一つの案としては自治体の方には今出されているというところがございます、確定したものではないというのが一つございます。それから、この計画書の策定に当たりましては、障害者プランを策定するときに、障害者施策推進協議会の委員会をつくりまして、その中で最終的に策定してきたという経過がございます。それで、障害者福祉計画につきましては、同じような形が必要かなというふうにも思っておりますし、その前段としては、庁内での一つの準備会というものを立ち上げようというふうに思っております。そういう段階を踏みながらですね、今後進めていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 推進協議会は市の例規集を見ますと13人で組織すると書いてあります。社会福祉協議会の代表が2名、障害者団体の代表が3名、民生委員が4名、こういう形で大体9名になるわけですね。その他市長が必要と認める者という形になっているわけですが、この国の、今先ほど申されました作成の手順ということにいきますと、今回この障害者の福祉計画というのは、今言いましたように、1つは地域社会の理解が要るわけですね。グループホーム等の設置などサービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害福祉計画の策定に当たっては、障害者本人のみならず地域住民あるいは企業など幅広く参加を求めるということが1つありますね。

2つ目に、この障害者の地域生活の移行あるいは就労支援などをやっていくわけですが、そういう推進に当たっては福祉サイドだけではなくて、要するに企業、雇用関係、あるいは教育、医療といった分野を超えた総合的な取り組みが不可欠であり、ハローワーク、養護学校の行政機関、企業、医療機関といった関連する機関の参加を求めて、そして数値目標の共有化と地域ネットワークの強化を進めると、こういうような手順の仕方が示されているわけですが、先ほど部長が言われました推進協議会のこのメンバーでいくと、そこまでできるのかなという感じを持っているわけですが、その辺は大丈夫なんですかね。こういう趣旨に沿ってですよ、やれるのかどうかね。企業関係も入るのかどうか。雇用に結びつけるような策定ができるのか、推進協議会でね。そういうようなことができるのかどうかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。これからのことだとは思いますが。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 先ほどご回答させていただきました中にも、就労移行支援ということとかですね、そういうことが当然入ってまいりますので、いろんな方の当然意見は聞きながらということになってくるかと思えます。特にネットワーク化ということも考えておりますし、現段階ではどういう方々をこの推進協議会の委員さんにしていくかというところは、今のところ決定はいたしておりませんので、それぞれご意見をいただくことも多いかと思えますので、その辺につきましては十分検討の中に入れていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） それで、この中にはですね、いろんな面で、雇用の面だとか太宰府市内だけではなかなか難しい部分が出てくるんですが、県域を単位として広域的な調整を図るために関係市町村との協議の場を設けるなど適切な支援を行うことが望ましい、これは都道府県との関係で書いてあるわけですが、そういうようなことは視野には入っていないんですかね、入ってます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 当然、この制度の中にはそういうこともうたっておりますので、視野に入れていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ですね、障害者福祉計画は、今度数値目標を入れるようになっていきますね。そういう意味においては、ある意味においては非常にいいかげんなことできないという部分もあるわけです。私もこの障害者プランというのがありまして、平成14年の6月議会で、要するに計画はあるけども実際の実現がされているのかどうかということで、具体的な事例を上げて質問をさせていただきました。その中で、平成14年の6月議会で、障害者プランに示されている、今回も特に就労という問題があるわけですが、この中でも雇用環境の整備と機会拡大の推進について私は質問をいたしました。その中で、市としてはですね、公共施設における清掃作業や軽作業の業務委託などを検討するというのでプランの方に示していますが、残念ながら現在のところ実績はございませんので、今後とも所管課と協議しながら検討していきたいと、このように平成14年の6月議会で答弁をされております。

なぜこれを取り上げたかということ、計画はあっても実現されなかったら意味ないわけですね。そういう意味で、その後どのような状況になっているかですね、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 数値目標というところがこれからの計画の中で数字であらわすということはかなり努力が必要だなということも当然ひしひしと感じているわけでございます。それで、障害者プランの中で、職業相談、それから情報提供の充実というところで載せているんですが、今まで就職につながったのがどれくらいかというところで、これ10年前になるんですが、自分で探したというのが3割、それから縁故が2割、それから学校や施設の紹介が1割で、公共職業安定所については1割にも満たないというところで10年前の計画の中に当然載せているわけでございます。それで、当時につきましては、公共職業安定所については1割にも満たないということがあったんですが、今回雇用についての、3月の議会の中で、ちょっと法律名が出てこないんですが、ご質問をいただいた中で、ハローワークでの取り組みが物すごく重要になってきたということがございますし、そういうことでかなり変わってくる状況もございますし、自治体としてもそれに対する協力、それから先ほどのご質問の中でも、市内の中でのいろんな就労の機会の検討とかですね、そういうものも当然出てくるかと思っておりますので、今後につきましてはさらに努力していく必要があるなというふうには感じております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 私が質問したのはですね、平成14年6月以降の検討で実績があるかどうかということをお聞きしているんでございまして、実績があればお聞かせいただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 清掃作業や事業所等につきましてのいろんな取り組みにつきましては実績はございませんが、就労関係に対する計画、数値、そういうものを掲げていきたいというふうには思っておりますので、実績としては今のところございません。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 市長、いろいろ質問しているわけですね。検討していきたいという形で答弁されているわけですが、それがもう4年たちます。これ、障害者プランが平成10年から施行されて、平成14年で質問したらないと、前向きに検討していきたいという答弁をして、さらにやっていませんと。そうすると、難しいからできないのか、それともやろうという気がないのかあるのかね、この辺私ちょっと疑いますね。そう難しい話じゃないと思うんですけど、検討された実績があるのかどうかね、これはだれの責任になるのかわかりませんが、私ちょっと市長に、やっぱりきちっと責任持って答弁した分にはある程度、何らかの形で検討したけど難しいとか、そういう話であればいいけども、やっていませんということではちょっと問題があるかなと私は思うんですが。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ただいまの答弁しました中で、当然私どもの方で行政としての関係するところにつきましては把握するのは可能だと思っておりますが、それ以外のものにつきましては把握が十分ではないと思っておりますが、その辺のことを踏まえまして実績がございませんという回答をさせていただきました。

議長（村山弘行議員） 市長、何かつけ加えることがありますか。いいでしょうか。

引き続き。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 要するに私が言いたいことは、計画を立てたらやっぱりきちっとですね、やってほしいということで申し上げているところでございます。特に今回、障害福祉計画というものを策定していくわけでございますので、そらごとにならないようにですね、先ほども計画のことについてお話がありましたが、立派な計画ができたけどもなかなか実行が難しい、それはもう実行も難しいということもあるかもわからないけど、何か私は余り前向きにほとんど検討してないんじゃないかなという感触を持っておるわけでございます。

そこですとね、先ほど利用者の応能負担から応益負担、要するに1割負担になったことが、これはいろいろ社会的にテレビでも様々放映をされています。要するに負担が増えたということでございまして。で、126の自治体が軽減措置をやっているわけです。先ほどの答弁としては、国の基準どおりということでございまして、市として特別にこの軽減措置を新たに設けるという考えはないという答弁だったんですが、これも市長、どうなんですかね、部長がそういうぐあいに答弁しておりましたけども。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 本市として取り組んでおりますこの福祉計画でございますが、福祉問題につきましては、もうご承知のように国、県、市町村それぞれの立場で福祉政策を進めておるわけでございます。基本的には、現在障害者につきましてはの障害者基本法、また今回できております自立支援法等々、常に国の基本方針は示されておりますが、具体的内容につきましては、国

の施策につきましても非常に改正が進めてきておられます。それを受けて、地方公共団体もそれぞれできる範囲での福祉計画プランは立てておりますが、それに基づく財源措置と、あるいは改正に伴いますそれぞれ国、県、市町村の負担割合等々も非常にまたそれぞれの形で各市町村、最先端の窓口を承っている市町村としては、非常にここにつきましては厳しいところがございます。そういう意味で、法にのっとったそれぞれの形での法に基づく基本計画等々も作成いたしておりますが、それを具体的に実施する段階につきましても、非常に難しいというよりも、各市町村それぞれの財政問題等も含めまして困難な面がありますが、福祉そのものにつきましては、計画プランではなくて、私は市町村の福祉行政は、単なる福祉障害者ということじゃなくてトータルなプランが必要だろうと思います。そういう中での法に定められた福祉計画はつくっておりますが、そのよりよい実現は最大限努力すると思いますが、担当部長等もいろいろ検討しながら、完全な実施、非常に難しい面がございますが、そういう点につきましては、今回の自立支援法で示されているような一元的な方法がございますし、あるいは制度につきましても、地元でできるだけ暮らせる福祉というようなことでテーマがございますが、やっぱり現実とすれば、それぞれの立場で違いがございますので、その点はまた実施する市町村としては最大限の努力をいたしますが、トータルなプランをいかに一元化するか、これはもう国の施策がいろいろな形で法律が改正をされておりまして、今回の障害者自立支援法につきましても、我々執行者はもちろんでございますが、対象者の皆さん、市民の皆さん方にもまだまだ説明、手続等については十分な説明がなされていない、そういう反省に立っておりますので、今ご指摘の点につきましては我々行政として携わる者としては十分勉強も努力もいたしますが、トータルな形でのご支援、ご理解をいただきたいと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） ここで14時20分まで休憩いたします。

休憩 午後2時06分

~~~~~

再開 午後2時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 先ほど利用者の負担の問題について市長の方から国の基準に従ってやっていると、こういうお話でございました。それで、この障害者自立支援対策とその課題というのを国立国会図書館が出しておるんです。その中でですね、国の基準ですが、先ほどもお話がありましたように、なかなかややこしくてですね、役所そのもの自体も大変だろうと思いますし、ましていわんやそれを受ける利用者あるいは事業者というのは非常にわかりにくい。それで、結構ですね、この利用者の負担、上限があるわけですね。4段階に分けておりまして、生活保護の方は月額負担上減額は0。低所得1の方は、ご本人の収入が80万円以下の方が1万5,000円の上限。低所得2の方が2万4,600円、それから一般が3万7,200円と、これが上限額にあるわけです。

私もこれを聞いてびっくりしたんですが、こういう、この負担かなと、要するに低所得1、低所得2というのはこの負担をしなくちゃいけないのかなと思ったんですが、これは上限額ですからそれ以下というのは当然あるわけですね。この部分がですね、非常にもう、低所得2の方の上限の月額負担額は2万4,600円ですが、こちらの収入の状況ですね、収入によってですね、サービスの時間量は変わらないけど、収入によって低所得1よりもこの負担額が下がることがあるわけですね、極端に言えば、低所得2の方でも1万3,000円になったり1万2,000円になったりすることがあると聞いたんですけど、その辺はどうなんですか。

議長（村山弘行議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） ただいまのご質問でございますけども、確かに計算をする中でですね、その逆転現象は出てまいりますけども、その辺につきましてもの軽減措置がですね、また別でございます。必ずしも低所得者1がですね、低所得者2よりも多いとか少ないとかというような原則論はございませんけども、公平的な目で見ても、所得の低い方ほど負担率が低くなるというのは、これ当然なことでございますので、それに対する軽減措置はございます。それを今後は適用していくような形になりますけども、具体的に今のところはそれが示されていないのでですね、計算すればそういう逆転現象は出てまいります。ですけども、実際はそのことがないように私も計算をしていきたいというように思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） そういうような様々な複雑な計算方式があるわけですね。この国立国会図書館は、そのことを一つの大きな問題にしていますね。低所得者のための配慮項目は複雑でわかりにくい、障害者団体等から法案反対の理由の一つに上げられたと、今後は市町村による情報提供の徹底が課題となろうと、こういうぐあいに書いてあるんです。だから、市町村の取り組みが極めて大事になってくるわけですね。

こう厚生労働省のトップの方とこのやりとりがあるわけですね、質問項目があるわけですが、知的障害者の男性ひとり暮らしの例ということで、法律では1万2,300円、これはいろいろ計算をした上で1万2,300円の負担となりましたと。そういうことで、自立で生活できないので、親元に帰ろうか、施設に戻らなければならないとの不安の声が上がっているがという、これはテレビでずっとやっているわけですけども、自立支援法なのでそれが機能しないのでは本末転倒である、サービスの軽減措置をとる方法があると。負担したことによって生活保護水準以下になってしまうような場合は、生活保護にならない水準まで負担を軽減される仕組みも導入すると。場合によっては1万2,300円の負担額を軽減させて0になることもあるというようなこともあるわけですね。この辺の要するに先ほど福岡市の子どもさんを、障害の方を殺害したという事例もありますし、ほかの情報を見ますとたくさんそういうような形の中で対処をするとか、いろんな誤解の中でやっていかれる部分もありますので、これきちっとですね、この辺の説明をですね、私はする必要があるんじゃないかなと。先ほどはしているというお話でござ

いましたが、その辺は本当に十分なのかどうかですね。

それともう一つ、要するにわかりづらいというのがあるわけです、物すごくわかりづらいと。だから、きちっと本人と向かって説明をしていただきたいということです。

それと、サービス量ですよ、サービス量。これは、今たしか障害程度区分を審査する審査会の共同設置に関する議案を出されておりますが、介護保険が要支援から要介護度5、今度は障害者の問題もそういう形で客観的に判定をして、要介護度1から6までだったですかね、そういう形でこれから言うなら審査をして区分を分けていくわけですね。介護保険の場合は、要介護度3というなら、もうその最高金額というのは決まっていますね、上限というのが決まって。障害者の場合は、同じように例えば要介護度3となった場合に、その辺は介護保険と取り扱いが違うわけですよ。だから、基準額が決まってもサービスがかなり増える場合もあるわけですね。だから、その辺のところの部分の説明はされているのかどうかですね。今後される予定があるのかどうか、その辺のところの仕組みをちょっと説明していただいて、市としての考え方を利用者の方々にどうわからせていくかということをお答えいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 今質問いただきましたのが3点あったというふうに思いました。

まず、説明は十分であるかということと、それと非常にわかりづらいけどもその点はどうしているのかということ、それとサービス量、区分よってのサービス量ということで3点だったと思いますが、まず説明につきましては、もう既に説明会も行っていますし、いろんな電話等で、あと窓口等で行っていますけども、それだけでは十分ではございません。そういうことから、私ども今切りかえをすべて終わらして、先ほど部長の答弁の中でもスムーズに行えましたということで申し上げましたが、切りかえの中で個別に面接をいたしまして、それぞれの今要望されている事項とかですね、あるいはまた状況等を確認させていただきながら、皆様方にはそれぞれこのくらいの負担がかかりますよということまで説明をさせていただいています。これが今みなしで進んでおりますので、もう一度10月になりますと新たな制度を適用するようになりますので、それにつきましてもう一回説明する必要がございます。その中では、聞き取り調査を行ったり、あるいはまた実態調査を行ったり、個別訪問を行うようにしております。そういうことから、新たな変更を伴います利用料とか、あるいはまたお金につきましてもですね、一つ一つ説明をさせていただきたいと、個別にさせていただきたいと思っております。

それと、わかりづらい、説明というか、この法律がわかりづらいというところがございますので、確かに複雑多岐にわたらして私どももかなりの資料を持っておりますけども、私どもも見なければわからない状態でございます。そういう中から、皆様方におきまして特に利用者の方におきましては特にそういうふうなところが見受けられると思いますので、今後は全体的な説明をするんじゃなくて、その当時者の方に直接関係あるもの、これを主に集中的に説明

をさせていただこうというふうに思っています。それぞれ一人ずつですね、説明の内容が変わってくるかと思えますけども、その方に合った説明を今後は行っていきたいというふうに思っております。

それと、サービス量の区分の1から6の分でございますけども、障害区分、認定はされますけども、障害区分の低いほどサービス量が少ないということは、これは当然のことなんですが、しかしながらその方の生活実態とかですね、あるいはその介護の状況ですね、家族の方がどうであるかという、そういう勘案事項も出てまいりますので、そういうものを全部含めまして支給量が決定します。したがって、逆転現象というものは必ず出てくるというふうに思っています。認定度が低いからですね、ここまでしか受けられないということはございません。今までの例もございますし、これからそういうふうな要望、本人のですね、生活をどうしていくのかということまでお尋ねしていきますので、そこに合ったやり方ですね、支給量を決定していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ということで、この厚生労働省とのやりとりの中で、要するに前の厚生労働大臣の尾辻さんが今のサービスの基準は下げないと、最低限今のサービスは確保する、こういう形で言っておられます。そういうことで、各自治体で現在実際に行われておることでございます。

今、課長がおっしゃったとおりだと思います。でですね、この中に全体的な説明というよりも一人ひとりによって状況が違いますからね。その中で、障害者の方々へはご本人が自治体とよく相談しながらきめ細かく見ていくという仕組みがいいと思うという形で厚生労働省も書いておりますので、今課長が言われたとおりですね、サービスを下げない、また必要な人に応じてサービスを保証していくという形でお願いしたいと思います。

そこで、次の大事な問題になるわけですが、障害、そういう形で個人個人によってサービスの状況が変わってくるわけですけども、要はですね、これからその障害福祉計画の見込み量の作り方ですね。自治体ごとに障害福祉計画をつくっていくと。サービスの目標量をちゃんと掲げて、自治体ごとにサービス基盤を整備していただくということにした。そういうことの中でですね、基本となるものは自治体なので、自治体が障害者の要望をよく聞いて、一番ふさわしいサービス量を決めていただければと思うと、こういう部分を書いてあるわけですね。3年で見直しがあるわけですが、この見込み量の出し方ですね。

障害者自立支援法の、これもちょっと法律的な専門的な話になると、見込み量を超えると、何か新しい事業はもう指定しなくていいとか何か、そういう法律があるみたいですが、要は太宰府市としてどれだけの見込み量を出すかという形になると思うんですが、この辺に関しては、やはりよく今のデータをもとにしてやらなくちゃいけないと思うんですけども、まさかもうこれだけしか見込み量を出しませんでしたのであなたのサービスは受けられませんというよ

うなことがないようにしてもらいたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうかね。

議長（村山弘行議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 見込み量の出し方につきましては、いろんな面で論議等がございました。しかし、国の方が申し上げているのがですね、現在の支援費制度のサービス量がマイナスになってはいけないという説明をされております。また、私どもも県の方からも通じましてですね、説明を受けたときにもそういうふうになっております。ですけれども、実際数字を当てはめると、大分マイナス面が出てくるところもございます。その辺はですね、先ほど申しましたように、それぞれ個別の面接の中で、今までどうであったかというのも加味しながらですね、支給量を決定させていただきたいというふうに思っておりますので、そう大きくはですね、変わらないという感覚で私どもは考えております。特に、自立支援法が施行される中で、この問題が一番多く地方では起きております。そういうことからですね、4市1町でも、それぞれの確認事項の中で、昨年度のサービス量を必ず参考として私どもも調査を行う、あるいはまた面接を行うということで統一しておりますので、大きく変わるべきものではないということで私どもも考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 変わるものでないというお話でしたが、総体の全体的な量になるのかなと思うんですけれども、今回の場合のこの特色というのは、先ほど市長の答弁にもありましたけど、今までは身体、知的、これに精神が加わって3障害統一という形になっているわけですね。いろいろ国が出してます、サービス利用の将来見通しと国も出しているわけですが、特に訪問系サービスの利用者数ということは、平成17年度は9万人、これは全国ですね、平成23年度には1.8倍で16万人となっております。こういう部分に関しては、やっぱり先ほど余り変わらないという話だったんですが、当然増えるんじゃないかなという感じもしているんですが、ちょっとその辺の私答弁、変わらないのであれば、どうなのかなという感じがしたんですけど。

議長（村山弘行議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 先ほどの答弁につきましては、個人の例を申し上げておりました。確かに年々ですね、人口が増えるように、あるいはまた障害者におきましてですね、やっぱり口コミというのがございまして、じゃサービスがあるなら受けましょうという方がかなり出てまいります。そういうことから、年々対象者につきましては増えてきておまして、清水議員さんおっしゃるようになりますね、自然増という形で私どもとらえておりますが、当然対象者が増えれば増えるほど予算は膨らんでまいります。それは仕方がないんじゃないかなというふうに思っています。ですけれども、大もとのですね、基本的な考え方は、地方における財政の中ですね、この範囲の中で行いなさいというのが大きな基本なんです。それを今後どのようにやっていくかというので、ちょっとギャップ的なものはございますけども、人が増えたり、あるいは

またサービス量が必要な方が増えれば、当然これは義務的な経費として私どもも考える必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 自然増ということで、非常に財政的にもある程度大変なのかなと思ったりはしますが、そういうことも計画的に載っていますので、国が2分の1、県が4分の1、責任持ってやるということでございますのでお願いしたいと思います。

今回もう一つ特色の中でですね、福祉施設に入所されている方、あるいは精神の入院患者の方々を地域へ移行しようというのが一つの大きな特色になっております。いろいろ国も言いたいことをたくさん書いてあるわけですが、地域に移行するためにグループホームあるいはケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行させなさいと、こういうようなことがありますね。これはこういう基盤整備が必要になると思うんですが、これはだれがするのか、市がするのか、どこがするのかというのがよく見えてこないんですが、これやるとなればまた相当の財政的な負担も出てくると思うんですが、その辺は市としての考えはどのような考えをお持ちでいらっしゃいますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 当然国のこの法律というのが地域での自立というところがまずございますので、当然そのための受け入れ体制というんですかね、そういうものが必要にもなってきますし、いろんな給付に関してもそうでしょうし、施設に対する支援というのも当然出てくるかと思っておりますので、その辺はひとつ計画の中でも当然上げていかなければならないと思っておりますし、先ほどから言われてますように、計画はつくるだけじゃだめだというふうなことも言われてますので、もう少しきめ細かなですね、丁寧な対応というんですかね、その辺がこれから重要になってくるかというふうに思っておりますので、いろんな福祉団体、それから施設等、そういうところにご協力をですね、お願いしながら受け入れ体制、その辺も整備していきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） お願いをするということは、市も幾らか出すということですか、それとも相手に全部出してほしいということですか。その辺もちょっとどういう考え方なのかね、それが1点。

それとですね、要するに地域へ移行するということの中で、今回規制緩和されておりました、その受け皿の一つとして空き教室等、あるいは空き店舗等ですか、をNPOの法人とか、そういうところに空き店舗、空き教室を利用した運営が可能となるというふうなこともあるわけですが、そういうようなことも当然市としては地域移行の一つという形に考えていいのかですね、やっていくのかどうか、あるのかどうかというその辺のところをお聞かせいただければと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 地域支援事業というところでは、基本的には県の方がやっていますが、それぞれの自治体での役割も当然地域支援事業の中にもございますので、それに対して当然財政的なことも当然ございますが、いろいろ事業をやっていく中で、事業量、それから財政的な問題等も考えながらですね、その辺は十分に検討していきたいというふうに思っています。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ちょっと確認ですが、地域支援事業というのは地域生活支援事業のことだと思うんですが、県がやるという話でしたが、ここの資料で読むといろいろ専門性の高い相談、支援事業等は都道府県が行うと、だけでも地域生活支援事業は市町村ということじゃないんですか。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 様々質問しまして、これからの問題だと思います。障害者の就労をやりたいんですが、あと残りが5分しかありませんので、このことに関してはまた追ってですね、質問をしていきたいと思っておりますので、いずれにしても障害者の方々が自立して生活できるようにですね、しっかりとした体制を整えていただきたいということで、私の質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がございましたので、通告どおり2点にわたり質問をさせていただきます。

まほろば号が導入されて8年、利用者も250万人になったとの報告がありました。初めは市役所を中心に公共施設へ行くのに交通手段が欲しいとの市民の声から始まったまほろば号も、買い物に、病院へ、文化活動、また西鉄、JRとの乗り継ぎとしての利用へとニーズの多様化が生まれ、また観光、歴史への探求及びイベント時の交通手段としての利用がなされてきました。本格的高齢化時代に入り、今後ますます高齢化対策が様々に必要となる中で、私は市民が安心して免許証を返すことのできる交通網をつくる必要があるのではないか、ぜひ検討してほしいと思いますがいかがでしょうか。

次に、観光対策としての交通手段をまほろば号に限定して考えるわけではありませんが、その中で重要な位置を占めるものと考えたとき、今後どのように対応されるのか。また、次に本市は大野城市、筑紫野市、宇美町と接していますが、今回はまず大野城市及び筑紫野市との関係についてお尋ねをいたします。

初めに、現在大野城市が進めている西鉄下大野駅周辺の土地区画整理事業も、遅くとも来年度には完成が予定をされていますが、それに伴い、旧3号線より御笠川に新たに橋を設ける計

画はどのように進むのか。まほろば号の進入が可能になるかどうかについてお尋ねをいたします。

次に、筑紫野市との件につきましては、都府楼団地の件、または高雄方面の要望も含め、市役所中心と通勤通学及び買い物考えたとき、JR二日市、西鉄二日市とのことを考える必要があり、筑紫野市との協議が必要になってくると思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、このたび太宰府市身体障害者福祉協会より視覚障害者に対する改善要望について請願が市長に出されていると思いますが、そこに記されています7項目についてどのように対処されようとしているのか、お伺いをいたします。

7点についてその要望事項を申し上げます。

1、視覚障害者が太宰府市で働ける場所を。特に、市役所で電話交換、パソコンを使った仕事などで採用を考えてほしい。また、何か視覚障害者が働ける場所をつくってほしい。

2番目、市役所のバス停から福祉センターまでの点字ブロックの設置と、入り口が何か音でわかるものをつけてほしい。

3つ目、視覚障害者のためのパソコンの指導者の養成と福祉センターでインターネットができるよう環境をつくってほしい。

4点目、音響式信号機を多くの場所に設置をしてほしい。

5番目、車道と歩道を区別する白線や横断歩道は、弱視者にとってははっきりしていないと見にくいので、薄く見えにくいところはきれいにしてほしい。弱視者は黄色が一番見やすい。

6点目、点字ブロックが黄色でないところがあるので、黄色に改良をしてほしい。

7点目、中途失明者が増えているため、外出の移動が困難になっている。タクシーの基本料金の補助を増やしてほしい。

そういった7点でございます。

まずは、その回答をお聞きして、自席にて再質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） それでは、まず1点目についてご回答を申し上げます。

平成10年4月に運行を開始いたしましたこのまほろば号につきましては、利用者も増加いたしておりまして、今では1日平均1,200人を超える皆様方にご利用をいただいております、本年3月末には延べ260万人を突破いたしました。このことは着実に市民の皆様方に交通手段として生活の中に定着しているものというふうに考えております。ご質問にあります高齢化時代に対応した交通網の整備についてでございますけれども、ご承知のとおり、まほろば号運行の基本方針の一つに、高齢者の皆様方が気軽に安心して地域社会に積極的に参画できるように配慮をし、健康で生きがいのある社会福祉の確立を図るということを掲げております。したがって、将来に向かって確実に増加するであろう高齢者の方々がさらに安心して日々の生活に密着したまほろば号になりますように、利用者の声あるいは様々なアンケートの分析を行いながら、利便性を考慮した効率性のある運行計画を策定しながら交通網の整備をしてまいりたい

というふうに考えております。

次に、2点目の観光客向けの交通手段対策についてでございますけれども、昨年10月に九州国立博物館が開館して以来、さらに多くの観光客が本市を訪れておりまして、特に週末には今でも博物館周辺や天満宮参道付近は大変なにぎわいを見せております。

ご提案のように、こうした観光客が市内をゆっくり散策しながら回遊するための交通手段として、このまほろば号を活用していただくことは、本市にとりましても大変重要なことだというふうに思います。現在その方策の一つではございますけれども、国立博物館と連携、調整を図りながら、まほろば号を利用した観光コースを特別に設定をいたしまして、PRポスターとかチラシを博物館の中に展示をしていただくように既に協議に入っておりまして、近日中にはその結論が出るというふうになっております。今後もこうした様々な工夫を凝らしながら、このまほろば号を活用した観光客の利用増に努めてまいりたいというふうに思います。

次に、3点目の近隣市との関係についてでございますけれども、筑紫地区の広域によりますコミュニティバス運行につきましては、既に4市1町の担当で筑紫地区バス交通連絡会を平成15年度に立ち上げまして、今現在も様々な情報の提供あるいは意見交換を行っております。

ご質問のまず西鉄下大利駅へのまほろば号の乗り入れについてでございますけれども、この下大利駅へのアクセスにつきましては、本市あるいは大野城市とも一つの課題として協議は行っております。しかしながら、現在大野城市が進めております駅周辺のアクセス関連事業につきましては、現時点におきましては諸般の事情できちとした完了年度はまだ公開できないということでございます。したがって、本市にとりましても、この大野城市の計画事業が一定のめどが立ち次第、本格的な協議、検討に入りたいと考えております。

また、筑紫野市におきましては、現在7つのルートの運行実施計画案を検討されておるようございまして、早ければ平成19年度中には一部のルートをテスト運行したいという情報も得ております。

ご質問にもありますように、本市にとりましてもやはり西鉄あるいはJRの二日市駅のアクセス等については大変重要な課題を持っておりますので、今後筑紫野市とも協議を積極的に図りながら、その調整を図っていききたいというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 障害者対策につきまして、私からご回答申し上げます。

身体障害者福祉協会から提出をされております視覚障害者に対する改善要望でございますが、平成18年5月16日付で提出されました要望でございますが、視覚障害者の皆様の各種改善要望でありますことから、関係部署で全項目を点検いたしておるところでございます。

雇用の問題なり、あるいは生活動線の歩道整備など、数々のご指摘をいただいております。早急に整備していく必要がある箇所やご要望のことにつきましては、今後太宰府市身体障害者福祉協会とも十分協議をさせていただきながら、できる限り改善に努めてまいりたいと思いま

す。

なお、詳細につきましては、部長の方から回答をいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） それじゃ、先ほどご質問にありましたように7項目についてそれぞれ所管部の方からお答えをしてみたいと思います。

まず、市役所の方で電話、パソコンを使った仕事など採用を考えてほしいというような要望がございます。市としましては、雇用者といたしまして障害者の雇用促進等に関する法律がございます。雇用者の受け入れの率が定められておまして、それによる計画的な採用というのが基本というふうにしておるところでございます。ご提言の視覚障害者についても、今後障害の程度や職務能力等を考慮いたしまして、より適した職場環境あるいは任用方法について今後検討してみたいというふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 続きまして、2点目のご質問に回答させていただきます。

ご質問の中の点字ブロック、このことにつきましては、今後当事者団体等と協議させていただき、実施に向けていきたいと、そういうふうにおもっておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 3点目でございますが、視覚障害者のためのパソコン関係、それから2点目にいただいております総合福祉センター入り口の音声表示機の設置につきましてご回答させていただきます。

施設の管理者であります社会福祉協議会と十分協議をさせていただいて、検討してみたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 4点目、5点目、6点目が建設部になりますので、あわせてご回答申し上げます。

音響式の信号機の設置につきましては、県公安委員会などへ積極的に要望してみたいと思っております。

それから、5点目の車道と歩道の区分に関する整備につきましては、行政区長の要望や市職員が巡回いたしまして調査いたし、外側線が薄く見えにくいところの修復に当たってまいります。しかしながら、調査漏れもございますことから、修復の必要な路線につきましては、身体障害者福祉協会などと協議いたしまして、ご指導いただきながら進めてまいります。また、外側線を黄色で引いてほしいというご要望でございますが、これは道路交通上黄色の線は道路の中心線でございます。はみ出し禁止の交通規制の線でありますことから、市としては今のところ外側線を黄色では引けないということでございます。

6点目の点字ブロックの黄色の統一につきましては、以前設置していましたが、現在見えにくい点字ブロックにつきましては、今後改良してみたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 7点目でございます。タクシーの基本料金の補助についてでございますが、近隣の市町の状況もございますことから、今後十分検討を重ねてまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 先ほど部長の方から回答をいただきまして、その考え方というか、それはもうそのとおりと思うんですよ。それで、今なぜ高齢化社会の中でそういったのが必要というふう考えたのかという中にですね、お年寄りと、お年寄りと言うたらいかん。一応私も水城団地の中で老人会に入っとるもんですから、老人会の中で話をしていると、免許証を返したいけども、返したらもう足がない。要するに交通手段がなくなると、安心して返せないという、乗るのも怖いと言うんです。免許証を持つとって乗るのも怖いけども、返すともう交通手段がなくなるので不安がよぎると。せめて買い物ぐらいと思って、こう行くというような感じが多いわけですね。買い物だけで行くと、やはりつい乗ってしまうということが起きるのではないかという心配を持っております。それで、なぜ今回こういう質問をするかといえば、今団塊の世代の定年退職の問題が、年金の問題やら保険の問題で多く言われております。それはもうそういう時代に入ってきているわけですから仕方ないわけですが、ただただそういう問題ではなくて、やはり地域としてはですね、そういった人たちが増えるということは、先ほど言ったような不安を持つ人が今後増えてくる。そういう時代にも入るというふうに思うんですね。特に、本市のまほろば号も皆さんのご努力下、全国的に言えば早く導入がなされた。早く導入したということは、またそれだけ早くよその全国の市に比べてですね、要するに市民の足のかわりになるようなそういう路線にする方向でいくのか、そこまではいけませんよというふうに行くのかですね、その考え方一つでこのまほろば号が変わってくるだろうというふうに思います。別にまほろば号だけにそれをゆだねるのではなくて、ほかの方法でそれは考えても私はいいと思いますけども、今せっかくコミュニティバスがあるわけですから、こうやって利用もされてきているということからすれば、ひとつ、私もこれは最善かどうかはわかりませんが、今9台ですかね、まほろば号は、全部で。9台ですね。7台。8台。いわゆる地域循環型、要するに本数を増やす。ある一定方向で構わないので、それを循環的に、例えば一つの中学校区をですね、常に1台が回りよくと。もう一つ中学校区にはもう一台が回っていると。それで、それとは別に観光用ですね、観光用に全体的なところを回る、要するに1つは先ほど言いました買い物、それから西鉄、JRへの乗り継ぎ、それから病院、イベント、こういったことに多く使われると思うんですね、まほろば号乗られる方は、それがやはり循環型だけだと行けないところが出てきますので、それは観光路線の中に史跡地めぐりの中で全体を回るコースの中でそういった公共施設も入れるということと、市役所に来るために使う方がですね、例えばそうしょっちゅう来るわけでないでしょうけども、住民票とかそういったものを取りに来る

のに必要であれば、そのまほろば号の中学校区の循環路線の中にそういったところの取次所を設けると。市役所に来なくてもその循環の中でできるというようなことを一遍考えてみたらどうですかということが言いたいわけです。その点についていかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 実は、平成17年度に実施いたしましたまちづくり市民意識調査の集計結果がまとまっております。これは今年、平成18年2月に実施をされたんですけども、広聴広報担当がやったんですけども、その中の集計報告を見ますと、バスの利便性に対する意識についての調査がっております。この項目を見てみますと、60代、70代の方が必要だというのが過半数を占めております。つまり、福廣議員さんがおっしゃいますとおり、我々世代が高齢化になりますと、やはり市の方も当然高齢者の人口が増えてまいります。そのための一つの交通手段としてこのコミュニティバスをいかにして活用していただくかというのが大変課題になります。今提案いただきました地域巡回型のルートとか、あるいは観光客を対象にしたルートの設定、大変参考になる提案でございますので、当然今後もそういう視点の中で原点に返りながら見直しを図っていきたいというふうに思います。ただ、しかし現在、先ほどご質問ありましたように、バスが8台で市内を循環しておりますので、どうしても限界が出てまいります。確かに、財政がある程度予算が確保できれば自由に絵もかきますし、そのサービスの向上には努力できますけども、やはり多くの方の意見をすべて取り入れるには限界がございますので、やはりそういうところはアンケートの調査の分析をしながら、一番ニーズの多いところから、できるところからやっていきたいというふうには考えております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 今言われたように、すべての人の意見を聞きよったらいいものは多分できんだろうというふうに思いますね。それはもうそうなってくるというふうに思いますよ。ただある程度の意見をこのまほろば号で取り入れて、しかしほかのいろんな声もあるので、それはまた別の方法ですね、考えてみるというふうにしないと、まほろば号が私は最大限に、まほろば号というかコミュニティバスが生きてこないのではないかとこの今現時点では思っています。我々も今からこのコミュニティバスについてはですね、いろいろやっぱりまだ勉強しながらですね、提案なりしていきたいというふうには思っていますが、要するにこれを中心にいくのかどうなのかというのは、まだ先々わかりませんよね。それが、しかし市民が選択するのに自家用車よりもコミュニティバスとなるかどうかというですね、そういったことに、それはだから利便性ももっともっとよくなないと、朝の駅に行くのにも便利がいいというですね、そういう時間帯のバスも必要でしょうし、水城の方から言えば西鉄下大利駅に行ければ、また随分利用者が増えるのではないかと。ただ、行きだけじゃいけませんから、帰りもちゃんと駅から帰ってこれるという、そういう保証がないとですね、帰りはもう6時、7時で終わってしまうのではないかと。やはり10時、11時ぐらいまで帰りも保証がありますよと、そういった路線まで将来的に考えていけるかどうか。やはりコミュニティバスを導入し

ているところが多くあると思いますが、やはり多く乗ってあるところはやはり朝晩の通勤、これにやっぱり使うというのが一つ大きい要因があるのではないかというふうに思うんですね。そういった意味で先ほど60代、70代が過半数だというお話しになりましたが、その年代が過半数を占める時代に入ってくるわけですから、ますます便利のいいものをつくってより多くの人に乗ってもらうという方向性をですね、つくってほしいと思うんですね。別にですね、これは今の体制が不満だからということじゃなくて、僕は今後やはりそういった専門チームをね、つくる必要があるのではないかというふうに思うんですけども。別に我々は西鉄のね、専門会社に勤めて、そればかりをやってきたわけじゃないんですから、なかなかやっぱり難しいと思いますよ。しかし、それを専門に1年か2年ぐらい研究をしてですね、何かいいものを太宰府につくって発信できるということが必要じゃないかなというふうに思うんですけども、その点いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 今現在でも関係職員で編成しております交通機関検討委員会という組織を持っております。今後もそういうふうにご提案があつていきますように、プロジェクトチームといいましょうか、専門チームをつくりながら、いかにして効率よくサービスを向上させるようなバス路線、コミュニティバスの対応について検討していく必要があるというふうに思いますので、今後十分そうした意見を参考にしながら取り組んでいきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） それと、もう一点ですけど、大野城市の西鉄下大利駅周辺の件ですがね、私が聞いた範囲では、間違いなく来年度いっぱいには完成をしますという話だった。これは非公式ですよ。公式じゃありませんが。予定は今年度になっています。順調にいけば今年度終わるでしょう、しかし多分来年度にかかるのではないかという返事、返事といっても、非公式ですから公式的に言えば、先ほどの部長の回答になるのかもわからんけども、しかしもう近いということですよ。その場合に、旧3号線からのもう絵はできていますよね。橋の絵から、どこにかけようという計画からどういうふうに路線を結ぶとか、それはそうなってから考えるのではなくて、もう今から考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけど、その点ちょっとそこだけもう一遍お願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 大野城市のこの西鉄下大利駅周辺の整備事業につきましては、先ほど一部回答いたしました。駅周辺を巡回する分の道路計画については予定どおり完成するだろうという報告は聞いておりますけども、太宰府市とのアクセス、つまり御笠川にかかる橋の問題ですとか、西鉄下大利駅へ直接つながる都市計画道路の計画がまだまだはっきりした事業年度が、完成年度が不明だということでございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） わかりました。それで、そうなるならば、その計画は太宰府市との関係性が強くなるわけですよ。もう一つの高架にかかわる路線はまた別ですよ。あれは大野城市の問題ですから。しかし、今下大利団地の中を通過して橋をつくっていく問題については、太宰府市と大野城市が、県も入るんですかね。その協議の上でされると思うんです。いわゆる絵的には、図面的にはこうなるであろうという図面はあると思うんです。それをいつからその協議に入っていくのか。多分それは大野城市の方もつくろうにも太宰府市との話し合いができませんことにはいつできるかわからんと思いますよ、それは。それはもう先は不透明だと思いますが、お互いに両市で話し合いながら何年度を目標にやっっていこうということを決めないといけない問題じゃないですか。それをお願いします。こっちの問題だよ。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 開発の方でそのところは毎年でございますけども、予算編成時につきましては御笠川の、それこそ中央から市境ということで、このことについては都市計画決定も以前になされて、つくるということは決まっておりますので、大野城市と確実なその連携と申しますか、それを取って進めておるところでございます。当初の計画では、それこそもう平成19年ぐらいには大体でき上がっているという計画でございましたけども、やっぱり大野城市側の地域のそういう反対意見等もちょっと聞いておまして、随分と遅れておることでございます。それで、議員さん言われましたように、そのところは、大野城市と確実にいつごろからどういう協議を始めるかと、そして文化財の発掘もあったと思いますので、そこら辺の連携を確実に取りながら進めておることでございます。ただ、今のところいつごろということは、まだ大野城市側との話がついていないということでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 先ほどから、まほろば号のことからこの問題をお伺いしましたけど、そういったことがちょっとはっきりしてこない、いろいろいいことを言っても、部分的にこうやって意味がないわけですよ。全体的なことを見ながらその部分を見ていかないと、全体的なことが考えられぬのに、ここはこうしよう、ああしよう、そこだけ何かいいようなことをやって、つないでみれば何か全然わからんというね、むだが多かったなということにならないようにするためには、全体の計画がわからんことには、その中でここは何年度までに、ここはこうしよう、ああしようということをやっぴりやっっていく必要が僕はあると思うんです。ですから、今言ったような問題も、部長の言われることはよくわかるんですけども、これをできるだけ早くね、協議だけでも進めていただいて、何年度までにやろうというようなことでやっぴいかないと、幾ら4市1町のね、人が集まって話をしてもね、意味ないでしょう。他市との協議、そういったことだけでも解決せんのに、4市1町のね、交通対策の担当が集まって幾らコミュニティバスの話をしたって、僕はそう意味ないと思うんですよ。話す内容がないでしょう、大野城市と、接点は。そこぐらいからしか。だから、何の話をしよるのか、

一遍できたら集まった担当者の名前から議事録を見せてもらいたいぐらいあるね。今回そういうことは要求しませんが、それぐらいの思いにならざるを得んのですよね。だから、私はすぐ水城とか国分とか向こうの地域の人にとっては、もし大野城市のその部分ができれば、もう本当に通勤に使われるというか、今でも西鉄都府楼前駅はね、使われているかなというふうに思いますけども、それ以上に利用率は上がるというふうに思うんですよ。特に、太宰府市の新興団地は広陵地が多いですから、自分の車がないと、また乗り物がないと自分で歩いて買い物に行って、歩いて帰ってくるというのはもう無理ですよ。特に高齢者はね。坂道が多いから。これは水城だけじゃなくて、青葉台とか、ああいったところも全部そうでしょう。これだけ坂が多いところにできていますから、ですかなおさらのこと、このコミュニティバスを大いに利用して、また料金の問題とか、いろいろ考えないかん問題がいっぱいあると思いますが、そういう方向性のもとでぜひ検討をですね、お願いしたいというふうに要望をいたしておきます。

次の視覚障害者の要望書についてですけども、先ほどの回答で団体との協議をしていきますという何点が回答がありました。本当にやはり我々がわからん部分というのが結構あるし、当事者の団体の人々の直接的な声をね、ぜひ聞いていただいて対処してほしいというふうに思いますね。先ほど全体的な障害者自立支援法については、清水議員の方から質問がありましたので、私はもうそこには触れませんが、一番最初に言いましたように、やはり障害者の方が住みよい社会はすべての市民にとって住みよい社会だと、このとおりというふうに思いますので、それに一步でも近づくようなね、市政をぜひお願いしたいと。こういった具体的な要望が出ておりますので、こういった要望を一つ一つやっていく。また、よく話をしてもらおう。今度の障害者自立支援法にしてもまだまだ説明が足りないという市長の答弁も先ほどありましたように、十二分にやっぱりわかっていただくような努力をするというのがやっぱり最低限必要だろうというふうに私も思いますので、今後、前から精神障害者の問題もそうですけども、障害を持った人たちのやはり手厚い我々の配慮というのがですね、今太宰府市に求められているのではないかというふうに思いますので、ぜひ、これも具体的にまだ一つ一つやっていきませんが、ぜひ一步でも前に進むようにですね、担当部の部長さんによろしくお願ひしたいのと、その途中経過でも結構ですから、まずはこの問題はこうなりましたという回答をね、ぜひ我々にもしてほしいというふうに思います。

それから、もう一点太宰府市身体障害者協会の視覚部会から今回請願書が出されましたけども、そちらの方もですね、ぜひ懇切丁寧に、その中身には触れませんが、対処をしていただきたいというふうに思います。障害者のことを議会で一般質問した我々にはですね、この7項目はこうなりましたという途中経過をぜひ教えていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） ここで15時40分まで休憩いたします。

休憩 午後3時20分

~~~~~

再開 午後3時40分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

7番（不老光幸議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告しました件につきまして質問させていただきます。

国民年金健康保養センターは、国民の健康維持向上と保養を主な目的に全国に施設が設立されました。宿泊施設とともに、会議、研修、懇親会と広く利用もされる設備を兼ね備えてあります。しかしながら、国民年金事業の財政の見直しで保養センターの廃止が決まっております。本市にあります国民年金健康保養センターも廃止になり、売却されることとなりますが、まずその売却についての予定と現在の状況をお伺いいたします。

次に、本市にあります国民年金健康保養センターは、近年のボーリングによる温泉の湧出があり、また浴室の改装も実施されましたので入浴利用者も多く、さらに昨年の国立博物館の開館もあり、宿泊の利用率も高くなっております。しかも、本市では宿泊施設と多人数での会合や懇親会ができる施設としては数少ない貴重な施設であります。このような施設が売却となれば、市で何らかの方法で確保すべきと思いますが、その考えがないかお伺いします。

例えば、市営または市独自の組合組織、あるいは商工会、観光協会も含めた組合組織の第三セクター方式による確保は考えられないか、お伺いいたします。

再質問につきまして自席で行います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 国民年金健康保養センター太宰府の売却等についてのご質問でございますが、ご承知のように国におきましてはこれまで厚生年金保険法あるいは国民年金法などに基づきまして、全国に約300余りの年金福祉施設が設置、整備されております。しかしながら、近年の厳しい年金財政状況あるいは施設を取り巻きます社会環境の変化等を踏まえまして、今後は保険料を年金福祉施設等に投入しないという基本方針が決まっております。したがって、これらの施設につきましては、平成17年10月1日に、これら年金福祉施設でございますが、譲渡または廃止等の業務を行うということで、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が設立されております。したがって、ここにおきまして今後5か年間をめぐり、すべての施設の整理、合理化を進めるということでございます。

したがって、平成17年度にはもう既に20の物件が入札されたと聞いておりますし、この太宰府の保養センター太宰府につきましても、現状の宿泊施設で一般競争入札される方針ということでお聞きしております。しかしながら、今後のこの施設の内容でございますが、平成18年度の整理対象の施設等々を聞きますと、事業の採算性なり、あるいは建物の老朽度、あるいは物件の市場性等によりまして選定されておまして、現時点では具体的な施設名等の公表はできないとのことございまして、本市といたしましても今後積極的に情報収集等を進めて

まいりたいと思っております。

この施設でございますが、我々といたしましては現在ございます年金福祉施設、これは宿泊施設でございますが、この施設経営内容等については廃止はしないということ承っておりますし、宿泊施設等の事業は継続していく、その上で一般競争入札に入れたいというふうな方向をお聞きしておるところでございます。しかしながら、現状につきましては、今お尋ねの施設の確保の問題でございますが、本市におきましては本年度からスタートいたしました第四次総合計画の後期基本計画にも掲げておりますように、九州国立博物館の開館も含めまして、滞在型観光にシフトをしいておるわけでございます。特に市内に宿泊施設がない、宿泊室が必要であることは十分承知いたしておるところでございます。しかし、昨今の国の動向なり本市の行政経営改革方針にも明記いたしておりますように、こうした公共施設の管理運営につきましては、官から民、あるいは指定管理者制度の導入などによりまして、民間手法の活用を図っていくことが妥当ではないかと考えておるところでございます。したがって、ただいまご提案がございましたように、第三セクター方式によります確保につきましては、総合的な判断から慎重な検討が必要でないかと思っております。こうした情報につきましては、おっしゃいましたように商工会あるいは観光協会等々、関係団体にも十分情報の提供をしながら、本市の活性化につなげていきたいと、そういうことで今後十分な情報収集なり今後のあり方等についてはいろいろな情報収集により判断していきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今市長さんからご説明がありました。市長さんは保養センターの理事長でいらっしゃいますので、実際には業務には携わってはいらっしゃいませんですが、今お話になりました部分で、民間の業者から譲渡の問い合わせとか、そういったものは今までにはありませんでしたでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま年金福祉施設は福岡県には太宰府と若宮にあるわけでございますが、私はその福祉協会の理事長を務めておりますが、それは業務を委託しておるのが現況でございますが、経営につきましては太宰府はご承知のように国博が設置されまして宿泊数も増えておりますし、黒字経営でございます。また、温泉の効果も十分発揮されておるところでございますし、若宮も黒字傾向にあると、経営状況については非常にいいようでございます。ただ、これを委託するか、入札方法等についてのあれは整備機構の方でやるわけございまして、もちろんあの施設の状況等については、入札が公表されればいろいろな問い合わせは機構の方にはいっているようでございます。ただ、具体的なことにはまだありません。ただ、地元としてはあの施設が太宰府におけます今までの年金センターとしての市民なり、それから施設としてのいろいろの経営についての効用と申しますか、太宰府の観光あるいは宿泊等について果たした役割等々もございまして、あの施設を廃止してもらっては困ると、それから現在の経営の内容は継続してほしい。ただ、その受け方につきましては、売買については競

争入札制度である、そういう基本でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 売買は競争入札というふうにお話をされましたが、やはりせっかくこの太宰府にあります貴重な施設でございますので、やはり市で独自でというのはちょっと無理なことだと思いますけども、やはりもう既に廃止、売却という方針は決まっておりますので、この件につきまして市長さんのご返事では商工会とか、あるいは観光協会とか、そういった市内の事業者とのこれをどうするかというような話し合いはされていらっしゃるというふうに受けとめましたんですけども、これにつきましてやはりさらにいろんなところも含めまして、市内での確保についてやはり検討をされるかどうか、再度お伺いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 恐らく国の方で年金センターを売却するという方針であれば、当然一般競争入札で示されると思いますが、それを受け持つ地元としてどういう組織が、第三セクターと申しましても、どういう組織でこれを入札に加わって引き受けるかという具体的な問題、これは単なる時価相場ではなく、将来の経営方針等も含めた慎重な計画が要るかと思いますが、そういうことにつきまして観光協会なりあるいは商工会等々とも十分協議しながら、第三セクターのあり方等を考えなくちゃいけないと思います。ただ、市が直営でやるということ、これは非常に困難じゃないかと考えております。したがって、いろいろ国の情報等々をできるだけ受けまして、そういう具体的な形に今後進めていきたい。

なお、福祉協議会でございますが、新しく今度理事に太宰府市の商工会の会長を入れていただいておりますし、十分そこの情報、検討にはご意見ちょうだいしたいと、そのように思っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 一つの事柄につきまして、問題点というふうにとらえるかどうかというのが大きな判断のところになるんですけども、やはり将来的にはもう近々年金センターが廃止、売却ということでございます。これはやっぱり市としては大きな問題であると思えます。やはりこういうことに対処するにはですね、問題解決型志向の職場風土というか、そういったものがないと、ただ単なる対岸の火というような感じで静観をして、結果的にはその場になって慌てたりするということがあります。それで、やはり一度ですね、これは廃止、売却というのは、市としては大きな問題点であるというふうにとらえていただきたいと思います。この問題点、例えば魚の骨というのがあるんですけども、頭の分に廃止、売却、これは問題であるというふうにとらえて、一つの枝にですね、まず今おっしゃいましたように競争売却で民間に営業形態を移譲されるということを仮定しますとですね、現状のお湯もありまして、宿泊、それから会議室、そういったものがそのままの状態でも民間は継続するかどうかというのはわからないわけですね。当初申しましたように、現在ではあそこは非常に懇親会とか施設会議とか、そういったもので非常に貴重なところでもありますし、温泉そのものも近所ですね、お年

寄りの人とか、そういった方がまほろば号で西鉄太宰府の駅まで行って、そこからバスに乗って利用していらっしゃるとか、そういう形態があるんですけども、これが民間に移った場合に、それがずっと保証できるかどうかというのがあります。民間であれば、あそこはですね、高さ制限もありますし、周りは文化財としての指定地域でもありますし、拡張もできないという状況でございますので、例えば民間が買ってですね、ビジネスホテル形式のホテルに業態を変えた場合にですね、会議室とか、あるいは宴会場とか、そういったものをつぶして全部宿泊施設にする可能性もあるわけですね。そういうことまでも含めてどうなのかということを一とつ考えていただきたいと思います。

それから、もう一つですね、通常少し黒字にはなっているんですけども、通常の売却、例えば民間はもうだれも応募がなくて、どうしても最終的には破格の低価格でですね、太宰府市で何とか引き受けてくれという話があるやもしれんですね。そういったときにはどういうふうにするか。それもやはり考えておく必要があると思いますよね。

それから、もう一つ、それでもですね、そう言われても、それでも断るのか、あるいは幾らまでの価格やったら市で受けて第三セクターとかいろんなものをつくってやるか、それは商工会とか観光協会にやってもらうとか、そういうことも考えるわけですね。

それから、もう一つは、あそこがですね、だれも引受手がないと仮定しますよね、するともうしょうがないけん更地にして、そしてあそこは文化のあれで国が回収しますよね、そういうふうになった場合に、あの施設はなくなってしまうわけですね。すると、今入っております入湯税とかそういったものはなくなってしまうわけですよ。そういうことも含めてですね、いろんな面でやっぱり今のうちに市の方で検討しておく必要があるんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、その点についてはいかがでございますか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） この年金センターの施設、今までの経過を見ましても、市民の利便、特に温泉が出ましたので、お年寄りの憩いの場所ともなっておりますし、宿泊あるいは会場、宴会等、いろんな形で市民の利用度は非常に高かったと思います。と同時に、年金センターの一つの目的は、単なる宿泊じゃなくて、国民年金の普及啓発、それから支援事業等が事業の目的の一つに入っとったわけですが、これはもう既に廃止されております。単なる保養センターとしての太宰府を今福祉協会が委託して需給しておるわけでございますが、したがいまして国の方針はもう年金センターの財源、それから立て直しの基本方針等々で示されておるように、現在の福祉施設について、福祉施設といいますか、こういう関連施設については、採算の合わない老朽化したものは廃止する、そして現在なお今後とも経営があるものは一般競争入札すると、そういう方針はもう示されておりました、本市としましては、私個人の立場といたしましても、現在果たしてきた年金センターの市民あるいは市へのね、今までの利用の範囲と申しますか、利用を供した市民の期待とかいろいろございます。そういうことについて、はいやめますということは承知できない。また、これについての太宰府市の保養センター太宰府が果たして

きた役割等も含めて、今後この事業形態はぜひ継続してもらいたいというふうなことは要望いたしております。したがって、あの施設を直ちに廃止するということはないと思います。現在の経営形態、宿泊施設を継続する形での入札が行われるんじゃないかと思います。ただ、民間に渡った場合の経営主体、これはもう民間の方針でございますからどうしようもないですが、今いろいろ想定されますそういう場合で、現況のまま市が市内の第三セクターで引き受けて今の状態を継続していったらいいのかということにつきましては、いろいろな情報が出ておりますので、商工会なり観光協会なり、あるいはその他関係団体の方に情報を提供しながら検討していくということでございます。

また、入札の対象につきましても、現在の年金センターの果たしておる役割、それはぜひ維持しながら継続していただきたいと、そういう条件等につきましても、そういう機構の方には今申し入れておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 例えば、民間の業者が引き受けるということになりまして、ある程度市の方からこういうものは残してくださいとか、こうしてくださいとかという話をされますときに、逆にですね、今17室ぐらいありまして、高さ制限があって高くはできないですね。景観条例とかいろいろありまして、例えば特例としてですよ、老朽化しているから建て直して、高さをもう少し高くしたりですね、あるいは駐車場を広げる、駐車場の問題とかいろんなものを勘案して変える、そうしないと採算上合わないから、現状の会議室とか宴会場とか、そういったものも併設したようなものはつくられないという、条件としてそういうことの提案がありましたときにはそれについて市としては応じることはできるんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 基本的に、これは入札して新しく年金センターを運営する業者が決まれば、現在申しておるような諸条件ですね、それと現在年金センターで働いている人たちの雇用継続の問題等もございまして、もろもろの問題については私から申し入れをいたしておりますが、ただ今後新しい経営主体がかわった場合、赤字でいいということではなく、やはり経営上は採算ベースが合うように、しかしながら今まで果たした年金センターの役割なり、あるいは太宰府市が国博ができて宿泊施設の希望者が多いということをも十分勘案した形での経営主体が決まってもらいたいと。また、そういう形で申し入れもいたしておるところでございます。

まだまだ十分情報提供を受けながら、市の関係団体とも話していきたいと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） どうもありがとうございました。この保養センターの施設につきましては、本当に太宰府市では貴重な施設であると思います。そこに働いていらっしゃる方もほとんどの方が太宰府市の方でございまして、やはり市民みんなが知っている施設でございますので、いろんなことを想定しながらですね、一番いい方法になりますよう、ぜひとも市の方で

検討いただいて、どんな状況でも対応できるようにぜひともお願いをいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は明日6月15日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時03分

~~~~~

1 議 事 日 程 ( 4 日 目 )

[平成18年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成18年6月15日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 橋本 健<br>(4)     | <p>1. 安全なまちづくり「消防防災情報システム」について<br/>平成18年度の事業計画にある予算額92,459,000円の事業で、安全なまちづくり施策の一環として、消防防災情報システム「ふくおかコミュニティ無線」が市内全域に整備される。市民への迅速な防災情報伝達手段として賛同に値する事業とは思いますが、44行政区の公民館以外にこういった場所に設置される予定なのか。また工事の具体的内容について伺う。</p>                                                                                                 |
| 2  | 渡邊美穂<br>(8)     | <p>1. 障害者自立支援法について<br/>(1) 自治体が主体となることについて市はどのように考えるか。対象者への説明責任は。<br/>(2) 障害区分認定審査会における認定方法について<br/>(3) 地域生活支援事業と障害者計画策定について、その具体的な内容と今後の計画は。</p> <p>2. 地域運営学校について<br/>(1) 地域運営学校について市はどのように考えているのか。<br/>(2) 学校運営協議会の持つ特徴とその課題をどのように捉えているのか。</p>                                                                |
| 3  | 佐伯 修<br>(14)    | <p>1. 吉松地域の将来の道路・水路整備計画について<br/>(1) 下川原橋から吉松地域を通り、県道31号(福岡-筑紫野)への計画について<br/>(2) 農業用水路拡幅について<br/>(3) 交差点の信号・速度制限の看板について</p> <p>2. 市内のコンクリート壁への落書き対策について<br/>(1) 誰が書いているのか見当がついているのか。<br/>(2) ボランティアで消していただいたが、いくら費用がかかったのか。<br/>(3) 民間施設への対応はどうしているのか。</p> <p>3. 市内の橋下・空き地での不法居住者について<br/>(1) 現在何人くらいおられるのか。</p> |

|   |                |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                | (2) 近隣市の状況は調べたのか。<br>(3) 将来どのように対応していくのか。                                                                                                                                                                                                                 |
| 4 | 山路 一 惠<br>(11) | 1. 学校の耐震化と施設整備について<br>小・中学校の耐震診断及び補強工事計画、通常の施設整備計画について伺う。<br>2. 障害者自立支援法について<br>市独自の軽減策は検討されたのか。障害児・者のさまざまな不安に対して、どう対応していくのか考えを伺う。                                                                                                                        |
| 5 | 片井 智鶴枝<br>(1)  | 1. 建築をめぐる紛争とまちづくりに対する市の考え方について<br>最近市内においてもマンション建築などをめぐり、近隣住民との紛争が多くなっている。安心安全な住環境と緑と歴史豊かな太宰府らしさを守るため市はどのような考えを持ち、対策を講じているのか。<br>2. 太宰府市に暮らす障害者の現状と市の施策について<br>法改正により多くの障害者は不安を抱えている。この改正を機として障害者の現状を市は十分把握し、当事者のニーズを汲み取っていく必要がある。その現状と自立支援法への市の対応について伺う。 |

2 出席議員は次のとおりである(19名)

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 片井 智鶴枝 議員 | 2番 力丸 義行 議員  |
| 3番 後藤 邦晴 議員  | 4番 橋本 健 議員   |
| 5番 中林 宗樹 議員  | 6番 門田 直樹 議員  |
| 7番 不老 光幸 議員  | 8番 渡邊 美穂 議員  |
| 9番 大田 勝義 議員  | 10番 安部 啓治 議員 |
| 11番 山路 一惠 議員 | 12番 小柳 道枝 議員 |
| 13番 清水 章一 議員 | 14番 佐伯 修 議員  |
| 15番 安部 陽 議員  | 16番 田川 武茂 議員 |
| 17番 福廣 和美 議員 | 18番 岡部 茂夫 議員 |
| 19番 武藤 哲志 議員 |              |

3 欠席議員は次のとおりである(1名)

20番 村山 弘行 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(27名)

|              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| 市長 佐藤 善郎     | 助 役 井上 保廣                     |
| 収入役 松島 幹彦    | 教育長 關 敏治                      |
| 総務部長 平島 鉄信   | 総務部政策統括<br>担当部長 石橋 正直         |
| 地域振興部長 松田 幸夫 | 地域振興部地域コミュ<br>ニティ推進担当部長 三笠 哲生 |

|                    |         |                  |         |
|--------------------|---------|------------------|---------|
| 市民生活部長             | 関 岡 勉   | 健康福祉部長           | 古 川 泰 博 |
| 健康福祉部子育て<br>支援担当部長 | 村 尾 昭 子 | 建 設 部 長          | 富 田 議   |
| 上下水道部長             | 永 田 克 人 | 教 育 部 長          | 松 永 栄 人 |
| 監査委員事務局長           | 木 村 洋   | 総 務 課 長          | 松 島 健 二 |
| 財 政 課 長            | 井 上 義 昭 | 総務課消防・防災<br>担当課長 | 武 藤 三 郎 |
| 地域振興課長             | 大 藪 勝 一 | まちづくり企画課長        | 神 原 稔   |
| 市 民 課 長            | 藤 幸二郎   | 福 祉 課 長          | 新 納 照 文 |
| 建 設 課 長            | 西 山 源 次 | まちづくり技術<br>開発課長  | 大江田 洋   |
| 上下水道課長             | 宮 原 勝 美 | 施 設 課 長          | 轟 満     |
| 学校教育課長             | 花 田 正 信 |                  |         |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 白 石 純 一 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記    | 伊 藤 剛   | 書 記     | 花 田 敏 浩 |
| 書 記    | 満 崎 哲 也 |         |         |

再開 午前10時00分

~~~~~

副議長（大田勝義議員） 皆さんおはようございます。

副議長の大田です。議長が事故で欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います。

皆様のご協力をよろしく申し上げます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

副議長（大田勝義議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

4番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） 本日のトップバッター橋本でございます。皆様おはようございます。

ただいま副議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の一項目について質問させていただきます。

平成18年度事業、安全なまちづくり施策の一環であります消防防災情報システム事業についての質問であります。

この事業につきましても、さきの3月議会におきまして、市長の施政方針の中で市民の生命と財産を守ることが地方公共団体に課せられた目的であり、将来にわたって安全で安心して暮らせるまちづくりに万全を期したいと語っておられます。災害時などの初動対応として、市民に対し迅速な避難勧告などの防災情報を一斉に放送するシステムふくおかコミュニティ無線を、市内全域111か所にスピーカー配備をするという説明を受けました。

この事業の推進理由としましては、平成16年度武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が制定され、平成18年度に各市町村における国民保護計画及び避難実施要領の策定が義務づけられたこと。ご承知のとおり、さきの議会におきまして太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例が可決されました。戦争やテロによる武力攻撃は絶対にあってはならないことですが、不測の事態を考慮し、速やかな避難勧告、緊急誘導は必要不可欠であることは言うまでもありません。

また、本市は平成15年7月の豪雨災害や昨年3月と4月の福岡県西方沖地震を体験し、市民だれもが災害の怖さを身をもって痛感しております。思い返せば、阪神・淡路大震災では約6,300名のとうとい命が奪われ、20万戸以上の家屋が倒壊し、関東大震災に次ぐ大惨事となり

ました。また、新潟中越地震では死者40名、負傷者4,522名で、家屋の全壊及び半壊合わせて4,335棟という甚大な被害に見舞われておりますし、いまだに心の傷が癒えない被災者が数多くいらっしゃいます。こういった悲惨な状況を招かないよう被害を最小限に抑えるためにも、初動体制のあり方が大変重要となってまいります。予算額9,245万9,000円、消防防災情報システム事業、すなわちふくおかコミュニティ無線の綿密な計画も既にでき上がっていることと存じます。

そこで、質問をさせていただきます。

市民への迅速な防災情報伝達手段として、賛同に値する事業ではありますが、44行政区の公民館以外に一体どういった場所に設置をされる予定なのか、また工事期間も含め具体的な工事内容についてお聞かせください。

以上、一項目につきましてご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） お尋ねの防災情報通信システム「ふくおかコミュニティ無線」、いわゆる太宰府に設置しますところから、「太宰府のコミュニティ無線」の整備につきましてお答えを申し上げます。

この通信システムは、これまでも国や県が推進してきました同時一斉通信手段として整備するものでありまして、災害時や武力攻撃事態等における避難勧告などのように、速やかに市民の皆様へ周知する必要がある防災情報を一斉に伝達する無線システムでございます。現在設置を予定しております施設等の所有者の方々にご相談を申し上げておりますが、快くご承諾をいただいておりますので、この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。

ご質問のスピーカーの設置でございますけれども、今のところスピーカーの設置予定は全体で92か所を計画しておりますが、地区公民館44か所以外には小学校や公園等の公共施設をはじめ、高校、大学や民間施設等のご協力をいただきまして、48か所を予定いたしております。

次に、工事の具体的な内容についてですが、屋外に地上、高さ8mのコンクリート柱を1本建てまして、その上に30wのスピーカー、4方向、4台を取りつけます。機能的には半径300mの範囲内まで放送が可能となります。また、屋内には無線機やアンプ等をラックに収納したものを配置しまして、屋外へこれを配線いたします。このように工事そのものは容易にできると思いますが、箇所数が多いことから4か月から5か月程度の期間を要するものと考えておりまして、今年度いっぱいには設置を完了したいと、そういうふうを考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、ありがとうございました。

44公民館以外の設置場所として、小学校、中学校、高校、大学と、それからその他の公の施設48か所、トータルで私最初聞いていたのは111か所というふうな予定というふう聞いておりましたが、92か所でございますか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 当初の計画では、そのように説明を申し上げておりましたけども、300mの範囲等を円ですっと書いていきますと、その程度でおさまるようでございます。しかし、私どもの今の事務方での基本計画がこの数でございます、今度は実施計画を専門の業者をお願いをします。そして、地形等によりまして聞こえるぐあい、それについてもある程度の測定をされるみたいでございますので、若干これに増減が出てくるものというふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、わかりました。それで、工事期間は平成18年度の事業ですので、平成19年3月までに終了させるということでございますね。

1か所のスピーカーのその音声範囲が半径300mと伺っております。今の答弁の中にもありましたけれども、その行政区によって世帯数が違う。面積、つまりその広さに応じた設置台数は、行政区別にももう既に決定されているのかどうかをお尋ねします。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） この無線で私たちが一番期待して使われるだろうというのがコミュニティごとに放送ができると、公民館から放送ができるという特色を持っております。もちろん、一斉放送ですから、太宰府市の市庁舎から市内全域にすることが第一義的ですけども、第二義的にはそういうような形です。通常そちらの方が多く使われるのではないかというふうに考えておまして、各公民館にはそういうふうなアンプを備えて、マイクも備えておりますので、各行政区ごとにスピーカーで聞こえると。しかし、非常に行政区が入り込んでおりますので、隣の放送が聞こえたりということはあると思いますので、その辺の調整は今後各区長さんの方と調整を図りたいと、そういうふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） それと、鉄柱の高さが8mというふうなご回答でした。また、住宅地内の設置もあり得ると思いますけれども、その場合には電柱には取りつけるのかですね、それとも新しくポール、鉄柱を建てて、そのスピーカーを設置するのかお尋ねをいたします。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 場所によっていろいろ違うと思いますが、大体において建物に取りつけられる場合は建物、それからそれ以外についてはこの電柱に取りつけてという形になると思います。非常に電柱にはいろんなものがぶら下がっておりますので、スピーカーの4つについてはちょっと無理かなというふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） あと住宅地内に設置された場合のですね、予想される問題点として、そのクレームが出ないよう周辺の方々の了解が必要かと思ひますし、またその風向きですね、によって音量が変化したり、聞こえにくい世帯と、またある方にとっては騒音として聞こえると

いう、そういう苦情を言う方々も出てくるというふうに予想されますが、その辺はどのように対処されていかれるのでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私が住んでいるところもそうでございますけども、近くの方はうるさいと、少し離れたところは聞こえないというのがやはり出てまいっております。その辺は使用頻度、あるいはその利用の内容によって、公共の福祉のためにある程度我慢をしていただく部分等々ございますので、その辺のルールを、何でもかんでも放送するんじゃなくて、一応ルールを決めて、市民の皆さんの合意を、区民の皆さんの合意を得た上でいろんな放送をしていただきたいと、そういうふうなルールづくりを今後してまいりたいというふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ルールを決めて流すということですね。はい、わかりました。

消防防災情報もこのシステムを使って流されるわけですが、秋口から冬場にかけてですね、非常に火災が多くなるということで、仮に長浦台ですね、避難を要する火災が発生したというときに、長浦台と青葉台に限定したその放送は可能でしょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 可能でございます。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） では、次の質問に入らせていただきますが、災害時の避難勧告以外ですね、市当局からどんな内容の伝達をしようと考えておられるのか。例えばですね、成人式あるいは市民政庁まつり、こういったもろもろの本市主催行事などの一斉放送の活用はされるのかどうか、お尋ねをいたします。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これは先ほどのルールづくりにも入ると思いますけども、まずは緊急事態に備えるということでございますので、一番多いのは台風の接近、あるいは今から梅雨に入りますけども、大雨注意などの災害予防、災害があったときの避難勧告、そういうものが多うございまして、あとは湯水時の節水等々ございますが、成人式等いろんな市の行事までやるのか、放送するのかもしれないのか、その辺は今後のルールづくりの中で決めていきたいと。余り多く毎日するようなことでありますと、今度は余り聞かないと、聞く耳がですね、聞かないということで、非常に大事な災害時のときも何となしに聞いたという形になると大変でございますので、その辺のルールづくりは今後考えていきたいと、そういうふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） わかりました。

政庁まつりなんかで開催の合図で花火を打ち上げますよね。ああいう開始の合図の花火、それよりもこういったコミュニティ無線を利用してですね、周知を図った方がいいんじゃないかなという思いがしております。ほかの本市主催の行事にもですね、ぜひ活用していただければ

なと思っております。

災害時だけに限定をしますとですね、使用回数というのが非常に限られてくるわけですね。それで、昨年3月20日に地震がありました、福岡西方沖地震。このときに地下の地震計が作動しなくて、テレビ情報に太宰府の震度情報が流れなかったと、こういうことがありましたけれども、その使用頻度が少ないとですね、機械物はさびつくという可能性がございます。いざ放送というときにですね、使用不可ということも考えておかななくてはなりません。そこで、何か対策はお考えでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） もちろん、これは非常事態のときのための施設でございますので、日常の点検はやっていきたいと思っております。先ほど言いましたように、主に使われるのは恐らく地域のコミュニティの関係だろうと思っております。ですから、それらの使用状況あるいは聞こえの状況も、そのときには期間を区切って届けを出していただくとかというようなことも考えていきたいし、もちろん市が責任を持って使えるかどうかの保守点検、そういうことも年間の予算の中でやっていきたいと、そういうふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） そうしますと、このシステムの工事完了後ですね、点検も、メンテナンスをやられるということでございますけれども、大体1局当たりのその維持管理、必要な経費がわかればお聞かせいただきたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 無線機の電波の使用料、メンテナンス等々ありますけども、今のところ約3万円ちょっとかかるのではないかなというふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） それは年間1局当たりということでございますか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） そのとおりでございます。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） では、ちょっと資料をご覧いただきたいと存じます。

これはMCアクセス導入ということで、担当部署にもお尋ねをしましたところ間違いのないということでございましたので、私なりにちょっと調べまして、資料として提出をさせていただきました。

じゃあMCアクセス、MCAとは一体何なのかということで、ちょっと読み上げさせていただきますけれども、ふくおかコミュニティ無線推進協議会が従来の整備費の3分の1で開発されたMCAシステムは、多数の周波数を多数の利用者が共有するもので、電波の利用効率が極めて高い業務用の移动通信システムであるということでございます。これを先ほど、これ訂正で92か所ということでございました。太宰府全域に92局を配置予定と。まず、太宰府市親局、

指令局を1局、それから各行政区44と、あと先ほどの学校を含めた公共施設、それから車に積みます車載局が2局と、それから可搬型、携帯機ですね、これが3局、それから大きな鉄塔ですけれども、MCアクセスの制御局。あとその通信の内容について説明をいたしますと、まず親局から子局への発信、また車や携帯機、それに車両間相互を結び、利用時はMCアクセス制御局が空きチャンネルを自動的に選出して通信を行う仕組みになっていると。制御局が山の上に設置されているため、広いサービスエリアが得られ、混信のないクリアな通信が可能という特性があるということでございます。

それと、他メディアとの比較をさせていただいておりますが、MCアクセスと携帯電話、それからその他の自営無線、比較項目としましては通信パターン、携帯電話ですと1対1のやりとりになるわけです。それから、無線ですと単一チャンネルの通信と。ところが、このMCアクセスになりますと、一斉通信やグループ通信ができて、個別通信も可能であると。通信コストも定額制で非常に安い、お得であると。それから、災害への対応力としましては、無線が固定チャンネルで限界がある。それから、携帯電話の場合は回線が混乱したりですね、通信不能のときもあり得ると。MCアクセスになりますと、安定した通信が可能だと。それから、使用エリアですが、使用範囲、これは携帯電話が一番まさっておりますが、全国的にできるという、ただMCアクセスはかなり広い、業務使用に十分なエリアが確保できるという、こういう特性があるわけでございますが。

この資料の中で1点だけちょっと質問をさせていただきますけれども、 のですね、MCアクセスの制御局、これは大きな鉄塔を山の上に建てるということでございますが、太宰府市内のどこの山にお建てになるのかお尋ねをいたします。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 懇切丁寧な説明ありがとうございました。非常にわかりやすうございました。

この制御局につきましては、既存の施設を使います。九千部山に現在ありますので、そこに全部飛ばします。ですから、かなり高いところに無線を飛ばして、そこからまた配給するということでございますので、かなり高いところから皆さんに電波を飛ばしますので、かなりの部分よく聞こえるんじゃないかと思えます。わかりやすく言いますと、タクシー無線もやっぱり同じような電波を使っております、あのような形で声が聞こえてくるというふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） この消防防災情報システム事業は、区長会ででもですね、ご説明はされていると思います。区長さん方の反応はいかがでしたでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） やはり区長さん方は、災害を今まで体験した地域と体験されてない地域では若干違うと思えますけれども、おおむね自分たちの放送局が持てるということで、非常に

歓迎の意をあらわしてありまして、そのために公民館の設置についても快く基地局の提供ですかね、そういうことを申し出ていただいております。

以上です。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 自分たちの放送局が持てるという、単独で使えるという魅力があるわけですね。先ほどのご回答の中にも、地域コミュニティで活用してもいいということでございますが、その使用方法についてですね、行政区用のです、指導マニュアル、こういったものをやっぱり作成すべきではないかなと思っておりますが、さっきのルールづくりも含めましてね、思います。いかがでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほど橋本議員さんがご指摘なされましたように、皆さんがこれを有効に使うためには、ある程度のルールづくりが必要だというふうに考えておりますので、そのルールづくりについて今後協議をしていきたい。3月の設置までにはある程度のルールを定めて、皆さんと協議をしていきたいというふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 最後に、ちょっと確認させていただきます。

具体的な利用方法としてですね、例えば区の夏まつり、それから球技大会、いろんな行事があると思います。それから、子ども会の古紙回収とか、こういった呼びかけなどにも利用をしていいということをございましょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） もう地域コミュニティの最たるものでございますので、できるだけ使っていただきたいという思いがあります。しかし、余り使うと苦情があって、今後使わない、例えば太宰府市でも昔はお昼のサイレンを鳴らしておりましたけども、近隣からは迷惑だということで取り除くように、そういうような運動があって、今は鳴らさないようになっていますが、そういうことがないような形で有効に使っていただくように、できるだけ多く使っていただくような形で住民の合意が得られるようにですね。もうこれは、地域の住民の合意が得られればどんどん使っていただいてもいいし、その辺の制限が必要であれば、区民の同意の中でこの程度まで使っていこうと、その辺はやはりコミュニティの中身でございますので、できるだけ我々はコミュニティのいろいろな行事に使ってほしいと、そういうふうな希望を持っております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、わかりました。

この事業の取り組みについてですが、近隣の市町村の実施状況をもし把握されているようでしたら、参考までにお聞かせいただきたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 平成18年度に設計から施工までするところについては、2市町村でございまして、あと太宰府市と筑後市が平成18年度いっぱい完成するということになっております。あと2市について、直方市、中間市が実施設計までしようということです。そのほか9市町村が基本的な計画まで取りかかろうというふうなことでございまして、これが平成19年度までだったですかね、平成19年度までにしますと優良起債が使えるということでございますので、恐らくここ一、二年で福岡県内の市町村も参加が増えるのではないかと思います。特に、福岡県は地震等大きな災害がありませんので、全国的に見て非常に普及率が低いというふうに言われていまして、そのために安価でできるようなこういうM C Aのシステムを編み出したというようなことでございますので、県の方もこの際に全県下一斉に取りつけてほしいと、そういう要望でございますので、私どももそれに供応いたしておるわけでございます。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） じゃあ4市1町の中では、まず先発隊という形になるわけでございますね。

じゃあちょっと質問を変えますけれども、緊急発令後にですね、住民の避難の動きというのが非常に気になるところでございますけれども、各行政区のその防災マニュアル、これができているところとできていないところとあると思うんですね。それと、その辺はどの程度把握されているのか。それと、地震、水害、火災、台風、それぞれの規模によって地域の方々も動き方が非常に変わってくると思いますし、ぜひ統一したそのマニュアルをつくっていただきたいと思いますが、その辺は難しいでしょうか、できますか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今回の災害を教訓に、自主防災組織をつくってほしいと。市の職員の300人、400人だけでは市民のいろんなことに対応することが無理でございますので、やはり地域のことは地域で守る、これも地域コミュニティの推進の一つでございますので、そういうところから呼びかけをいたしております。平成18年2月に呼びかけた結果どうなったのかということで調査をしておりますけども、そのうち19が結成をされております。そのほかに12か所では、緊急のときのために連絡網だけを整備しよう。そういうようなことがあるようでございまして、今後今年度中に結成をしたいというのが6か所ございまして、今後検討も含めますと全区において何らかの形でそういう組織が必要だなあと、そういう認識をされているみたいです。そのときに、こういうふうに関心の方で自主防災組織のマニュアル、火災の場合、地震の場合、水害の場合はこういうふうな形にするんだよとか、あるいは組織についてはこういうふうな組織が望ましいというようなものをお配りいたしておりまして、それに基づいた計画づくりが今進められているというふうを考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひですね、そういった統一されたものを全行政区にですね、完備していただきたい。

最後の質問になりますけれども、その防災マニュアルが全地域に完備されまして、このシステムが機能するという形になるわけですが、その予行演習としてですね、来年度、その防災避難訓練が必要ではないかと思えます。その辺の計画があるのかないのか、ご意見をお聞かせください。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 市全体といたしましては、9月1日が防災の日でございますので、その防災訓練に近隣の方に参加していただく、あるいはこのシステムができたときには、そのシステムを使いながら防災訓練をやっていこうというふうに考えております。地域の自主防災組織におきましては、このマニュアルの中にもやはり年に1回程度ぐらいはそういう訓練、あるいは机上だけの訓練というのがございまして、それでもいいですからぜひやってくださいというようなことで、マニュアルをつくっておりますので、私どもが出かけてそういう指導が必要であれば、机上訓練も何度か今まで行ってしておりますので、それも含めて指導をしてみたいと、そういうふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひ来年の9月1日、全地域でですね、このシステムを使った予行演習ができるようお願いをしておきます。

この防災情報システムは、使う段階で想定外の問題もいろいろ発生してくると思いますが、これは太宰府市民にとっても大変有意義な事業であると私は確信しております。災難というのは、いつやってくるかわかりません。一斉放送によって素早い対応ができますよう、一日も早いシステムづくりの完成を期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、8番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） ただいま副議長の許可をいただきましたので、通告に従い障害者自立支援法についてと地域運営学校の2項目にわたり質問いたします。

本年4月から段階的に始まり、10月には本格的に施行される障害者自立支援法の大きな特徴の一つは、これまで国や県であった主体が各自治体になるということです。つまり、自治体によっては、以前私が質問いたしましたタイムケア事業など独自の施策を行うことができる反面、場合によっては自治体間で福祉施策に大きな格差が生まれる可能性が非常に高いということです。また、これまで区分けされていた3つの障害が一つになり、障害者が自由にサービスを選択できるようになる反面、これまでの応能負担から応益負担へと移行します。今まで個人の収入に応じた負担額だったものが、今後は受けたサービス分を自分で負担するということになります。障害が重ければ重いほど就労は困難であり、サービスは多く受けなければなりません。つまり、障害が重い人ほど負担額が増えるため、支払うための収入がない人はサービスをあきらめなければなりません。

主体が自治体に移行することから、これからの障害者の生活は首長である市長がどのようなお考えをお持ちなのかによって大きく変わってきます。今回議会へも請願が出ていますが、障害を持つ方々は、今の生活そのものが継続できるかどうかということに大きな不安を持っていらっしゃると思います。昨日の清水議員のお話にもありましたように、福岡市では今回の法改正によって自分の収入ではこれまでのサービスを受けることができなくなると考えた家族が、親子心中を図る痛ましい事件も起こっています。そこで、まず市長にお伺いたしますが、今回の法改正によって障害者の皆さんが不安を抱える中、太宰府市では福祉施策をどのようなお考えを持って進めていかれるのかお聞きいたします。

次に、この法律の施行後、障害者が自分の生活を守るためには、まず法律をしっかりと理解しなければなりません。しかし、法解釈は大変に難しく、また自治体によって施策内容が異なる可能性があるため、自治体から事業者や障害者本人に対して詳しい説明がなければ、その内容を理解することは不可能です。福岡市のような事件を起こさないためにも、今後どのような方法で説明を行っていくのかお聞かせください。

次に、認定審査についてですが、106項目に及ぶ認定審査項目のうち79項目は介護保険の認定審査項目です。この中で、例えば「トイレに自分で行けますか」という設問に対して、特に精神や知的障害を持つ方々は、イエスかノーでは回答できない場合があります。介護認定審査でも認知症の場合で問題になっているように、身体的な問題だけでは回答できない設問が多く、このようなグレーゾーンの回答者についてはどのように指導し、対応していかれるのかお伺いいたします。

3番目に、地域の独自性が出てくる地域生活支援事業と障害者計画策定について、その方向性及び今後の予定についてお伺いいたします。

2項目めは、地域運営学校についてお伺いいたします。

公立学校の運営を地域の住民やPTA、有識者で構成する学校運営協議会で行うというこの新しい制度は、平成16年度に法律が施行され、全国に広がりを見せています。春日市では昨年度より3校、本年度よりさらに4校追加し、小学校5校、中学校2校の合計7校で地域運営学校をスタートさせました。春日市では運営協議会の決定によって、本年度より2学期制を実施している学校もあります。以前総務文教常任委員会で杉並区の地域運営学校の視察を行いました。私個人としては大きな成果を生むことができる反面、様々な課題も抱えているという感想を持ちました。そこで、太宰府市としてはこの地域運営学校についてどのようなお考えをお持ちなのか、またその中心となる学校運営協議会について、その特徴と課題についてどのようにとらえておられるのかお答えください。

回答は項目ごとに、再質問は自席にて行います。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま渡邊議員から障害者自立支援法についてのご質問がございましたので、まず私からご回答申し上げたいと思います。

このたび施行になりました障害者自立支援法でございますが、今までの実施主体が都道府県と市町村に二分化されておったのでございますが、市町村に一元化されたこと、それを都道府県がバックアップするというような仕組みになってきております。

市町村におきましては、利用者本位のサービス体系に再編されることで、規制の緩和を進め、既存の社会資源の活用が可能となるように、また地域の特性を生かした地域生活支援事業などに取り組めるような好ましい姿ではないかと考えております。

しかしながら、今までの利用者の皆さん、あるいは新たに利用される方々がご心配されております内容については、まだまだ問題、課題がございますし、十分な説明を行うとともに、早く現状の把握に努めてまいりまして、改善等国、県に対しましても要望していきたいと考えております。

なお、ご質問の具体的な回答につきましては、担当部署であります健康福祉部長からご回答をさせていただきたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ご質問の項目につきまして私の方からご回答させていただきます。

対象者の皆様に対する説明責任という点におきましては、特に障害福祉サービスを利用される方々には、障害者自立支援法についての法の解釈が難しい面もございますので、機会あるごとに対象者の方々にはご説明を申し上げていきたいと考えております。

次に、障害区分認定調査及び審査判定の内容につきましては、ご本人、それからご家族の状況、現在のサービス利用や日中活動の状況、介護者の状況環境などについて概況調査、それから心身の状態についてのアセスメント調査、106項目でございますが、そういうもの、それからその他特記事項につきまして調査をいたします。そのデータをもとに、障害程度区分の第1次判定や審査会での第2次判定を行うように考えております。このときに、第1次判定の補足資料といたしまして、医師の意見書を添付しながら第1次判定の補足資料として採用するようにはいたしております。

そのようなことで、国の基準によりますアセスメントの調査106項目のうち79項目につきましては、要介護認定調査項目の内容と同じになっておりますが、あとの27項目につきましては、障害程度によりきめ細かく把握できるように、1点目といたしましては多動やこだわりなどの行動面に関する事項、2点目としまして話がまとまらない、働きかけに応じ動かないでいる精神面に関する項目、3点目につきましては調理や買い物ができるかどうかなど、日常生活面に関する項目が追加されております。身体障害、それから知的障害、精神障害の特性を踏まえた調査や審査内容となっております。

次に、地域生活支援事業と、それから障害福祉計画の策定の具体的な内容と計画につきましては、市町村の必須事業として取り組まなければならない事業に地域生活支援事業がございます。その内容は、相談支援事業、それからコミュニケーション支援事業、日常生活用具の給付など移動支援事業、それから地域生活支援センターなどの事業が法律で定められております。

次に、障害福祉計画策定につきましては、国の基本指針が平成18年5月に示されております。障害福祉計画の基本理念では、障害者の自立と社会参加を基本とする障害基本法の理念を踏まえながら、障害者の自己決定と自己選択、市町村を基本とする仕組みの統一と3障害の制度の一元化、それから地域生活意向や就労支援の課題に対応したサービス基盤の整備などの点に配慮いたしまして、障害福祉計画を作成する必要があるとされております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 昨日清水議員のご質問に対しまして、市長から大変に誠意のある答弁があったと私は思っております、大変うれしく思っています。しかし、春日市ではですね、市長が自ら障害者を対象にして、市長と語る会というのを開催するように予定しておられます。申しあげましたように、これからは自治体が主体になるわけですから、そのトップのお考えを当事者に伝えるということは、大変に重要なことだと思います。特に、障害者の方は情報が入りにくい環境におられますので、いろいろな誤解が生まれている現状があります。そして、昨日担当課長から答弁がありましたように、少なくとも現在の生活だけは保障しますというような内容を市長のお言葉でですね、障害者の方々に直接伝えられることによって、障害者の方々、そしてその家族の方々、本当に安心されると思いますけれども、市長いかがお考えでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 本市の福祉計画でございますが、ご承知のように平成17年3月から太宰府の地域福祉計画等をつくりまして、福祉でのまちづくり、そういう実現に向けたもろもろの計画を立てておるわけでございます。

今回のこの自立支援法に基づきます福祉計画でございますが、これは10月実施に向けて地域の福祉計画を立てるようになっておりまして、今部長が申しましたようにそのことにつきまして実態把握、また現在支援を受けておられる方々の実情を把握しながら、変化がないような、そういう計画を今取り組んでおるところでございます。基本的には、障害を持たれる方が地域で、そして地域の皆さんと一緒に生活できる環境をつくっていくと、そういうことが基本理念だろうと思います。そういう意味で、私も当然福祉計画についてはいろいろな意見を聴取いたしますし、障害者の皆さんからのご要望等も聞いておりますので、今後そういう点ではさらに一層法の精神を生かした意味で、地域の皆さん方にマイナスにならないような取り組みをしていきたいと、かように考えております。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） できましたら、市長のお声で直接その口でですね、障害者の皆様方に声が届くところで、今おっしゃっていただいたことを言われると、障害者の方も大変に安心されると思います。

本会議2日目の私の質問に対しましてですね、認定審査会を広域で実施して、4市1町で施

策内容を一定その足並みをそろえるというようなご回答がありましたけれども、それは非常に効率的なやり方だと私は思っております。ただ、この法律が施行される以前にですね、既にこの4市1町で福祉施策の中にはかなり開きがあります。先ほど市長も皆さんの意見を聞いてというふうにおっしゃいましたが、例えばその障害者を抱える家族がですね、冠婚葬祭、あるいは家族自身が病気になった場合ですね、障害者を一時的に預けなければならない場合、こういった場合のレスパイトサービスですとか、あるいはショートステイ、そして障害児の夏休み、冬休みといった長期休暇、こういったところの学童施設などは筑紫野市とか大野城市にはあるんですが、太宰府市にはありません。母子家庭を含めて仕事を持っている親にとって、長期休暇に小学校4年生以上の障害児を預ける場所がないということは、これはもう死活問題になっております。一定水準までは足並みをそろえることは可能なんですけれども、そこから先はやはり自治体の判断によります。ぜひ市長には近隣と足並みをそろえていただきたいという私自身の希望もありますから、先ほどおっしゃいましたように、まず現在の施策においての違い、そして今後の他市の状況なども十分ご覧いただきまして、この地域生活支援事業を実行していただくようお願いいたします。

そして次に、説明会についてなんですけども、機会をとらえてというふうには先ほどおっしゃってられましたけれども、答弁の中にもあったように法解釈は本当に難しいと思います。それで、これは久留米市のものなんですけども、久留米市はこういったパンフレットを独自でつくっております。太宰府市では、太宰府市独自のこの自立支援法に関するパンフレット、社協がつくったものが下に置いてあるようですが、あれは厚生労働省のをそのまま活用されているものなんでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 確かに言われますように、法そのもの、それから制度の内容についてわかりづらいところはあるかと思えます。それで、説明会は一度3月に行ったんですが、それでは不十分ということも当然ございます。それで、説明会后につきましては、電話の問い合わせもあるんですが、窓口にかなりの方が来られた中ですね、どうしても一対一の中で話をしていけないとわからない部分が多くございます。そういうもので、かなりの方がお見えになった中で、一対一で説明をしながらですね、一定の理解は求めてもおりますし、その中でもなかなか理解しにくい点もあると思えますので、そういう一対一でのですね、丁寧な細かな説明を今後も進めていきたいと思えますし、パンフレットにつきましては、今国がつくっておりますパンフレットを活用しながらですね、説明をしているんですが、私もこのパンフレットを見た中ではわかりやすくできているなということもございますが、それぞれ一人ひとりの方々のいろんな状況とかサービスの内容も違いますので、そういうのは先ほども申しましたように、やはり個人的にしていけないとですね、わからない面が多うございますので、それは今後とも精力的にやっていきたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今のご答弁は私も賛成をいたします。やはり、個別に対応していただくことが非常に重要だと思いますが、やはり同時にですね、法律の概要を知るためには一定のこういったパンフレット、今厚生労働省のを活用されていると思いますが、必要だと思います。それに当たって、視覚障害者用の点字パンフレットというのは用意されておられますか。これはたしか3年前の補正予算でですね、100万円以上の予算で点字用プリンターを購入されたはずなんです、これはいかがでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 予算を計上させた中でですね、点字プリンターを購入はいたしております。それで、手話通訳の方も今来ていただいているんですが、そういういろんな方々の協力を得ながらですね、プリンターについては活用してっておりますし、今後いろんな制度そのものについてのわかりやすい、そういう機械を使ったですね、資料もつくっていきたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今後ですね、個別に対応していただくと同時に、例えば一定人数を集めてその説明会を開かれる機会がもしかしたらあるかもしれませんが、その際にやはり障害に応じた配慮をしていただきたいというふうに思います。今申し上げたようなその点字資料、また聴覚障害の方の今おっしゃった手話通訳、また障害児を持つ方々は託児等も必要になるかもしれませんので、それぞれの皆さんの要望を聞かれた上で十分に対応してください。

次にですね、その障害区分認定審査なんですけども、これは障害者の生活を本当に大きく左右します。先ほど質問いたしましたイエス、ノーで回答できない場合は、ご回答にもありましたように、特記事項にそういった詳しい状況を書くようにならなければなりません、そのためにはですね、訪問調査を行う人間がその障害内容とか、あるいはその障害者の生活に対して一定の知識を有することが求められるんですが、太宰府市では一体この訪問調査はどなたが行われるのでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 確かに訪問調査をするときに、障害をお持ちの方のいろんな状況をお伺いするときにですね、どうしても専門的なことが必要になってくると思います。それで、今回の議会の補正予算の中で上げさせていただいている中でですが、専門の方にですね、そういうことをお願いをしていこうというふうに考えています。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） その専門というのはケアマネジャーとか、あるいはそういったヘルパーの資格を持っているということなんでしょうか。それと同時に、この調査員の方に対して事前の研修は行われる予定はあるのでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今の説明の中で専門ということだけでちょっと話しましたが、いろ

いるな事業者があるわけですが、そちらの方をお願いをしていこうと思っています。それで、その実際調査を行うための研修会というのが県の方で開催をされますし、その研修会に参加された事業所でないと、こちらの方は委託しないということも決めておりますので、そういうことで細かないろんな複雑なこともございましょうが、そういうものに対応していけると思っております。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） この訪問調査、1次認定のときに非常に重要になりますので、慎重に進めていていただきたいと思います。

介護給付の場合なんですけども、2次審査で先ほどおっしゃいましたように、医者意見書を1次審査に添付して出すようになりますけれども、北九州市ではですね、このお医者さんが意見書作成を拒否するという事例が起きています。医者の立場からするとですね、1件の意見書作成を行うのに介護保険の場合よりも審査事項も多く、下手すると約2時間近くかかってしまう場合があるわけです。しかも、認定審査時期が限られていますから、その意見書作成を希望する障害者が一時期に集中します。開業医の場合ですね、1人の障害者の意見書作成に2時間以上その時間をとられてしまうということは、ほかの患者さんに対して大変な負担をかけることになります。市ではこういう問題について、何か検討されておられますでしょうか。また、この意見書作成のための補正予算で、私の質問に対して対象者が250名というふうにおっしゃっておられましたが、この250名という数字は何を根拠にされたんでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 2次審査に添付します医師意見書でございますが、私も今手元持っておりますが、かなりの項目がございます。それで、多分医師の方にはいろいろ大変なお願いをしていくわけですが、基本的にはこの事業をやっていく中で、当然医師会の協力がないとできないという事業でもございます。それで、10月1日の実施に向けまして、4市1町での審査会の整備とかですね、事前準備とかそういう関係もございまして、4市1町で筑紫医師会の方にもお願いも行きまして、当然お願いする中には意見書ということが出てきますので、そういうものも含めながらですね、お願いをしてきております。それで、確かに意見書を書くためには時間をとるかと思っております。その辺につきましては、医師会の協力、それからそれぞれの医師会に入ってあるお医者さん方の協力は絶対必要でございますので、そういうものにつきましては機会あるごとにですね、お願いをしていきたいというふうに考えております。

（8番渡邊美穂議員「答弁漏れ、250名の」と呼ぶ）

250名の分につきましては、対象者の人数ですね、それから私どもの方で少し検討した中で数字でございます。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今の意見書作成についてなんですけども、これまでですね、余り意見書作成の経験がないお医者さんというのかなりいらっしゃいます。ですから、そういった現場

のお医者さんは非常に戸惑われることが多いと思いますし、この意見書の中にはですね、障害によってその方の生活にどのような影響があっているのかといった、そういった個別に生活状況を把握していることがお医者さんの方にも求められます。したがって、かかりつけのやはりお医者さんに意見書を書いてほしいというのは、障害を持つ方々にとってはしごく当然の要望になります。先ほどおっしゃいましたようにですね、今後医師会ときちんと協議をしておかないと、後で病院の現場で混乱を生むような可能性がありますから、少なくともそのお医者さんが意見書作成を拒否するなどということが起こらないようにですね、きちんと事前に対応されていっしょることを求めます。

先ほど250名については、内部検討された結果という数字ですが、万一ですね、その不足が出た場合というのは、再度補正をかけられるというふうに考えていてよろしいでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 制度が新しく、今までの制度とちょっと違ったような形になります。それで、いろんな説明会もやっておりますし、いろんな相談をする中でどうしても口コミによりますですね、いろんな事業を受けたいという相談も増えてくるかと思えます。そういうときにつきましては、その分については補正をお願いしていこうというふうに思っております。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） それでは次にですね、地域生活支援事業について3つお尋ねをいたします。

まず1つ目はですね、地域活動支援センターをどこに設置されるのか。そして2つ目は、補装具と日常生活用具について費用の負担方法はどのようにされるのか。3つ目は、太宰府市内に県が指定した相談支援事業者がいっしょるのか、もしいっしょるとしたら、それはどこなのかお聞かせください。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 事務的な内容になりましたので、私の方からご回答させていただきます。

まず、支援センターをどこにということでございますけども、支援センターにつきましては現在運営をされています事業所等がございます。一つは大きく言えば、精神障害であれば筑紫地区の「つくしぴあ」でございます。そこも一つの地域支援センターという形になるうというふうに思っていますし、そしてまたいろんな作業所等がございます。その作業所におきましてもですね、それぞれの今後社会に復帰できるような形の支援という形でというのは変わってくるというふうになっております。これは移行期間がございましてですね、大体5年計画の中で、その間に移行していこうということがあります。これは移行するまでにですね、私どもの調査といたしまして、移行調査というのがございます。移行されるのかどうか、あるいはまた移行してもどのような程度で行っていくのかという調査がございまして、そこでセンターとし

て認めていくのか、あるいはまた別なところの作業所として認めていくのか、これはそれぞれの選択によって変わってまいります。

それと、補装具の負担でございますけども、補装具の負担につきましてもですね、現在支援費制度で行っております補装具の負担ということでありますけども、この自立支援法が制定されてからはですね、その基準が設けられておりまして、その基準に沿って補装具の負担も行っていくということになりますし、個人負担も出てまいります。原則的には1割ということでございますけども、これは今後その補装具を必要とされる方について、また個別に申請項目が出てまいりますので、人それぞれがまた違った補装具を活用、利用されておりますので、そのときに応じてですね、個別に説明をさせていただこうというふうに思っています。

それから、もう一点ございましたが、これは事業の相談員ということでございますけども、相談員につきましても、今4市1町でもいろいろ頭を悩めているところでございます。ただ、できれば当初は4市1町で一括した相談員ということですね、相談事業を行っていただく業者ですね、委託できたらどうだろうかというような話も出てまいりましたけども、今正確には決まっておりません。私どもの考えていきますと、いずれにしましてもですね、太宰府市におきましても、大きな福祉法人を持っておられる事業所もございまして、そういうところにも今後声をかけながらですね、進めてまいりたいと。そしてまた、4市1町でどうなるかというのも今後の課題でございますので、これも担当課の中でですね、煮詰めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） その地域生活支援センター、一つ固有名詞で「つくしぴあ」を挙げられましたけども、こちらは精神障害の方が集まっていられるところですから、そういった形になるとすればですね、やはり障害別にそういったこの支援センターをですね、設置しなければなくなる可能性も出てくると思いますから、そういった障害に対してその相談事とかいろいろなアドバイスに対して漏れがないように、今後移行調査を行っていただきたいと思っております。

補装具とか日常生活用具については、結局国の基準でやはり障害者の方も今後1割負担になるということなんですけれども、これは例えば市独自の減免制度とかも考えられるわけですが、昨日のお答えでは一応基準に従ってということになっておりましたけれども、やはり個々の障害者の方の生活状況、それは十分に見ていただいて、今後もっとよく検討していただきたいというふうに思います。

それからですね、地域生活支援事業のこの移動介護、ガイドヘルプについてなんですけれども、これまでの支援費が廃止されまして、3年後にはこの自立支援法は介護保険と統合することを視野に入れておられます。ですから、介護給付という形になってくるわけなんですけれども、国からはですね、それに対してその統合補助金というのが交付されるわけですが、その算定基

準に先ほど申し上げたこのガイドヘルプの利用実績、そしてその人口割というのが算定基準になっているわけですが、そのガイドヘルプなんですけれども、これは国からの補助金を受けるための算定基準になる数字ですから、そのガイドヘルプがですね、視覚障害者のみの今まで利用だったというふうに太宰府は聞いておりますけれども、これは本当でしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 視覚障害者の方については、この制度はしております。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今質問では、要するに視覚障害者の方だけがガイドヘルプを使ってあって、ほかの身体障害とか知的障害、精神障害の方は、太宰府市ではガイドヘルプを使っていないような状況だというふうに解釈をいたします。しかし、現実ですね、障害の方が移動する場合、ガイドヘルプが必要なのは視覚障害者の方だけではありません。これまで太宰府市の多くの障害者の方、その家族に頼っているという現状があるわけです。親は先にいなくなりますし、いつまでもその家族だけでは対応できないわけですから、障害者が自分の都合のいい時間に、例えば食材を含む日用品の買い物に行ったりとか、あるいは地域活動に参加するというのは、これはもう憲法に保障された人間としての生存権ですから、このガイドヘルプという、今視覚障害者のみが使っておられるという、これが実績ですけども、現状がどうなのか。先ほど市長もおっしゃいましたけれども、実際に上がってきている数字と現状がどうなのかということをもう一度市の方ですね、きちんと出していただきたいと思います。今までのガイドヘルプの総量が要するに実情に合っていないわけですから、そうすると国からの補助金もその分しか来ないということになっているわけですから、そういたしました場合にですね、実情に合わせるためにこの地域生活支援事業の今後の予算、そしてその内容等は再度検討する必要があると思いますけれども、いかがでしょう。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 地域生活支援事業につきましては、今回の制度の中でもきちんとうたっておりますので、今ご質問の中にもありましたように、一つのその実績が算定の基礎になるということも国の方でも考えてあるみたいですので、当然いろんな場所の問題とかですね、当然それを必要とされる方は制度としてつくっていただきたいという希望を持ってありますから、その分につきましては今後検討していきたいと思います。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 障害者の方の中にもいろいろな方がいらっしゃるの事実なんですけれども、今までのそのガイドヘルプの総量で見てもわかるようにですね、この今まで支援費という制度ですら遠慮して使わない、できるだけ家族の中でやっしまおうというふうに努力をされている家族が多いのも事実なんです。ですから、今後ですね、そういった家族に対して過度の負担がかからないような形で、それは行政がやはりきちんと実態の調査をしていただきたいというふうに私は思います。

今回の法改正はですね、障害者の選択できるところが増えるというメリットもありますけれども、これまで国が行ってきたことを、特にこの地域生活支援事業をはじめとして、自治体に丸投げしてきたというところもあります。担当課では国からの通知が遅いこと、また法解釈についてかなり困難が伴うことと思えますけれども、今回のこの法律をうまく運用して、障害者の生活実態に合わせるために、まずはその当事者の意見を十分に聞いてですね、これまでになかった太宰府市独自の施策を実施されることを要望します。

総務部長にお願いなんですけれども、人事についてなんですけれども、私今回この自立支援法について自分なりに勉強してきたつもりなんですけれども、この法解釈だけでも本当に大変でしたし、資料だけでも百何十ページあるような資料がたくさん出てきておまして、今でもまだ理解できていないところがあります。今後障害者世帯ではですね、負担を軽くするために世帯分離の相談なんか福祉課の方には出てくると思います。そうすればですね、税金の問題も絡んできます。また、申し上げましたように3年後に介護保険との統合も控えておまして、そうすればですね、高齢者と障害者が同じ法律でくられるようになってくるわけです。そうすると、担当課の方としてはますます混乱をしてきますし、同時に事業者や障害者、高齢者の皆さん方からの相談は、これからますます増えてくると思います。そういった問題等ですね、的確にアドバイスができる職員というのがこれからさらに必要になってきます。しかも、かなり専門的な要件になってきますから、職員の育成を、もうかなりプロフェッショナルな職員が必要になりますから、その職員をできるだけたくさん育成していただきたいということをお願いいたしまして、この質問を終わります。

では、次の回答をお願いします。

副議長（大田勝義議員） ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時08分

~~~~~

再開 午前11時25分

副議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

教育部長（松永栄人） 地域運営学校について市の考えをお答えいたします。

地域運営学校は、保護者や地域住民が一定の権限を持って、学校運営に参画する新しいタイプの公立学校のことで、これまで学校が閉鎖的という反省から、地域に一層開かれた学校づくりを進めようとする考えのもとに打ち出されたものです。

充実した学校教育の実現には、学校・家庭・地域社会の連携、協力が不可欠であります。本市としましても、その意義は認めているところでございます。したがって、本年4月に改正しました太宰府市立学校管理運営規則にも、学校運営協議会の設置を可能とする条文を起こしたところでございます。今後は、先進的にこの取り組みを進めている春日市等全国で約20地域の動向を見据えながら、研究してまいりたいと考えております。

次に、学校運営協議会の持つ特徴と課題についてお答えいたします。

まず、学校運営協議会の特徴についてですが、その最大の特徴は当該指定学校の運営や職員の採用、その他の任用に関して学校運営協議会が意見を述べるができることです。それだけに、学校運営協議会の組織及び運用に関しましては、私どもとしましては慎重に進め、適切に機能できるよう留意していくことが大切であり、これが課題と考えております。このことを踏まえまして、さきに述べましたように、本市としましては先進地の動向を見据えながら、地域運営学校につきまして調査研究してまいりたいと考えております。また、この趣旨でありまです地域に開かれた信頼される学校づくりの観点から、本市では各学校が学校評議員等を活用しながら、その説明責任を果たすよう努力しているところでございます。

以上です。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今回はまだ市のお考えを伺っただけなんですけれども、東京都ではこの学校運営協議会によって校長先生の人事まで変えられたというケースが報告されています。これが是非かも含めまして、その学校運営協議会を構成するメンバーというのは、選び方が大変に重要になると思います。私が実際春日市の方の担当課の方にお話を伺いました中でもですね、やはりこの構成メンバーを選ぶときには非常に慎重になったと。今年は段階的であるために、市の方から逆に指名をしてお願いをしたというような状況をご説明いただきました。もし、今後太宰府市におきましてもですね、この地域運営学校を導入されるお考え、またそういった検討をしていかれるということでしたら、もうこれは十分に慎重に行っていただきたいと思っておりますし、その検討段階からですね、順次どういった段階に今来ているということができるだけ議会の方にもご報告いただきますようお願いをいたしまして、この質問を終わります。

以上です。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、14番佐伯修議員の一般質問を許可します。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） ただいま副議長より許可をいただきましたので、通告いたしておりました次の3点について質問いたします。

まず、吉松地域の将来の道路、水路整備計画についてであります。

本市の西地域の御笠川において、先日6月2日下川原橋の開通式が行われました。この橋は30年前から議会でも取り上げられ、待望久しかった橋でもあります。私も地元住民の切なる要望として、議会でも早期実現していただけるよう質問いたしてまいりました。そして、災害復旧と同時に、ようやくここに橋の長さ54m、幅9.5m、これは車道7m、片側歩道2.5mのすばらしい橋が事業費2億156万3,000円をかけ、完成いたしました。地元といたしましても、大変喜んでいただいております。さぞかし多くの方が利用され、渋滞が解消されるとともに、経済

効果大なるものと確信いたしております。そしてまた、その地域では兩岸を挟んで組合施行による区画整理が起工され、下川原橋を中心に開発、発展しようとしたしております。また、向佐野、大佐野地区は、本市による区画整理もほぼ完成し、すばらしい地域に基盤整備され、見違えるように発展いたしております。

しかしながら、吉松地区では少しは改良されてきてはいますが、ほとんど旧来のままであります。そういった中で、取り残された吉松地域の安全、安心のまちづくりのためにも、将来の道路、水路計画が必要と思われれます。

そこで、次の3項目について市長のお考えをお聞かせください。

まず1点目は、下川原橋が開通したことにより、県道31号から道路が全く整備拡幅されていない吉松地域を通過して下川原橋を通り抜ける車両が増えると思われれます。そこで、下川原橋と県道31号とを結ぶ主要幹線道路が必要と思われれますが、どのように考えておられるのか。

2項目めは、同地区地域の水路は旧来の農業用水路であり、大雨が降ったときは至るところであふれ、住宅地の低いところでは床下浸水に見舞われています。これは、この地域全体を計画的に改良していく必要があると思われれますが、どのように考えておられるのかお聞かせください。

そして、最後に3項目めは、私が以前議会でも述べていますが、大小様々な道路が入り乱れる独特な吉松地域の交差点に信号をつけてほしいと要望していましたが、その後の経過はどうなっているのでしょうか。特に、今回は下川原橋が開通し、交通量が増えると思われれますので、強く要望いたします。また、少し広い道路での速度制限の看板が見当たりません。スピードを出し過ぎていると思われる車をよく見かけます。どのような規則で何m置きに看板を立てているのかお聞かせください。

次に、市内の至るところに点在するコンクリート壁の落書きについてであります。

この件については、私も何度となく議会でも取り上げてきましたが、きれいに消されたと思えば、また落書きされており、歴史と文化の香るまちとしては大変情けない限りであります。行政としてはだれが書いているのか特定できているのか、また市民のボランティアの方々に消していただいておりますが、どの程度の費用がかかったのか。そして、民間施設にも書かれております。どのように対応されているのか、市長のお考えをお伺いします。

最後に、市内の橋の下、空き地での不法居住者についてであります。

このことは市民、地域住民では対応、対処できなく、大変困っています。こういった事態こそ、行政の力を発揮していただきたいと思っております。地域住民の子どもたちのトラブルも発生していますので、次の点について市の考え方、または知っておられたら教えてください。

今現在、こういう方々は本市に何人くらい住まわれているのか。また、近隣の市にもおられると思っておりますが、どれくらいおられるのか。そして、行政としてこのまま放置するのではなく、何らかの方法で対応していかなければならないと私は思いますが、市長の考え方をお聞かせください。

回答は件名ごとにてお願いします。

再質問は自席にて行います。よろしくをお願いします。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 市長にということですが、最初に私の方から答えさせていただきます。

まず、1点目の下川原橋から吉松地域を通り、県道31号線へのアクセス道路計画ということでございます。

ご質問の道路につきましては、これまでにいろいろな路線を計画いたしました。吉松地域の県道と市道の標高差、それからJR踏切との関連で思うように進んでいないのが実情でございます。しかしながら、先ほど言われましたように吉松東と通古賀の区画整理事業、それから県によります御笠川の改修事業、それに伴います地域再生で市の方で道路計画等がございますので、それができ、町並みができ始めますと交通量が増えてくると、そういうふうに思っております。

今後につきましては、国分地区の県道112号線、福岡・日田線、旧3号線でございますが、それより吉松区域のおっしゃいます県道31号線を含めた中での吉松地域の道路計画、これの検討を進めてまいりたいと思っております。また、市道水城駅・口無線、土居踏切付近についてでございますが、時間帯によっては大変混雑いたしておりますことから、できるだけ早い時期に改良、そういうものをしていきたいというふうに考えております。

それから、農業用水路の拡幅についてでございます。

吉松区の農業用水路拡幅につきましては、同地域の水路は旧来の農業用水路で、ため池から御笠川に流れ込む間にJR鹿児島本線がございまして、水路が軌道敷きの下を通過して御笠川に流れ込んでおります。この軌道敷きの下の水路は、JR鹿児島本線開業当時のままでございまして、現在の雨水排水計画の断面よりも小さく、平成15年の豪雨のときに軌道敷きの下を通る農業用水路が狭いためにあふれて、地域一帯に被害をもたらしました。そういうことから、JRに軌道敷き下の水路の改修をお願いしまして、平成15年度と昨年平成17年度に土居踏切より前後にある水路がございまして、そこを改修いたしました。今後も引き続き、軌道敷きの下の断面不足の水路の改修について依頼をしていくつもりです。また、雨水幹線でもございます土居・中道踏切を通る水路は、JR、それから上下水道とも協議を進め、断面不足であります区間の水路の改修に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、交差点の信号、速度制限の看板についてということでございます。

ご質問の吉松地域の道路についてですが、県道31号線が混雑いたします朝夕には、同路線の迂回路として通勤車両で混雑いたしております。この地域の道路整備は、向佐野区から山崎設計前交差点までと水城駅前通りの改良を行ってまいりました。

速度制限の規制につきましては、筑紫野警察署に確認いたしましたところ、明確な基準はなく、道路管理者と警察署との協議によって、公安委員会の意思決定でできるということござ

います。速度制限は、道路には設計速度というのがございまして、それから通常時速20kmほど下げて設定できるということでございます。標識につきましては、約300m置きに設置できるということでございます。そのところの現場を確認させていただきました。特に、幹線でありますフケ・水城駅前線、まほろば号が通っておりまして、マルキョウ前から大佐野の方にしか標識がないのが確認できましたので、できるだけ早い時期に公安委員会の方と協議をしていきたいと考えておるところでございます。また、交差点の点滅信号機設置につきましては、引き続き要望していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） ただいまの答弁を聞いておりますと、何かほとんど前向きに考えておられるということで安心いたしておりますが。

行政はいろんな規約、規律でもって仕事をされているわけですけど、私が今回質問したのは平成18年度の経営方針が平成17年11月に決定されております。この中で、私も読んでいますと、3点目に「快適で魅力あるまちづくり」、4点目に「文化の香り高いまちづくり」ということで経営方針が発表されていますけど、この中では私が住んでいる吉松地域ですけど、ほとんど何か関心ないというか載っていないようでしたので、一般質問したわけですけど。

吉松というのは、もう一つ地域で皆さんご存じであろうと思いますが、水城堤防、水城堤防ご存じですね。あそこはどこを通過して政庁に来ていたと思いますか。どなたかご存じの方。ということはね、知らないということはいろいろ文献を調べてみますと、当時鴻臚館ですね、外国から来てから大体水城堤防の西門、吉松を通らないと政庁に来られなかったと、という文献ちゃんと残っています。ということで、吉松というのは大事な関所なんですよ。ぜひね、吉松を見捨てないでくださいよ、ということじゃないけど。ということでぜひね、整備していただいて観光の一つの目玉というかですね、そういうことでぜひ重視していただきたいと思えます。

先ほども言っていましたけど、先日の新聞でもですね、6月7日の朝刊に載っていました。通古賀と吉松東地区が区画整備をなされるということで、通古賀地区が7.3ha、吉松が2.3ha、組合施行でされるわけですが、通古賀から西鉄都府楼前駅まで徒歩10分、吉松東からJR鹿児島本線水城駅まで歩いて10分、一部は共同住宅エリアも計画され、交通の便がいい住宅地になり、人口増が期待できるということですが、新聞では1,430人の方々がその地域に張りつかれるというか居住される、住まわれるということですが、市のまちづくり企画課としては、通古賀地区と吉松地区は何名、どれくらいの方々がお住まいになられると想定されていますか。お互いにちょっと分けてお答えください。

副議長（大田勝義議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 通古賀地区につきましては約1,200名、それから吉松東につきましては約200名ぐらいたして想定しています。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） ということは、将来その方々がそこに住まわれるということで、その地域から要するにJR水城駅、西鉄都府楼前駅を使われるわけですよね、利用されるということで。ということは、とりあえずJRまで行くのによ、吉松東から2つトンネルがあるんですよ、高速道路のトンネルが。それから出て、JR水城駅まで行くのに非常にいびつで狭い、車が1台しか通れない地域が2か所あります。あの地域はぜひ拡幅していただきたいというか、これは将来住まわれると、やっぱり通勤、通学、それから学校の通学路にもなりますし、今大体申しますと、判田材木店の前あたりから点滅信号まで、それと下川原橋近くの一番最初のトンネルからその点滅信号まで、両方とも非常に狭いんですよ。ということで、皆さん苦労されているし、お互いに車の離合で途中でけんかが起きたりしているんですよ。ということで、ぜひ早急に、早々にその地域の拡幅をお願いしたいと思いますが、市としてはどのように考えておられますか。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 先ほどそういうところも含んで大体検討していくと言ったつもりでございますが。

もうその地域はおっしゃるとおりに四面楚歌といえますかね、立地的にですね、それこそ水城堤防、それから旧国道3号線、それからJR鹿児島本線、それから北の方は国道3号線が通っておりまして、川、西鉄、それでこちらは長浜・太宰府線ということで、なかなか道路の取りつぎが実際都市計画図を見ても難しゅうございます。ここで下川原橋を開通して一つの道路をつくって、それから田中・松本線ですか、先達の方がずっとつくってあって、途中で切れておりまして、その難しさがやっぱりわかります。今回県のそういう河川改修のことが来て、思い切って今そこまでできたということで、ある程度の少し前段ができたかなというふうに思っております。おっしゃいますとおりにトンネルが2つありまして、吉松区と幹線をどう整備していくか、南北ですね、それを今テーブルに乗せて具体的に検討いたしております。まだどうこう言える範囲じゃございませんけども、実際テーブルで検討をいたしておりますし、経営方針で見えんということでございますけども、見えるまでにはもうちょっとかかるかなというふうに思っております、内部で検討しておるといことはご認識していただけたらと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） 内部検討をしていただくということですので、よろしく願います。

それで最後に、最後というかその1項目めに対する市長の考え方というか、気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまご指摘の吉松地区の開発でございますが、道路事情につきましてはご承知のように先日下川原橋が完成いたしましたして、今年度中には正尻・川久保線、西鉄アンダーパスの改良工事等完了することにしておりまして、吉松地区と国分地区の通行量も増えると思われまふ。ご質問の県道31号線へのアクセス道路でございますが、部長が申し上げましたように、これから吉松地区のまちづくりを考えた上に、十分な検討を進めてまいりたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） はい、ありがとうございます。

続いて、2項目めの回答をお願いします。

副議長（大田勝義議員） ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

~~~~~

再開 午後1時00分

副議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長。

建設部長（富田 譲） 落書き対策について市長にお尋ねですけども、私の方から先に答えさせていただきます。

1点目のだれが書いているか見当がついているかということでございますが、先般筑紫野警察署からの情報によりますと、それらしき人について事情聴取をしたということを知っております。実際、出かかまして確認をいたしております。しかしながら、市内には至るところに落書きがございます。それだけで解決したとは思っておりません。これまでどおり市民の協力はもちろんのこと、管理しております国道事務所、県の土木事務所、それから西日本高速鉄道株式会社にも、これからも落書き対策の協力を求めていきたいというふうに考えております。

それから、ボランティアで消していただいて、費用が幾らかかったかということでございます。

このことにつきましては、平成17年10月30日に太宰府市の社会人軟式野球連盟の皆さんに30周年の記念行事として、ボランティア活動として市内全域の落書き消し作業をしていただきました。本当に感謝いたしております。費用でございますが、市の負担で材料費として上塗りの塗料、それからローラー等で20万円ほどかかりました。

それから、3点目の民間施設への対応はどうしているのかということでございます。

昨年九州国立博物館が開館いたしましたして、内外を問わず多くの方が来られますことから、まると博物館構想を掲げ、九州国立博物館のまちにふさわしく、美しくなお活気のあるまちづくりを目指しておるところでございます。しかしながら、残念ながら市内の至るところに落書きが顕著に目立つ状況であります。また、落書き対策は今のところ公共施設だけの対応でとどまっておるところでございます。そういうことで、今後の対応策といたしましては、市内の環

境整備のため抜本的なそういう対策ということで、落書き防止条例の制定、これを今視野に入れて、その検討を行っております。その中で、民間対策へどうしていくかということも含めて考えておるところでございます。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） 部長の前向きな答弁ありがとうございます。

ところでですね、太宰府の文化の香り高いまちには、ああいう落書きは似合わないと思います。先日新聞のコラムをちょっと読んでみますと、夕刊ですけど、テレフォンプラザと書いてあります。2年続く道路掃除、久留米市でございます。県道を近くの引っ越し運送会社の営業所の人らしい若い男性2人がもう2年ぐらい清掃奉仕をしています、ということで週2日、朝8時ごろから道路の両側、各200mほどですが、ほうきでごみを集め、大きなポリ袋に入れて回収しています。20分から30分間黙々と作業をしておられます。おかげで一帯の道路は空き缶散乱やごみもなく、きれいです。さりげない清掃奉仕作業に感心していますということで、要するに2年間ずっとこういう活動を続けてきたところ、もう一帯はごみ、空き缶が完全になくなっているということなんですよ。ですから、私もこの落書きのことについても、消しては書かれ、書かれては消すということで、恐らく大変でしょうけど、一度消すのに今先ほどお聞きしますと20万円がかかるということですが、これをほっといておれば、そのまま次から次に書いてくるわけですよ、相手は。ということで、私なんか時々外国にも行くことがあるんですけど、テレビとかで写してあるように、ゴースタウン化しますよね、書いたら書いたでずっと次々から次。やっぱりああいうことは消して新しくすればまた、何かな、卵か鶏かじゃないですけど、ぜひ太宰府、国立博物館のあるまち、文化の香るまちということでですね、ほかの市町村、隣近所の市町もまねできないような、太宰府だけは消すんだという決意のもとにですね、条例を制定するということですので、つくっていただきたいと思います。

ということで、私の質問は大体ご答弁していただきましたけど、市長の心構えというか心意気というか、そういう意見を、このことについてどのように考えておられるかお願いします。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 落書き防止の問題でございますが、ただいまご指摘のとおり市内における環境整備、落書きをなくすこと、これは大変重要なことだと思っております。ご承知のように、昨年の12月に市民が安全で安心して暮らすということで、太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例を制定したところでございます。落書きの件につきましてもただいま部長が申しましたように、安全、安心のまちの大きな一つの課題といたしましても、この落書きを防止するためのいろいろの制度と申しますか、落書き防止条例制定を含めまして検討していきたいと。今後につきましては、市民の協力はもちろんでございますが、関係団体の皆さん、警察とともに鋭意協議を進めながら、抜本的な対策に取り組んでまいりたいと、かように考えておるところでございます。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 次に、不法占拠者の件でございますけども、ご質問の3項目についてお答えを申し上げます。

現在、太宰府市内には住居らしきものを構えました固定世帯が6世帯ございます。近隣の状況についてですけども、平成15年に県の福祉事務所が行いました調査によりますと、筑紫野市で3人、春日市で40人、大野城市で11人となっております。特に春日市については春日公園の中にたくさんの方がいらっしゃるというようなことを聞いております。現時点での正確な数は、把握をされていないというふうに聞いております。

それから、これからの対応でございますけども、非常に難しい問題がございますけども、警察機関をはじめ道路、それから公園、河川等それぞれの管理者等関係機関と連携を取りながら、施設の管理者、所有者を通じて不法占拠者の退去指導を現在でも行っているところでございます。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） 部長の答弁では、太宰府には6世帯の方が住まわれているということですが、場所は特定というかわかっておられますか。どの辺に住まわれているのか、把握されているでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 水城の高架下の中に車で、軽自動車ですかね、を母体として1世帯、それから吉松川の高速度路下のトンネル入口付近ですけども、そこにタイヤのおもりを乗せた小屋があります。それから、向佐野のJRの鹿児島本線の下に、右岸側と左岸側に1世帯ずつあるようです。それから、国分の同朋園の西側の高速度路下に1世帯、それから図書館の前の観世音寺の大橋の下に1世帯という形で、合計6世帯の方がいらっしゃるみたいでございます。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） 非常にあちこち住まわれているようですが、今お聞きしますと、特に何か河川、橋の下に住まわれているようですが、向佐野の高速度路とJRの交差しているところの現状をちょっとお聞きしましたので、ご報告、連絡しますと、今ははっきりと言って区長さんもうどうしていいか、地域で非常に悩んでおられるということでもあります。今まではずっと不審な動きがないかどうか見張り番まで置いてしていたけど、もう最近はちょっとあきらめて見張り番もなくなったということでございます。ということで、地元からJRにもいろいろお尋ねしましたところ、JRは被害がないからどうしようもできないという答えが出たということです。そして、あそこの今報告がありましたJRの両岸に一部屋ずつあるんですが、それと手前に、外に一部屋、3つの部屋が、家というか住まいがあるんですが、そこには四、五人の方が住んでおられるということでございます。その中には女性の方もおられるということです。また、そういう方々が自転車を使うということで、三、四台の自転車が常時あるということでございます。で、何をしてるかといいますと、要するに夜、夕方自転車に乗って、ご

みとかアルミ缶を拾い集めて、何かいろいろ作業をしておられるということでございます。ということで、非常に地元の方は関心があるわけですね、そこは水城西小学校があります。そして、その小学校の通学路にもなっております。ということで、地元としてはその通学路を変更するような話もされておりました。また、小学生じゃなくて中学生もそこを通っているわけですので、その近辺の子どもたちがやっぱり遅くクラブ活動なんかしてくるわけですね。クラブ活動して、一人で遅く帰ってくると。やっぱり怖いというか、ちょっと何が起こるか分からないということで、特に女性が中学校クラブ活動終わって一人で帰ってくるときなんか、非常に困ると、怖いということで、地元の方非常に困っております。

もう一つ、一番私が気になるのはですね、やっぱり住んでおるわけですから、いろいろ食事をした後汚物を出すわけですね。それがその今住まわれておる川、川の横に住まわれておりますから、垂れ流しなんですよね。非常に衛生的にも悪い。せっかく今は上下水道完備したのに、川が汚れてはまた困るわけですので。その地域には何かペットボトルもたくさんほうり投げられてということで、非常に河川の管理にも影響するんじゃないかなと思うんですね。

そういったわけで、こういう問題は長引けば、ずっとおられればおる、何か居住権というか、住まう権利がだんだん認めるようになってですね、あるところでは何か住所までできたような形になっておりましたけど、行政、市としてはこの問題について、そのまま置いておくべきなのか。これは長期化する要素が往々にしてありますので、この件についてもうちょっと詳しくというか、どのように考えておられるのか。今いろいろ事情を説明してみましたけど、このことについて何か行政の方でありましたらお願いします。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 初め住まわれつつあったときのことも佐伯議員の方からお聞きした経緯がございます。それで、初めそういうことがあってはいけないということで、市の方で行った経緯がございます。セクト的と言われるかもしれませんが、市の管理ではなかったこともありまして、今おっしゃいましたJR、それから県営河川でございますので、那珂土木事務所、それから警察にも尋ねたと思います。しかしながら、警察の方も撤去はできないというようなことだったろうと思います。そういうことから、那珂土木事務所の方に数度、また数回電話で管理者として地元は非常に怖がられているといいますが、不審に思われているということを伝えて、何回か行っていただいた経緯はございますが、居住するところではございませんので、そういう意味で出ていってもらうようにということで、行ったり、指導はしたということでございますが、積極的な部分はちょっと伝わってこなかった経緯がございます。そして、今日に至っているということでございますので、今日衛生面、そういう面からもご意見いただきましたので、そこのところもあわせて強く再度那珂土木事務所の方に言いまして、公園でもそうでございますけど、短期間ならですね、何か決して永住するところではないと思いますので、そういうところからも連絡し、できるだけ早い時期に出ていってもらうといいますが、そういうこ

とでいきたいというふうに思っておるところでございます。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） できるだけ早くということですが、今余り完全に把握していないということですが、はっきりと言ってこういう方々は、やっぱりそれなりの意味合いでというか、それなりの理由があって住まわれているわけですので、ぜひね、なんていうか、何年そこに住まわれておったかというそういう把握というか、それだけのやっぱり行政として太宰府の市民と認めることになるのかどうか、その辺のところは難しいところですけど、太宰府の敷地というか地域に住んである以上は、行政として把握しておくべきじゃないかなと思うんですけど、その辺の認識というか、太宰府に住まわれている人と思われているんですか、その辺どうですか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ホームレスの方々につきましては、先ほど総務部長の方から世帯数とかですね、そういうものの報告があったんですが、実際住まわれているという把握につきましては、健康福祉の方ですね、定期的な把握と、それから実際生活されておられる方についてはいろいろ事情があって住まわれてありましようから、最終的に生活に困ったとかですね、そういういろんな相談があった場合の対応については、当然福祉関係の方で対応していかなければならないというふうに思っておりますので、全く把握していないということではないですので、その辺ご理解をお願いしたいと思います。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） それなりに把握されているということですが、非常にこの問題は難しいと思うんですよね。ある中央の方の市では、長期化してそこに住んでいるということで、住所まで認めた市がありますので、それで闘争というか裁判が起こされまして、そして住所が認められるという、そういうことまで起きますので、こういう方々ははっきりと言って何かな、緩めれば緩めるだけだんだん増えると思うんですよね。それなりの行政の執行のやり方、方法、それなりに何か、どうですか、立て看板を立てるみたいなことはできないんですかね。まあ参考までにですが。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これは不法占拠者としての対応という形になります。そういうことからいきますと、その土地の所有者、管理者がのきなさいという権限を持っているわけですので、どちらかといいますと、太宰府市でいいますと、先ほど健康福祉部長が言いましたように生活相談に乗って、いろんな対策でそこに住まわなくてもいいような形にするというのが市の役目だろうと思っています。大きな市ではですね、居住用の建物を建てたりということもあると思いますけども、太宰府市はそこはまだいっておりませんので、建設部長が言いましたように管理をしているところ、あるいは所有者に対してのいてもらうようにこちらからお願いをします。そして、その所有者がのかせると。大体、私どものこの中で、太宰府市の土地の中

に居住してある方は積極的に働きかけて、例えばいないときに荷物を持って預かったりとかということで、ほとんど不法占拠をさせないような行動をとっていますので、太宰府市の市有地には一人もございませんで、主に県有地と私有地、私の私有地ですね、が1件ということでございますので、県の方にちょっと重い腰を上げていただいて対応していただくと、そういう形になろうかと思えます。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） ぜひこれは、はっきりと言って、太宰府のまちにはこういう方は住めないですよということで大いに力入れて、このことについて取り組んでいただきたいと思います。

私はこれで質問を終わります。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員の一般質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の一般質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） ただいま副議長より一般質問の許可をいただきましたので、1点目に学校耐震と施設整備について伺います。

学校は子どもたちが日常生活の大半を過ごす場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としても大きな役割を果たさなければならない重要な施設です。未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災以降、既存の建物の耐震性の強化が大きな課題となっていますが、公共施設の中でも最重要視されなければならない学校施設の耐震化は、全国的に見ても進んでいないのが現状です。これまで、幸いにして地震発生時間に子どもたちが学校にいない時間帯であったことから、子どもの生命を脅かすような大きな被害は免れてきました。しかし、そんな偶然に望みをかけるわけにはいきません。耐震診断も耐震化もされていない学校で、地震によって大きな人的被害が発生したら、行政側の責任も当然追及されるでしょう。学校施設の耐震性の確保は急務の課題です。

以下2点について答弁を求めます。

阪神・淡路大震災後、被災状況を調査研究した報告書によりますと、新耐震基準以降建築された校舎等には大きな被害はなく、昭和56年以前、特に旧基準の昭和46年以前に建築された校舎等に大きな被害が発生しているとあります。本市で昭和46年度以前に建築された学校施設で、まだ耐震診断、耐震化していない建物があればご報告ください。

文部科学省も学校施設耐震化の遅れが財政面にあることを受け、平成18年度安全・安心な学校づくり交付金を創設しました。それに先立ち、具体的な数値目標を定めた施設整備計画を策定するよう各市町村に求めています。対象とする学校名や校舎数、平成18年度から3年をめぐとした耐震化の達成目標、耐震化だけでなく、建てかえなどの事業内容と実施時期などを盛り込んだこの計画書を文科省が審査し、交付金を配分するということなのですが、交付金の見通しについて、施設整備計画の策定は行われているのかもあわせてお答えください。

次、2点目に、障害者自立支援法についてお尋ねいたします。

3月議会でも一般質問で取り上げましたが、制度の実施によって準備不足、応益負担導入による負担増、報酬切り下げによる事業所の経営難など、当事者、事業者、行政、それぞれに大変な混乱が生じています。制度改正の一番の問題点は、障害を持つ方々が普通に生活をするために必要なサービスにさえ金銭的な負担を負わせる応益負担が導入をされたことです。そのため、これまで利用していた福祉施設への通所をやめたり、在宅支援の利用を制限するなどの事態が生まれており、サービスを低下させないとの政府答弁に反して、低下どころかサービスを受けられなくなっている実態が浮き彫りになっています。そして、障害が重い人ほど負担が重くなるというこの制度は、障害が重い人ほど働きたくても働けず、収入が得られないという現実の中で、非常に過酷なものとなっています。様々な矛盾を国は放置したまま新制度を強行しました。厚生労働省の対応も遅れ遅れで、現場が今大変ご苦労されているのはよくわかりますが、今後施策の提供主体が市になるということもありますので、現時点で十分に当事者や関係者の声を聞いていただき、必要な措置を講じていただくことをお願いいたします。

まず、自治体に一番求められていることの一つに、独自の軽減策を設けることが挙げられますが、民間団体の調査では、都道府県、政令市、市、区の849自治体の中で、制度開始時点、利用料や医療費に独自の軽減策を設けたところがあるところが128自治体、15%で減免等が実施されたとの調査結果が出ています。例えば、横浜市の利用料負担減免は3年間と期限があるものの、非課税世帯は負担をなくしていますし、また京都府下の自治体と京都市では福祉サービス、自立支援医療、補装具などについてそれぞれ負担上限額を国の半分に引き下げ、自己負担の合計額について独自に上限を設定しています。自治体によって減免の方法は様々ですが、これだけの自治体が独自の軽減措置を実施しているということは、国の軽減策では不十分であるということ、新制度は低所得者にとって生きる尊厳すら保障されていないということのあらわれだと思います。介護保険制度が発足したときもそうでしたが、せめて国の軽減措置に当てはまらない所得の少ない非課税世帯に対しては、何らかの軽減策を設ける必要があると考えますが、3月議会での質問以降ご検討をいただけたのかどうかお答えをいただきたいと思います。

以上、再質問につきましては自席よりさせていただきます。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 本市の学校施設の耐震化の状況につきまして回答させていただきます。

初めに、災害発生時など地域住民の緊急避難場所となります体育館の状況ですが、平成17年度までにすべての学校で耐震診断を終え、その結果補強工事が必要と診断された体育館につきましては、本年度の夏季休業中に補強工事を実施することで現在業務を進めております。

次に、校舎等の状況についてお答えいたします。

お尋ねの昭和46年以前に建築されました学校施設、校舎等で、平成13年度に耐震診断を終え、耐震補強工事ができていない学校は、小学校では太宰府小学校と水城小学校の2校です。また、中学校につきましては、学業院中学校が耐震診断、補強工事ができておりません。その

ほか昭和46年以降に建築された校舎等で耐震診断を終えていない学校は、太宰府南小学校、水城西小学校、太宰府西小学校及び学業院中学校の4校となっております。

教育委員会としましては、児童・生徒の生命にかかわります内容でもございますので、学校施設の耐震化は最重要課題と受けとめております。また、今回文部科学省と国土交通省が学校施設の耐震化や建てかえなどを財政面で支援するための交付金制度を創設しましたので、具体的な文書等の通知はまだあっておりませんが、教育委員会としましても今後施設整備計画を立て、経営会議に諮り進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 昭和46年以降に建築をされた施設で、耐震診断を終えていない学校が4校ということで、体育館は本年度実施ということでしたが、今現在ですね、優先順位や何年までにその耐震診断、耐震補強工事を終わらせるのかといったような、その耐震化推進のための年次計画というものは作成をされておりますでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） いつまでにという計画は立てておりませんが、早急にしなければならないという認識をいたしております。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 文部科学省の方ではですね、これまでに平成15年度にも学校施設耐震化推進指針というものをを出しております、その中でその新耐震基準、昭和56年以前に建築をされた学校施設については、耐震化優先度調査、耐震診断、改築、耐震補強、その他の耐震化にかかわる施策を順次推進していく必要があると。そして、そのためには耐震化に関する個別事業の緊急度や年次計画等を内容とした耐震化推進計画というのを早急に策定するなど、計画的に学校施設の耐震化を推進していくことが重要であると、このような指針を出しているんですね。その平成15年のころに、こういう通達があつてるはずなんですが、そのときもつくられてないですよ、今ないということですから。現時点でその計画が何もないというのは、ちょっと問題があるんじゃないかなというふうに思います。というのは、昨年3月、4月に福岡県でも地震が起きまして、太宰府の市内でも学校施設が被害を受けております。ですから、普通なら早急にですね、年次計画を立てて、進めていかなければならないと、担当部局としてはそう考えるのが普通じゃないかと思うんですけれども。答弁では最重要課題というふうに言われましたけども、第四次総合計画の実施計画の中でですね、平成15年から耐震診断を含めたところの大規模改造計画、大規模改造事業、これ4校上がっておりますけれども、太宰府南小と水城西小、太宰府西小と学業院中、これ先ほど言われた4校なんですけども、これは平成17年度にその耐震診断を実施する予定だったのが実行されておられませんよね。お金がないからしない、できないで先送りできる事業じゃないと思うんですよ。やっぱり子どもたちの命がかかっているし、避難所ということで市民の命もかかっているわけで、本当に一番最重要課題だ

というふうに思いますけれども、そういう点ではその計画ができていないということについては、認識がやっぱり甘いように思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 福岡県の西方沖地震が発生をいたしまして、これまでこの地域には地震がないというような神話といいますが、それが崩れたということでございます。耐震診断をしますと、耐震診断にも相当の費用がかかるわけですが、じゃあ耐震診断した結果補強工事が必要であるとなった場合ですね、これまた多額の費用が発生をしていくということでございます。じゃあいつまでほったらかすかということになります、教育委員会としては先送りになっておりますそういった先ほど申された学校等についてですね、経営会議等に順次できるところからできるような計画で協議をしていきたいというふうで考えております。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 計画どおり実施されていないのが財政難というのが理由だと言われましてけれども、学校の施設整備についてはですね、財源の見通しがないと計画が立てられないという考え方そのものが、やっぱり本末転倒じゃないかというふうに思うんですね。厳しくてもやっていかなければならない事業なんですよ、これは。教育とね、福祉と、そして防災に関しては、やはり優先的にその予算をつける、それがやっぱり自治体本来の姿勢であるべきじゃないかというふうに思います。

耐震化もさることながら、現在校舎の雨漏りや外壁の落下、こういった状況がありまして、応急処置的な修繕で何とか押さえているということなんですけれども、そういう校舎についてはやっぱり当然老朽化も早まってきますから、遅らせれば遅らせるほどその改造費用もかかってくると思えます。その雨漏りや外壁がはがれ落ちている学校というのはですね、もちろんその修繕はされているんでしょうけども、どこの学校があるのか報告をいただけますでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 雨漏りが少ししております。太宰府小学校と太宰府西小学校、太宰府中学校で発生をしております。太宰府小学校は応急処置が終わりました。太宰府中学校はこれからです。それから、一部壁の崩落でございますが、水城小学校、太宰府西小学校で、崩落というよりも一部はげ落ちておるといった状況を確認しております。

昨年、平成17年度の予算編成前に助役を筆頭に総務部長、私で状況を確認いたしておりました、その分については早急にしなきゃならんということで、水城小学校については平成17年度予算をいただき、改修が終わったところでございます。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 今小学校では3校ですかね、雨漏り、それから外壁落下ということが実際、何とか応急処置的な修繕で済まされている状況ですけれども、市長はこういう状況があるということをご存じでしたでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 学校の校舎等の耐震化、これに対する対応でございますが、西方沖地震以来各学校等についても被害状況と同時に耐震構造等について、教育委員会の方で十分調査検討しておるところでございます。それをどの程度耐震構造の改修の必要があるのか等々につきましては、それぞれ学校ごとの教育事務もありましょうが、教育委員会の、あるいは財政当局含めまして十分検討し、直ちになすべきこと、安全のために必要なことは措置してまいりたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 耐震化、それから耐震補強については多額な費用がかかるということですね、それはもう年次計画を立てて順次やっていく以外にないと思うんですけども、その雨漏りとかですね、外壁の落下については、やはり早急に対応する必要があると思うんですね。そういうことは、学校の方からも要望が上がってきているはずなんですよ。それで、やっぱり必要とあらばね、補正を組んで、前向きに検討をしていただきたいんですけども、もうその財源についてはですね、これは私の意見としてお聞きいただきたいんですが、今看護専門学校跡地の建物の改修について、事務的な協議が進められていると思いますけども、その改修については3,000万円というような報告が3月議会であっておりました。ですから、私はですね、この看護専門学校跡地の整備、これを遅らせてでもですね、やっぱり学校の方に予算をつけていただきたい。

それで、そのついでに言わせていただきますとですね、防災倉庫、その防災倉庫についてもですね、各学校に設置をすることも検討してみる必要があるのではないかと、その価値があるのではないかというふうに思います。というのがですね、公立学校の施設整備助成制度で防災機能の充実、強化の例として備蓄倉庫というのも補助事業の対象として挙がっているようですので、その防災倉庫の件は一つの意見として聞いていただくとしてですね、その早急に改善が必要な学校について、今年度中に何とか補正をつけてやっていただけませんか。市長にお答えいただきたいと思います。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 必要なものは早急に措置するというのは、これは努めなくちゃならないと思っております。緊急の順位等々ございますが、今ご指摘のような早急に進めるもの、これは学校の教育委員会の方で十分調査の上、その緊急必要性について財政当局とも十分協議してもらい、やるべきことにつきましては措置していきたいと思っております。

それから、今ご指摘でございますが、防災の備蓄倉庫でございますが、これはご指摘のように各小学校単位内に備蓄倉庫等々あるにこしたことはないと思っております。そういう意味でも、学校施設内の利用可能なものがあれば、おいおいそういうことにつきましても備蓄をしていくということは必要じゃないかと考えております。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ぜひよろしくお願いをいたします。

それで、先日ですね、新聞を見ておりますと、福岡市の耐震計画のことが載っております。福岡市の方では、市の公共施設の耐震対策計画というのをつくっており、2007年度までに全施設の耐震診断を実施し、1981年の建築基準法改正で規定された新耐震基準に満たない場合は、2012年までに改修をするという目標を掲げたと。学校関連施設については、体育館は向こう5年、校舎は10年をめどに改修作業を完了させることにしている。こういう内容が載っていましたが、やはり学校施設に限らずですね、公共施設の耐震計画、これを立てる必要がやっぱりあるんじゃないかなというふうに思いますし、特に避難所として指定をしているところは、優先して耐震化を進めていくべきだと思います。

学校についてはですね、施設整備計画をこれからつくるということでしたけれども、その経過などにつきましては、先ほど言いました学校施設耐震化推進指針にこのように書いてあるんですね。「学校施設の耐震化を計画的に推進していくためには、その重要性及び緊急性について教育委員会をはじめとして財政部局、建設部局、防災部局等の行政関係者、それから教職員、保護者、地域住民等の関係者間で理解を促進していくことが重要である。このためには地方公共団体等の設置者は、所管する学校施設の耐震化優先度調査や耐震診断の結果並びに耐震化推進計画を策定した場合は、その内容及び検討経緯等について学校関係者に対し公表をした上で、耐震化事業の緊急度等について幅広い合意を形成していくことが重要である」とこのように指針の中では書かれてあります。ですから、やはり幅広くですね、公表していくことについても、ご検討をいただきたいと思います。

それで、この耐震化の予算についてはですね、部長が言われたように多額な費用がかかるということから、どこも進んでいないんですよ。それはやっぱり地方自治体が今どこでも財政的に大変だという状況があるんですが、それにもかかわらずですね、文科省はですね、進める進めるとは言うんですけど、それに見合う予算がついていないんですよ。1980年代には5,713億円、これだけの予算がついていたのが、今年度には1,319億円、ピーク時の5分の1しか国は予算をつけていないんです。ですから、やっぱり地方の方からですね、学校の耐震化を進めるにはもっと予算をつけてほしいと、そういうことを市長会の方で要望として上げていただきたいんですけども、その点について市長いかがでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまご承知のように建物の耐震化構造、その改装のための費用等々について、いろいろ民間施設も含めまして今非常に議論を呼んでおるところでございますが、ご指摘の学校施設につきましても、これを抜本的な耐震構造の建物に変えていくということは、本当に多額の費用が要るわけでございますので、最小限の耐震構造、また子どもたちの安全、安心のためにも必要の経費につきましては、学校建設につきましても国の補助制度等で現在の校舎が建っているわけでございますので、その間国の助成制度等につきましても機会があれば市長会等につきましても、そういう点についての要望はいたしてまいりたいと考えております。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） よろしくお願いたします。

以上で耐震化の質問については終わります。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 障害者の制度につきましてご質問でございますが、まず私の方からご回答申し上げます。

今回の障害者自立支援法の制定でございますが、措置制度や支援費制度のように低所得者に対します応能負担という考えを改めまして、契約に基づきだれもが利用できるユニバーサルな制度にふさわしい利用者負担という原則的な考え方に立って、低所得者に対します各種配慮を行うということが障害者自立支援法の考えだと思っております。したがって、障害者自立支援法における国の利用者負担の考え方でございますが、これはしばしば誤解があるようでございますが、財源不足を利用者負担増によって解消するというような安易な発想ではないと思っております。むしろ、障害のある人々も利用者負担をすることで、制度を支える一員になっていただくためのものだと考えております。ただ、非常にいろいろ複雑な支援法の内容でございますので、法の制度につきまして、その内容につきましてはまだ十分な説明をいたしていきたいと思っておりますし、また十分な説明と同時に、現状把握につきましても今後努力していきたいと思っております。

なお、障害者自立支援制度でございますが、国の基準に沿って行っているところでございます。ご質問のように地方公共団体での軽減措置でございますが、本市におきましては近隣市町の現況等を見ながら今後検討してまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 国の基準どおりということで、要するに障害者も普通の人たちと同等の負担をすることが必要だと、当然だというふうなお答えだったんでしょかね、今のは。私は、障害者がやっぱり人として生きるためには、最小限必要なサービスを受けることを応益とすることが根本的に間違っていると思います。

昨日の質問の中では4月から始まって、今のところスムーズに進んでいるとの答弁がございましたけれども、今はまだみなしの期間ですから、実際に声が上がってくるのはこれからだろうと思っておりますけれども、なかなか今実態を市に聞いてもですね、わからないという状況の中で、私ども共産党の国会議員団が5月、6月にかけて障害者施設の調査というのをしています。全国の障害者の施設から無作為で抽出した230施設のうち、40都道府県212施設と事業所から回答が寄せられたわけですが、その内容を見ますとですね、やはり利用者負担の影響というのが本当に深刻だということがよくわかります。少し紹介をさせていただきますけれども、一つに応益負担が導入された施設では、いずれも大幅な利用者負担増になっている。とりわけ、身体、知的通所施設では、これまで無料だった人が1万円から3万円の負担を強いられて厳しい状況にある。2つ目に、国の減免制度があっても、所得制限などで減免の対象となら

ない利用者が多く存在する。3点目に、4月からの負担増を理由に施設利用を断念した、あるいは施設利用をやめることを考えているといった障害者が多いと、そういう状況ですね。何度も言うようにやっぱり国の軽減措置、これはあるんですけども、実際それでは不十分なんですよね。自立支援法が施行されるに当たって、精神障害や視覚障害、それから身体障害、その各団体の方々が市に対して要望書等を出されておりますけれども、その際にですね、やっぱり障害者はその家族の収入実態を含めてどれだけ負担が大変なのか、そういうことをですね、先ほど渡邊議員も言われていましたけれども、市長が直接お聞きになったことがありますか。何団体か申し入れに来てますよね、先ほどその内容は聞いていたと言われてましたけど、実際に直接ご本人の方々から聞かれたのかどうか、ちょっとお尋ねします。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 各障害者の団体の皆様方、要望等につきましては、直接代表の方でございますが、お会いして事情等聞いております。また、個々の人の全体に意見を聞いたということはございませんが、個人的に個々にご紹介、あるいは直接私を尋ねてこられる方につきましては、事情をお聞きいたしております。それからなお、障害者団体の皆さんの総会とか協議会等につきましては、ご出席申し上げまして、そこらの皆さん方の意見は拝聴しておるところでございます。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） そしたら、ある程度ですね、この自立支援法の制度の中身がですね、どれだけ障害者の方々に負担をかけているかというのは、おわかりいただいていると思うんですけど、それでもやっぱり健常者と同じように負担するのが当たり前というふうにお考えなんでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまご指摘の障害者自立支援法の内容でございますが、今は具体的な計画は10月実施に向けて個々の計画等々、また実情把握等やっておるわけございまして、これは現況よりマイナスになるような制度改正ではございません。むしろ国、県、市町村のいわゆる補助金、財政負担をきちっと決めて、その上でさらに個々の皆さんの選択による契約制度というもの、応益と申されておりますが、それぞれの実情に合った制度選択ができるというようなことで、我々といたしましても事務的によく現状把握なり、そしてそれに対する障害者の実態につきまして、また内容等につきましてお聞きしながら説明をやっていく必要があると、そのように考えております。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 今後ですね、やっぱり実態が明らかになっていくにつれてですね、その必要性というのは認識できると思いますし、それぞれの団体の方々も太宰府市に限らず近隣の市や町についても要望をしていかれると思いますので、それは今後の実態を見ながらやっぱり考えていただきたい。先ほどご答弁の中では、検討をしていきたいと言われましたんですか

ね、そういうふうには聞こえましたが。検討していただけるだけでも、それはもちろんありがたいことですが、障害を持って生活することの苦勞とか大変さというのは、やっぱり身を持って体験しないとですね、なかなか正直ですね、その大変さというのは実感がかめない。それが本当にお話を聞く中でですね、私もなかなかその実感が持てない中でですね、こうして訴えていくのは難しさがあるのも感じているんですけれども。ただ、収入がない中で医療費をどうするのか、生活をどうするのか、その負担料をどうするのかというようなですね、お金のない生活がどれだけ不安で精神的なダメージを受けるかということについては、私なりに理解をしているつもりです。ですから、やっぱり低所得者の方につきましては、生きる希望が持てるような支援を行政としてお考えいただきたいと思うんですね。

3月にも私この質問をいたしましたけれども、それ以降はどのような内容でほかの自治体が助成や補助を行っているのか、自立支援医療の方も含めまして、その軽減措置の調査というのはしていただいたのかどうか、またその傾向としてはどのような支援が一番多いのか、それについてちょっと調査をされていたらお答えいただきたいと思います。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 軽減等の調査でございますが、調査自体は特にいたしておりませんが、法で定められた一つの減免基準がございますので、いずれ検討する必要がある場合につきましては、当然他市の状況は調査しなければならないというふうに思っておりますが、新聞、それからいろんな情報としてつかんでおるものはございます。それで、その内容につきましては、国が減免基準を決めております限度額がありますから、その中での5割を自治体が負担をするとかですね、パーセントによって減免額を増やしていくとかですね、そういうふうなことでの取り組みは幾つかの県、自治体でも検討がされておるようでございますので、そういうものは一つの情報としてはつかんでおるところでございます。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 近隣市の状況を見ながらということですから、認定審査会も4市1町でする方向性になりますし、こういった減免の検討につきましても、やはり4市1町の中でされていかれるんだろうというふうに思っておりますけれども、その4市1町ですね、事務的な協議をする場というのは月に何回ぐらい設けられるのでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今認定審査会というのを4市1町で合同でやろうということで、事務局は筑紫野市で持っていていただいております。それで、まず事務的なことになりますので、係長の段階で月に何度かですね、寄って、いろんな諸問題とか、それから認定審査会をやっていく中でいろんな団体の方々に協力をお願いしなければならないということもございますので、かなりの頻度で会合をやっております。それで、今のところ、まず10月1日に向けての今受けてある制度から認定審査会に諮るための準備というのが当然要りますので、その辺の準備で寄って話を、協議をする回数が多いかと思いますが、それに今追われているという状況がござい

ます。それで、制度が実際始まってみなければわからない点も当然出てくるかと思しますので、そういう会合につきましては、できるだけですね、4市1町いろんな制度の考え方もありましようから、そういうものについては足並みをそろえるためにはですね、多くの会合を持ちたいというふうには思っております。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 1点ですね、補装具の補助といいますか、補装具についてですね、お尋ねしたいんですけど。

これはこれまでの回答の中でやはり1割負担というふうにお答えになられていますけども、その補装具というのはやっぱり毎日利用するものもありますし、例えばそのものによっては所得制限を設けるとか、よく利用するものについては無料にするとか、そういう内容について、その細かい負担割合とかについては考慮をしていただきたいんですけども、その点について今どのようなお考えがありますでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 補装具につきましては、先ほどからご回答申し上げておりますけども、特に品目によってですね、それぞれの制限を設けておるわけではございません。それぞれが原則1割負担というところで法の方でも定めておりますし、また現在私どももそのつもりで行っております。ただし、もうご承知のとおりいろんな減免関係が出ておりますけども、これにつきましても軽減できる策はございます。これも一定の所得制限とかございますけども、全く同じような形でですね、この補装具につきましても軽減措置があるというところでございます。以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） もうその補装具についても様々なですね、減免、助成のやり方についてもやっぱり一度、今後ですね、ある程度実態が把握できてきたところに、その筑紫地区の中の会議でもですね、テーブルの上に乗せていただきたいなと思うんですけども。やっぱり市独自の助成についてやるかどうかというのは、市長の政治姿勢の問題だと思えます。10月から本格的に実施をしますので、もうちょっとして実態が具体的に見えてきたら、やっぱりその筑紫地区の中で協議していただきたいんですけども、先ほどもご検討いただけるようなお答えでしたので、その点についてもう一度市長からご回答いただきたいと思えます。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今回の障害者自立支援法でございますが、もうその目的にも書いてございますように、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現、地域で安心して暮らせる諸制度の改正でございますと同時に、今までの3種類の障害者の縦割りを一元化すると、それと同時に地方自治体における直接支援事業と申しますか、そういうものを含めた今回の改正でございます。10月1日に向けまして、いろいろ事務的な今検討中でございますし、障害者の現況がマイナスにならないような、そういう十分な配慮と同時に、先ほどからもう何回も申し上げます

ように、非常に複雑な制度でございますので、制度の説明を十分聞きながら、障害者の現況を把握しながら対策を考えるということでございます。また、新しい支援事業につきましても、4市1町で認定審査会なり支援センター等の設置の問題等も今検討いたしておりますので、いわゆる地方自治体の支援事業につきましては、ただいま申しましたように4市1町と申しますか、近隣市町の実態等を見ながら検討してまいりたいと、かように考えております。

(11番山路一恵議員「以上で質問を終わります」と呼ぶ)

副議長(大田勝義議員) 11番山路一恵議員の一般質問は終わりました。

ここで14時25分まで休憩いたします。

休憩 午後2時09分

~~~~~

再開 午後2時25分

副議長(大田勝義議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番片井智鶴枝議員の一般質問を許可します。

(1番 片井智鶴枝議員 登壇)

1番(片井智鶴枝議員) 副議長の許可をいただきましたので、通告した2点につき質問いたします。

まず1点目は、建築をめぐる紛争とまちづくりに対する市の考え方についてお尋ねいたします。

建築物を建てるときには、建築基準法や都市計画法の基準などの関係法令などを遵守しなければなりません。これらの法規制を守っていても、土地を有効活用し、高度利用したい建築主と近隣関係住民との日照権、プライバシー侵害、テレビ電波受信障害、工事騒音、振動、工事車両による交通障害、完成後の駐車問題、管理、ごみ問題などをめぐり、両者間の紛争が最近増加の傾向にあります。

さらに、近年では眺望など景観に関する住民の意識が大きく変わり、地域性に似つかわしくない、周りの環境にそぐわないなど、訴訟にまで発展する例も出てきています。その例として、最近では東京千鳥が淵近くのイタリア文化会館の赤い壁をめぐる、周辺住民が反発し、それを受けた都知事は千鳥が淵の景観にミスマッチ、住民が不信感を持つのだったら塗りかえたらいいと述べ、塗りかえを検討するように大使館に要望いたしました。さらに今後、強く要請する考えも示し、マスコミでも取り上げられ、議論を呼びました。

この例を見ればおわかりのように、これまで合法的な建設であれば後は民事上の問題であり、当事者同士の話し合いだとして、関与しなかった行政が建築物の高さや色彩、外観など景観上の観点から異論を唱える地域の住民を後押しするような流れが出てきております。その背景には、景観を正面からとらえた基本的な法である平成15年の美しい国づくり政策大綱、観光立国行動計画、そして翌平成16年の景観法が公布されたことも大きく影響していると考えます。

これまでの都市計画法は一定の秩序を与えたが、都市を総合的には把握できる自治体や市民を無視し、中央集権的なハード優先であったことが大きな欠陥だったと指摘する専門家もいます。さらに、都市全体としてのビジョンや理念もなく、縦割りの組織ごとに行われた結果、統一性のない町並み、電柱、電線が走り、乱雑な広告、看板が目につくまちを生み出しました。周囲に関係なく自己の土地の有効活用のみを走った民間企業は、可能な限り空間を独占し、さらに目立つことばかりを目的にした結果、地域性などを無視した商業ビルのけばけばしい色彩と照明は、まちの景観を壊してきました。また、住民も周辺や近隣に関心をなくし、自分だけがよければいいという自己中心的な行動をとり、まちへの愛着や関心をなくし、日本じゅうに地域性のない無味乾燥な個性のない都市が生まれ、ばらばらで一体感のないまちができ上がってきました。

このような状況を危機としてとらえ、まちづくりを景観というだれにでもわかりやすいことから取り組み、自主的な条例を策定し、住民とともに町並みを整備、保存し、美しい景観をつくっていかこうとする動きが既に各地で行われています。その例として、伊勢市、彦根市、長野県小布施町、神奈川県真鶴町などがあり、こうしたところでは観光客の数も確実に増えてきています。良好な景観は、生活者である住民にとって地域に愛着と誇りをもたらし、また観光や地域間の交流に大きな役割を担い、地域の活性化にも大きな役割を果たす、そのことを実証したとも言えます。

さて、これから太宰府市が取り組むべきまちづくりの中核をなすものは、市民意識調査からも明らかなように、自然や歴史的景観や町並みを守り、太宰府らしい景観づくりを進めていくことにあると考えます。一度壊れたまちの風景を取り戻すことは困難な作業です。このことを市民はもとより、太宰府市にかかわる者すべての人々が認識し、太宰府の景観を守り、整備し、次の世代へと引き継いでいく、このことが果たすべき役割であり、市はそのグランドデザインを描かなければならないと考えます。

さて、今回議会に提出されました建築に伴う市民の声を民事上の問題であり、当事者間で解決すべきとしてだけとらえるのではなく、そこにある本質的な問題をしっかりとらえ、市は住民の声に耳を傾けなければならないと考えています。建築紛争を民事上の観点からと今後のまちづくりのあり方の観点から、市はこのような紛争にこれまでどのように対処し、今後どう対応していかこうとするのか、そのお考えをお聞かせください。

次、2点目は、太宰府市に暮らす障害者の現状と市の施策についてお尋ねいたします。

4月から導入された障害者自立支援法の施行により、障害者福祉が大きな転換を迎えます。福祉とは、社会の構成員に等しくもたらされるべき幸福と辞書には載っていますが、障害者に限らず、福祉をどう理解し行動していくか、それはすべての公務員に課せられた大きな課題であると考えます。ある社会において、障害を抱えた人々がどのような生活を送っているのかは、その社会の政治、経済、文化の総合的な発展レベルを端的に示すものであり、その社会が公正で豊かなものか、その成熟度が一目で判断できる尺度であると言われています。

障害を抱えていても安心して普通に暮らせる社会、またその持つ能力を発揮し、自立した一人の人間として暮らしていける社会の実現には、障害がある人をどう見るか、人々の障害者感が出発点となります。障害者を能力のない人、責任を果たせない人と見ると、保護や治療訓練中心となり、援助を必要とする普通の市民としてとらえることができれば、障害者の自立と社会参加への支援が進むようになります。今回施行された自立支援法は、障害のある人のニーズや適性に応じた自立支援、市町村を中心とするサービス体制の確立が求められ、市町村の役割が大きく問われることとなります。このような中で、市においても10月の生活支援事業開始に向け、その対応に追われている状況だと思えます。

では、お尋ねをいたします。

今回自立支援法の施行に当たり、だれを対象に、どのような方法で案内し、説明会などどのように行われたのか、その概要について、また現在市が持っている障害者のデータの概要、さらに実情について把握するため実態調査などを行ったことがあるのかどうかお尋ねいたします。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） まず、建築をめぐる紛争についてのお尋ねでございますが、秩序ある市街化を図るためには、都市計画法により用途地域を指定し、あるいは建築基準法で用途地域にできる建築物の規定がされておるのはご承知のとおりでございます。

まず、まちづくりの観点から第1種住居地域等の住居系用途地域につきましては、20mの絶対高度制限地区、また参道周辺は15mの絶対高度制限地区を設定するなどして、規制強化を図っておるところでございます。近年特に、第1種低層住居専用地域でワンルーム形式の共同住宅、あるいは第1種住居地域での中高層の建築物の建設におきましては、近隣住民等とのトラブルが発生しておるようでございます。

対策でございますけれども、本市におきましては太宰府市開発行為等整備要綱で、事業者には建築計画を近隣住民への事前説明を指導しております。また、周辺住民への周知をさらに図るために、標識の設置を平成17年4月から義務づけをするよう改正したところでございます。今後も事業者に対しまして、建築計画等の近隣住民への説明を十分するように指導してまいりたいと考えております。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今市長にお答えいただきました。ありがとうございました。

開発行為等整備要綱の中に住民への説明会というのが明記されておりますけれども、現実にはですね、この住民説明会に対するですね、事業者の不誠実さが問われております。これまで私も3年間で、実際住民から声を聞いたのは3件あります。この建築紛争とまちづくりというのは、切っても切れない関連性がありまして、一つ建物が建つことによりまず景観が変わります。それと、建物の形態や運営内容によっては、日常の生活環境は大きく変わりますし、時に

より長い間培われたコミュニティにも大きな影響をもたらします。

ただ、事業者側にすればですね、開発行為等整備要綱の中で説明会をやるようになっておりましても、一刻も早く完成させて収益を得たいという気持ちがありますし、時間をかけて住民を納得まではいかないまでも、妥協点を見つけていくためにはですね、時間、経済的なロスが大きくて、確認申請がおりれば半ば地域住民を無視した形で建設着工という現状があります。結果的には、住民側には大きな徒労感だけが残されたという形で終わっています。どうしてこのようなことになるのかというその理由としては、これは太宰府に限らずですね、現在の都市計画法や建築基準法が建物、いわゆるハード中心の審査でありますので、住民の声を配慮していくというそういう視点が全くないのが、これは現状ではないかと思えます。

今回議会に寄せられました請願と陳情というのが2件あるんですけども、その中にはやはり説明会に関する要望と今度新しく出た要望としては、子どもの通学上の安全性、それと自然豊かな快適な住環境、それとかコミュニケーションのとれるとか、そういったことが書かれているんですけども、このようなですね、住民の要望に対して、まず市はその解消策として説明会とかそういったことを業者の方に要請していると思うんですけども、このですね、紛争等予防、解決するのを目指すとした条例を最近制定する自治体が増えておりまして、福岡市、あと久留米市がこの条例を制定しております。ここにありますがですね、これは札幌市の条例なんですけども、その条例の内容は中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例というふうになっておりまして、すごく具体的にですね、書いておりまして、もともと民事上のトラブルは当事者間で紛争を解決するのが原則でありますけども、なかなか同じテーブルに着こうとしない、その事業者に対して市が仲介してですね、調停委員会を設けたり、あっせんをしたりするということまでも明記されているんですよ。こういった条例の研究、検討をなされているのか。

それと、少し戻りますけども、開発行為等整備要綱、この要綱というのがですね、これは条例とか規則と違って、正規の法規ではありませんので、法律上の強制力に基づいて制定されていないので、かなり法的な根拠というのが弱いんですよ。ですから、この整備要綱の中で住民説明会のみを例えば条例化するとか、そういった考えというのは今の担当としてはどんなふうになっているのでしょうか、ご回答ください。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 近年いろいろそういう中高層、そういうことでトラブルがあって、請願、陳情等あっておりますが、毎年数十件やっぱりそういう建物がございまして、その中の一、二件がそういう形で上がってきて、これも全部あっているかというところではございません。大方はそういう整備要綱、都市計画法、建築基準法等で、ちょっとした意見の住民とのあれはあっておりますけども、そういう中で出てきているということをもっと申し上げておきたいというふうに思います。

それで、昨年でしたでしょうか、マンションのことでやっぱり反対がありまして、区長印と

というのが前の要綱では必要でございましたので、区長さんが説明会をただで判を押すと、反対にもかかわらず判を押すというようなことで、区長さんに非常にご苦勞をかけたということで、見直したということをご承知と申しますけれども、そのときに市の方も何かいい方法はないかということで、先進地ということではいろんなところを調査させていただきました。近隣で福岡市がやっぱり今ご紹介いただいたような第三者機関と申しますか、を設けて調停をされているということも聞きまして、そういうところを具体的に学びに行った経過がございます。それで、一定解決が見つかることもありますし、やっぱりどうしても調停でございますので、それでも解決が見つからないということで、そのままの状態であるということもお聞きいたしております。

そういう経過も踏まえまして、市の方では大野城市、春日市等のことも研究しましてですね、とにかく市民の方に先にお知らせするという、そういう明認方法をとって、もう建ってしまった後に気づいたんじゃ間に合わないということで、まず第一段階としてそういう方法、看板をとって、業者の方もそれを守っていただいて、積極的に近隣の住民の方のところにご相談をされて、それがやっぱりその地域に合わないとか合うとかということで、そういうことになってきていると思っております。

その条例を制定することがあるかということにつきましてはですね、今のところそこまでは考えておりませんで、今の要綱等を基本としながら、今の状態で進めていきたいということ、また新しい対策なりいいところがあればですね、そういうところも要綱の中に織り込んでいければなど、そういうふうには思っているところでございます。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） はい、ありがとうございました。

業者の方はできるだけわからないようにということで進めていって、皆さんが知ったのは既にもう建築が始まったときというのは、これは実際あると思います。やはり、この紛争に対してはですね、市の職員も恐らくかなりの労力を使わなくてはいけないと思うんですよね。ですから、その紛争を未然に防止というか、これで話し合いで解決が見つかるかどうかといったら疑問はありますけれども、やはりその中で住民も妥協点を見出したりしていくことがありますので、ぜひ検討していただきたいということをお願いしたいと思っております。

それと、そういう法的なことではなくてですね、これも福岡市なんですけれども、建築協定というのを所有権者が自分たちで合意的に協定を行いながら、こういう建物を建ててはいけないとか、そういったルールを決めるんですけれども、太宰府市の場合には既存の市街地というのはなかなか難しいと思うんですけれども、宅地として整備されているところは、この建築協定の話などをですね、市の方からやっぱり紹介していくということは、大変大切じゃないかと思うんです。それで、福岡市がですね、あそこは区長制度がなくなりまして、自治会になっておりますけれども、自治会の総会などでそういう説明をしているんですが、今市としてはその建築協定に関して、例えば区長さんを通じてだとか、どういった場で説明はなさっていますか。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今一つのそういう町並みを守る手法として建築協定というのがございますし、これは実際太宰府市で1か所ございます。それは団地であったと思いますけども、もうそういう家が建って町並みがそろって、その中でこういうルールにしていこうということで、全員の賛同が必要ということで、実際されておるところでございます。

これからということで、そういうことのまた地域にある程度縛りをかけていくということでございますので、これからのまちをつくっていく、例えば区画整理で更地からつくっていくということであれば、やりやすいということもございますけども、またちょうど空き地はある、民家は建っておる、そういうところでの建築協定というのは、やっぱりその地権者といいますかね、の土地利用ということもございますので、全員の賛同というのはかなり難しいかなあと思います。ただ、やり方としてそういう建築協定なり地区計画というのがございますけども、そういうことはできるところでございます。ただ、それを積極的に区長さんあたりにお知らせしていくというようなことは、今までにとったことはございません。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 個人のこれは権利の問題ですから、難しい面もあると思いますけども、住民の合意があればできることですので、こういう方法があるということを書いて、住民自身が自分の環境を守るということをやっぴり少し市の側は側面から支援していただきたいと思っております。

今回の請願ですね、大きく問われていますのは、建設後の運営形態についてであるんですよ。これも国の縦割り主義の弊害で、建築確認と運営内容などの許認可が連動していないということが大きな原因だと思います。ですから、この件に関しては市としても大変対応が難しいと思うんですけども、この事業主をめぐるトラブルはかなり全国でも多発しています。この点に十分に注意を払い、今後対応していただきたいと思っております。

これまで建築という部分から質問をしましたが、この建築をですね、まちづくりという総合的な視点でとらえたとき、大変参考になる事案がありましてですね、これはまちづくり権、権というのは権利の権なんですけど、「大分県・日田市の国への挑戦」という本で、日田市行政訴訟の弁護団長を務めました寺井一弘弁護士の本なんですけども、この中のですね、内容は例えばこういうことなんです。天領として栄え、風光明媚な水郷日田市に国は、競輪の場外車券売り場サテライト日田の設置許可を地元にある市に何の説明もなく突如おろしました。このことに反対した市長、市職員、市議会、市民挙げての「日田のまちづくりにギャンブルは要らない」を合言葉にした強力な反対運動、国を相手取った不当な行政処分を取り消しを求めた裁判から、サテライト日田の設置断念をするまでの7年間の軌跡が書かれています。その中にですね、市長の言葉として大変興味深いことがあるんですけども、この市長の立候補の決断のそのときに、日田市が水や緑あふれる自然と他に誇れるすぐれた歴史文化に恵まれていることを再

認識した。そして、森、水、歴史というたぐいまれな資産を生かし、日田市に住む人々が自信と誇りを持って住めるまちづくりを自分の手でやってみたくないと決意したと書いてあります。そして、この市長がですね、このサテライト日田を建設するということを反対したきっかけはですね、日田市民挙げて反対しているにもかかわらず、国が設置の許可処分をなしたのは理不尽であり、どんなことを考えても納得できない。国のなした処分は、憲法の保障する地方自治権に基づく日田市のまちづくり権を真っ向から侵害する暴挙そのものであるとして、その無効確認と取り消しを求める行政訴訟を提訴したということを書いております。この様子はですね、テレビでも全国的に報道されまして、日田市の人口は6万3,000人でありながら、5万人の反対運動の署名を集めております。

この例からもいえるように、まちづくりを考える場合の大きなかぎを握るのは、住民の地元への愛着、まずそれが挙げられると思います。それに、その住民に発信するまちづくりのイメージ、方向性が首長に求められます。太宰府においても「歴史とみどり豊かな文化のまち」という将来像があるわけですが、現状を見る限りどうも市民にその点が共有されていない、広がりが無いという印象を持っています。

この中でですね、今景観法という法律ができておりまして、この中でこの景観法に沿っているような事例が出ているんですけども、彦根市とか下関市、こういったところではですね、まちを整備することによって相当観光客が増えております。太宰府の中にもですね、こういったことを見越して平成14年度に景観形成基本計画というのがありますけども、この計画によって具体的に実施された計画があるのか。あるとすれば、それが何であるのかお答えいただけますでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） ただいま景観形成、景観によるまちづくりに対するご質問なんですけども、先ほどおっしゃいましたように確かに平成14年に景観形成基本計画を策定いたしております。実は、この景観のまちづくりについて今後の市の方向性を若干説明させていただこうかというふうに思います。

先ほどおっしゃいましたように、平成16年12月に国の方で景観法というのが施行されました。本市におきましてこういう国の動きを見ながら、現在スタートいたしました総合計画の基本計画、この中に今回新たに景観づくりという施策をきちっと位置づけ、柱立てを行いました。これを見ていただきますと、今後本市における景観のまちづくり、つまり景観形成づくりに対する基本方向、あるいは計画と目標を具体的に述べておりまして、そしてまた今年3月の施政方針の中で市長が申し上げましたけども、この景観まちづくり条例の制定に向けて、その取り組みを行うというようなことも申しました。その流れの中で、現在市の中で景観まちづくり懇話会というものを設置いたしまして、現在までに5回開催をいたしております。この懇話会の目的と申しますと、この景観法が設定、施行されましたことによりまして、太宰府市における今後の景観のまちづくりをどうするのかというのをいろいろな専門の先生方から提言をい

ただいているわけですが、今年度中にはその最終報告をいただく予定にしております。それを受けながら、先ほど申しましたように、早ければ平成19年度中には本市独自の景観まちづくり条例を制定したいというふうに思っております。

この柱の中には、当然今現在いろんな問題が起きておりますけども、土地利用の問題、あるいは都市計画からの視点、あるいは建物の形態、意匠、あるいは広告物、それらを網羅した一つの一定の市の方針を決めていきたいというふうに思います。当然、この条例の中には行政の役割、あるいは市民、事業者等々の役割、それから責務あたりまできちっと整理をし、まちづくりの方向性を決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 条例の制定を予定しているということでご回答いただきましたが、今回のですね、この請願に限らずマンションをめぐる紛争について、この近所筑紫地区にて聞きましたけども、その際皆さんが言われたことは、太宰府はかなり規制が厳しいでしょうねと。もう景観条例はできているでしょうねと、皆さんそういうことを言われたんですね。太宰府市を見る目というのはですね、私たちが感じる以上にほかの市ではやっぱり太宰府というのは景観がすばらしい、やっぱり家を建てるのは相当厳しいんじゃないかというふうなそういう認識があるんですね。ですから、そういうふうに見られているということは、やはり太宰府の緑を皆さんが理解していただくことですので、今後条例の制定に向けて頑張ってくださいと思います。

それで、さっき景観法という法律ができて、その法律ができたことによりですね、景観行政団体というのになる意向があるかどうかという国のアンケートがあっていると思うんですよ。この景観行政団体になると、かなり総合的に都市計画だとかの計画もできますし、それとか財源の措置もあるんですけども、それに対して意向がある市町村数がですね、17.3%、403団体あるという回答なんですけども、これに対して市はどういうふうなご回答をなさったんでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 先ほど申し上げましたように、近い将来景観まちづくり条例を制定したいという方向で今現在準備を進めておりますので、当然この景観法によります景観行政団体の方には県の方をお願いし、そして今まではそういうふうな景観に対する規定程度のもので、いろんな事業者あたりの方をお願いをするというふうな権限しかございませんでしたけども、こういう条例によっていろいろな一つの規制なり基準を決めて、きちっとしたまちづくりの方向性を示していきたいというふうに思っております。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 九州では志摩町ですね、がこの団体に登録して、あそこは田園居住のまちづくりということで、今から総合的に取り組んでいくということでした。この団体への登

録も含めて、景観条例も含めて前向きに検討をしていただきたいと思います。

こういった条例とかですね、そういうことをする前にですね、地域レベルで何かできるんじゃないかなあと思って、私考えたことなんですけども、新しい町並みをまたこれからつくって、いこうということも大事だと思うんですけど、その際太宰府天満宮にはですね、四季折々に大変すばらしい行事があるんですよ。その中で皆さんももう既にご覧になったと思うんですけども、秋の大祭であります神幸式大祭ですかね、これ夜に行列があって、本当にみやびやかで、荘厳で大変すばらしいお祭りなんですけど、その一行が通る道筋をどんかん通りというふうに呼ばれているようなんですけども、例えばこの通りをですね、時間をかけてきちんとそういう通りだということで整備していく、また地域の市民レベルになりましたら、今花いっぱい運動というのが市であると思うんですけど、あれはごくごく一部なんですよね。ですから、これは行政区ごとに例えば花の種類を変えてですね、地域で育てて、毎年そのできばえを競って賞を設けていって、住民を巻き込んでいくなど、やっぱりわかりやすい施策も必要じゃないかと思しますので、そういったことも考えていただきたいと思います。

昨日のですね、安部議員の質問の中で、県への陳情に同行した際、建築部から市がどのようなまちづくりを進めて行おうとするのが問題だという問いを投げかけられております。ここで市長にお尋ねいたしますけども、今後市がまちづくりを進めていく上で、財源の確保というのが大変大きな課題だと思います。税収確保のためには、人口増を図ることが一番の近い方法ではあるんですけども、そのためにですね、建築物の高さの制限を撤廃したりとかですね、例えば建設物や施設の運営形態などを問わず無条件で受け入れていくのかどうか、この2点について市長のお考えをお聞かせください。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま片井議員から太宰府のまちづくり、景観の問題等のご質問がございましたが、もうご承知のように太宰府市のまちづくりは総合計画に従ってまちづくりをしております。ただいま第四次総合計画、本年度から第四次総合計画の後半の実施計画も作成したところでございますが、将来像にございますように「歴史とみどり豊かな文化のまち」、これが太宰府のまちづくりの基本でございます。歴史、もうご承知のように今回国立博物館も設置されましたし、社寺仏閣、あるいは昨日ご質問があった水城の堤防、あるいは四王寺、宝満、あらゆる自然、歴史遺産があるわけでございます。そういう中でのまちづくり、いわゆるそういう歴史と自然環境と、そして住環境、それが一体となったまちづくり、これがやっぱりまちづくりの基本だろうと思っております。

ご承知のように、本市の市域の15%がいわゆる文化財としての指定を受けているわけでございまして、この15%は四王寺周辺あるいは観世音寺周辺、水城の堤防等々、もう既に文化財としての制限が課されております。この緑地なり現状は歴史遺産として残していかななくてはならない義務があるわけでございます。

それと、第四次総合計画にも示しておりますように、人口推計につきましても7万2,000人と

いうのを一応第四次総合計画の人口計画にしております。ただ、人口が増えるだけの施策はとっておりません。いわゆる環境、人口それぞれがマッチした太宰府らしい個性のあるまちづくりをつくろうというのが基本でございます、それに対しまして太宰府に居住される新しい市民の方もこの太宰府の歴史、自然、そしてまた太宰府のまちづくりを十分理解していただきながら、市民一人ひとりが誇りの持てる安心して住んでよかったというまちづくり、これが基本でございますので、市民の皆さん方にもぜひこの第四次総合計画を含めた今後のまちづくりにご協力いただきたいと、かように考えております。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） はい、ありがとうございました。

ここに「古都太宰府の展開」という中で、すごく気になる文章がありましたけども、「開発に伴って壊され、消えていく遺跡が無数にある中で、太宰府史跡が多くの人の手を経て残された意味を改めて考えてみたい。それは広大な史跡が長くコミュニティに支持されるには、そこに暮らし、様々な制約の中で史跡と共存していく大勢の人々の深い理解を得ることが不可欠である。また、史跡にたたずむ人が容易に1,300年の時間をさか上ることができる背景には、景観に配慮し、現在も厳しい規制の中で自宅の増改築にも折り合いをつけながら暮らす地元住民の尽力がある。都市化が進んだ福岡市近郊の中でも貴重な緑地を残している」と書かれてあります。

このように、本当にこういった景観をつくるのもですね、もともと本来あった景観もありますし、先人の汗と知恵と努力で数十年かけてつくってきた景観というのもあると思います。景観はやはり10年20年ではできるものではなくて、すごく時間がかかるものですので、ただし今やらなければこの景観というのは、いつかは壊れてしまいます。ぜひ積極的にできるところから進めていってほしいと思います。これで1項目めは終わります。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 太宰府市に暮らす障害者の現状なり市の施策についてのお尋ねでございます。

障害者福祉政策でございますが、これまでは身体障害あるいは知的障害、精神障害といった障害の種別等によりまして福祉サービスなり公費負担医療の利用の仕組みや内容等が異なってきたわけでございますが、今回のこの法律の改正によりましてこれを一元化すること、そしてまたいろいろな形で利用者の増加に対応できるような制度を安定的に、効率的かつ持続可能なものにするためということで、今回の法律の施行になったわけでございます。

障害者自立支援法の施行につきまして、まだいろいろ実施に至るまでの準備がございますけれども、障害者あるいは障害児の方々がその能力なり適性に応じた自立した日常生活あるいは社会生活が営むことができると、そのようないわゆる地域で安心して暮らせる生活ができると、その必要な障害者福祉サービスに係る支援を行う目的がこの大きな法律の目的だろーと思っております。

したがいまして、自立支援給付の対象者あるいは内容、手続、あるいは生活支援事業等々につきまして計画的に実施するように法律で定められたところでございます。何回もご説明申しておりますように、現在10月1日の完全実施に向けまして、鋭意準備を進めておるところでございます。十分な説明なり現状把握に努力しておるところでございます。その内容等につきましては、担当部長の健康福祉部長からご回答申し上げたいと思います。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ご質問の項目について私の方から回答させていただきます。

障害者自立支援法への移行に当たりましては、今年の2月から精神障害通院公費負担をはじめとしまして、身体・知的・精神と障害福祉サービスの利用者の方々に対しまして、主な変更内容や申請手続方法についてのご案内を通知いたしております。文書通知だけではわかりにくい点が多くございますので、電話での問い合わせ、それから申請時において詳細にわたって個別に説明をさせていただいているところでございます。さらに、利用者や一般市民を含めて厚生労働省が監修いたしましたパンフレットなどを活用しながら、障害者自立支援制度の説明会を開催したところでございます。

障害者の実態把握につきましては、10月からの支給決定に当たりまして、既存の利用者も含めまして障害程度の区分認定を行うための第1次判定の認定調査、それから第2次判定の審査会、サービス利用者の意向聴取の面談を行うことで、実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

このような手順で支給決定を行っていくことで、現在の障害福祉サービスをご利用の方々の現状の把握に努めてまいりたいと考えております。さらに、本年度に障害者福祉計画を作成する予定にいたしております。その作業の過程の中で、アンケート調査など現状把握に努めたいと考えております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） この自立支援法に関しては、数名の議員が質問しまして重複している部分もありますので、それは避けまして1点のみ質問させていただきたいと思います。

よくこれまでの議員の質問の中でですね、障害者のニーズに合わせたとか現状に合わせた、また地域性に合わせたというご答弁が返ってきているんですけども、それで実態調査はどうなっているんですかということで質問したんですけど、春日市がですね、この障害者の現状についてかなり詳しい報告をホームページ上に出されていたんですよ。それは障害者が大体どのくらい程度いて、その機能、どこが悪いのか、そしてその施設に入っているのか、重度なのか、かなり詳しいデータです。こういったようなデータをもとにして障害者の現状が把握できて、自立支援法にでも対処できると思います。こういった実態調査というのは、市が今までやったことがあるのか。これからやはりこれは必要、かなりこういった情報は自立支援法に向けて大変一番基本的な情報だと思うんですけど、それについて1点お答えください。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 太宰府市の障害者プランというのを10年ほど前につくっております。それで、そのときにも当然実態把握というのはしていると思いますが、実際今までの支援費制度とかですね、そういうものを受けてある方につきましては、当然いろんな状況をお伺いしながら支給を決定して、いろんな制度を受けてあるということがまず一つ実態の把握になると思います。

それから、今後につきましてはこの新しい制度でございますので、制度に向けての理解というのが一番大事だろうというふうにも思いますし、当然説明会、それから個別によるいろんな相談とかですね、そういうものを細かくやっていくことでのですね、さらに実態把握に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 一度春日市のホームページ、A4の紙に7ページほどデータが出ておりますので、ご参考にされ、今後これをやって実情を把握して、いろんなサービス体制を整えていってほしいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

副議長（大田勝義議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は6月19日午前10時から再開いたします。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午後3時12分

~~~~~

1 議事日程(5日目)

[平成18年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成18年6月19日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について
- 日程第2 議案第62号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第3 議案第63号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第4 議案第64号 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第5 議案第65号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第6 議案第66号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第7 議案第67号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第8 議案第68号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第9 議案第69号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第10 議案第70号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第11 議案第71号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第12 議案第78号 筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について(環境厚生常任委員会)
- 日程第13 議案第79号 太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第14 議案第80号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第15 議案第81号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第16 議案第82号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について(各常任委員

- 会)
- 日程第17 決議第1号 「(仮称)産業廃棄物処理場問題の抜本的解決を求める促進期成会」結
成の決議
- 日程第18 請願第1号 「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書(総務文教常任委員
(H18.3月上程分)会)
- 日程第19 請願第2号 「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書(総務文教常
(H18.3月上程分)任委員会)
- 日程第20 請願第3号 障害者自立支援法の施行を受けて
視覚障害者施策の一層の推進を求める請願(環境厚生常任委員会)
- 日程第21 請願第4号 ウィークリーならびにマンスリー等の定住を目的としない居住(宿泊)
施設の建設ならびに運営に関する規制を求める請願(建設経済常任委
員会)
- 日程第22 意見書第3号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等に関する意見
書(建設経済常任委員会)
- 日程第23 意見書第4号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の
取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求
める意見書
- 日程第24 議員の派遣について
- 日程第25 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治

総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田譲
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	福祉課長	新納照文
建設課長	西山源次	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	花田敏浩
書記	満崎哲也		

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について

議長（村山弘行議員） 日程第1、「福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に、私、議長の村山弘行と環境厚生常任委員長の福廣和美議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました各議員を福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の当選人とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました私、村山弘行及び福廣和美議員が福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選されました。

ただいま福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定によって告知をいたします。

~~~~~

日程第2 議案第62号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について  
議長（村山弘行議員） 日程第2、議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する  
条例について」を議題とします。

本案は、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 6月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました  
議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」は、6月7日に委  
員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」は、佐野土地区  
画整理事業による向佐野共同利用施設の移転に伴い所在地が変わったので条例の一部を改正す  
るものであると説明がありました。

本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の  
一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたし  
ました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する  
ことに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分

~~~~~

日程第3から日程第11まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第3、議案第63号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から日程第11、議案第71号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第11までを一括議題とします。

日程第3から日程第11までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 6月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第63号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から議案第71号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までは、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容を結果を一括して報告します。

まず、議案第63号から議案第71号まで一括して補足説明を受け、それに対する質疑を行いました。

補足説明として、今回の提案にある9つの共同利用施設は太宰府市の名義になっており、現在は施設のある区の区長に管理運営を委託しているが、地方自治法の改正により本年9月1日までに指定管理者制度を導入することになっているため、今回公募によらないで各地区の自治会を指定管理者の候補として選定したという説明がありました。

委員からは、共同利用施設の使用料金について、区の行事で使用する場合、区は使用料を支払うようになるのか、また管理人が常駐している施設の人件費はどう考えているのか、区の会計と指定管理者分と別会計にする必要があると思うがとの質疑に対して、今までと運営面に関しては変わらない、区が指定管理者である自治会に対して人件費分として補助を行うことは発生しない、会計に関しても区の会計と自治会の会計は別会計ではなく同一と考えているとの回答がありました。

共同利用施設を行政区に譲渡できないのかとの質疑に対しては、施設建設時の国からの補助金の縛りが50年間あり、それに反すると補助金を返還しないといけなくなる。本来は地区公民館と同じような運営をやっていきたいと考えているとの回答がありました。

協定書の第6条、管理上の注意事項に施設において事故が発生したときとあるが、例えば共同利用施設を利用しての様々な催しの際に施設内で事故があった場合に対応するための保険料は区が負担するのか、行政が負担するのか。事故があったときは市に報告するとあるが、市が責任を持つのかとの質疑に対して、市が加入する建物に関する市有物件災害共済保険、市民

活動に対しての市民活動災害補償保険で、市民活動中の事故や災害を補償するとの回答がありました。

その他、関連した質疑も行われました。

討論として、委員から、議案第63号から議案第71号に共通して、後々の問題となったり裁判となったときに誤解が生じないように指定管理者制度そのものを区長に理解してもらった上で協定を結ぶよう希望しての賛成討論。

ほかに、今回の指定管理者の指定については、他の公共施設と異なり、形式上、手続上の関連があると思うが、市の財産ということでその権利や事故の際の対応などを区長にきちんと説明して了解を求めていく必要があると思うとし、そのことを要望しての賛成討論がありました。

採決の結果、議案第63号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」、議案第64号「太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について」、議案第65号「太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について」、議案第66号「太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について」、議案第67号「太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」、議案第68号「太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」、議案第69号「太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について」、議案第70号「太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について」、議案第71号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」は、全議案、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第63号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第64号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第65号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第66号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第67号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第68号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第69号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 次に、議案第70号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 次に、議案第71号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第63号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第63号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第64号「太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第64号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第65号「太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第65号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第66号「太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第66号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時15分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第67号「太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第67号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時15分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第68号「太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第68号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第69号「太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第69号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第70号「太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第70号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時17分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第71号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第71号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時17分

~~~~~

日程第12 議案第78号 筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について  
議長（村山弘行議員） 日程第12、議案第78号「筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 6月5日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第78号「筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について」につきまして、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

本案は、障害者自立支援法第15条に基づき、市町村において介護給付等の支給に関する障害認定区分を行うために、筑紫地区4市1町において共同設置するものです。委員会での補足説明では、この審査会を共同設置するメリットとして、審査の結果が各市町同じとなること、また4市1町のすべての方を対象としており、各市町で10回、合計で50回、審査会を開催するため、緊急を要する方についても認定結果を早く出すことが可能となるとの説明を受けました。

質疑において、障害を持つ当事者から、障害者とかかわりがある人、あるいはその状況をよくわかっている人に審査会の委員になっていただきたいとの要望があるが、実際この審査会の委員となれるのかということを探ねたところ、国や県から、利害者については極力避けるようにとの説明を受けていることから、専門としている各分野の医師や福祉士によって委員を構成するとのことでありました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第78号については、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第78号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時21分

~~~~~

日程第13から日程第15まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第13、議案第79号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第15、議案第81号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13から日程第15までを一括議題とします。

日程第13から日程第15までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 同じく6月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第79号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、6月7日に議員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

本議案の補足説明として、改正内容について、労災保険の通勤災害保護制度が拡大されたことや文言の整理があったこと等により関係法令等にあわせて条例の改正を行うものとの説明がありました。

委員から質疑として、この条例はどのようなものを想定しているのかとの質疑に対して、労務災害や交通事故で後遺障害を負うなどして優先補償されるもの以外のものを想定しており、本市においてはこれまでほとんど例はないとの回答がありました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第79号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第79号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） それでは、議案第80号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

この太宰府市非常勤消防団員に係る退職金報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団員の退職報償金のうち、分団長、副分団長、部長及び班長の支給額の一部を2,000円引き上げ、平成18年4月1日以降に退職した非常勤消防団員に適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については従前の例によるものとの補足説明がありました。

質疑、討論もなく、採決の結果、議案第80号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

次に、議案第81号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

条文中の文言の修正と、待機児童の解消を図るために水城学童保育所の定員枠を70人から90人に、水城西学童保育所の定員枠を50人から80人にそれぞれ増やすための改正であるとの補足説明がありました。

本議案について委員からの主な質疑として、現況の施設で定員増に対して対応できるのか、また今後人口増も予想されるが、そのときはどのような対応を考えているのかという質疑に対して、現在は特別教室や余裕教室で対応しており、今回の定員枠の改正で定員が増えたとしても対応は可能である。将来の人口増に対しては、教室を増築することになるのではと考えているとの回答がありました。

また、定員増に伴う職員の配置はできるのか、夏期休暇中の短期の入所も受け付けるのかという質疑に対して、これまで25人に1人の指導員体制で運営していたが、今回の定員枠の増により指導員の配置については保育所の設置基準を参考に30人に1人の指導員体制で既に4月1日から行っている。夏期休暇中の受け付けについては、定員枠の10%増を見込み、臨時職員を水城学童保育所については2人、その他の学童保育所は1人ずつ配置を考えているとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第81号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で第80号、第81号の報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

議案第80号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第81号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第79号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時30分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第80号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時31分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第81号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時31分

~~~~~

日程第16 議案第82号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について

議長(村山弘行議員) 日程第16、議案第82号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案は所管の常任委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 6月5日の本会議に所管の委員会に分割付託されました議案第82号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」の総務文教常任委員会所管分については、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から説明を受け、審査を行いましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回の補正については、金額的にも项目的にも少ないという形で、委員の皆さんにも補正予算書が配付されておりますが、総務文教常任委員会所管の主な特徴としてのまず歳出ですが、増加傾向にあります不登校児童の解消に向けた取り組みとして、国分小学校、水城小学校に県からの相談員各1名の配置委託を受ける、子どもと親の相談員活用調査研究事業費として70万円の補正が計上されております。

平成14年度から導入されました学校評価システムについて、さらなる学校評価システムの改善、充実を図るための学校評価システム構築事業費772万7,000円の補正予算が計上されております。

歳出につきまして歳入の関連がありますが、教育費委託金、子どもと親の相談員活用調査研究委託金として70万円、同じく学校評価システム構築事業委託金として同額の772万7,000円、そして補正予算の財源として取り崩した財政調整資金繰入金1,312万4,000円が補正されております。

審査を終え、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第82号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

[17番 福廣和美議員 登壇]

17番(福廣和美議員) 6月5日の本会議において所管の常任委員会に分割審査付託されました議案第82号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」の当常任委員会所管分につきましては、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回の補正では、歳出の3款民生費、1項社会福祉費において、1,520万3,000円の増額補正となっており、その内容は、障害者自立支援法第88条の規定により義務づけられた障害者福祉計画を策定するための委託料として449万4,000円、国民年金の継続免許申請書の審査に必要な職務情報を提供するためのシステム開発の委託料として15万8,000円、議案第78号に関連する障害程度区分等審査会費として638万円、同じく障害程度区分等認定調査費として417万1,000円であり、歳入については、それに伴う増額補正となっております。

また、障害程度区分等審査会のシステム保守委託料とシステム賃借料について、それぞれ債務負担行為補正として追加されております。

質疑における主な内容は、障害福祉計画等の策定については、障害を持つ当事者や関係者から意見を伺って策定されるのかということを探ねたところ、障害を持つ当事者や健常者の方から様々な意見を伺うために、それらの方々を無作為で抽出してアンケート調査を行うこと、また身体障害者福祉協会からも意見を伺い、策定していきたいとのことでした。また、障害程度区分等認定調査費の意見書策定手数料について、医師から意見書の作成を断られることがあるということを探ねたところ、これまで2度ほど4市1町で医師会を訪ね依頼しており、意見書作成の依頼があったら必ず協力するという確認をとっているとのことでした。

質疑を終わり、討論では、障害者福祉計画の策定に当たっては、当事者や関係者の方々からの意見を聞く場を設け、意見を聞いていただき策定していただきたいとの要望を添えた賛成討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、委員全員一致で議案第82号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時40分

~~~~~

日程第17 決議第1号 「（仮称）産業廃棄物処理場問題の抜本的解決を求める促進期成会」結成の決議

議長（村山弘行議員） 日程第17、決議第1号「（仮称）産業廃棄物処理場問題の抜本的解決を求める促進期成会」結成の決議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

18番岡部茂夫議員。

〔18番 岡部茂夫議員 登壇〕

18番（岡部茂夫議員） 決議第1号「（仮称）産業廃棄物処理場問題の抜本的解決を求める促進期成会」結成の決議」につきまして、太宰府市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

本決議の提出者は、私、岡部茂夫。賛成者は、山路一恵議員、武藤哲志議員、佐伯修議員、福廣和美議員、安部陽議員、清水章一議員、小柳道枝議員、渡邊美穂議員、不老光幸議員の皆さんです。

理由は、産業廃棄物問題の抜本的な解決を図るためでありますが、決議文は皆さんのお手元に配付されておりますので、提出者として提案理由の補足説明を申し上げます。

本件につきましては、関係団体への参加の市民、行政及び議会等で連携を取りながら、産業廃棄物処理場問題の抜本的解決に向けて種々取り組みを行っていることは、皆さんご承知のとおりでございます。しかしながら、こうした問題は、単なる一処理場で発生した問題ではなく、県内はもとより国内のどこにでも起こり得る問題であり、抜本的解決を目指す立場で組織的必要性から、福岡県下の市長及び市議会議長において促進期成会を結成し、国、県に対し産業廃棄物問題の抜本的解決を図るために決議を行うものでございます。

なお、この結成の決議につきましては、筑紫野市議会並びに小郡市議会でも本6月定例会に同時提出されていることを申し添えます。

以上、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたしまして説明にかえさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

決議第1号について可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

よって、決議第1号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時44分

~~~~~

日程第18と日程第19を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第18、請願第1号「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書」及び日程第19、請願第2号「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書を一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18及び日程第19を一括議題とします。

日程第18及び日程第19は、平成18年3月6日の本会議において総務文教常任委員会付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 3月23日、総務文教委員会において継続審査となっておりました請願第1号「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書」につきましては、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査を行いましたので、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、委員に意見を求めたところ、この件に関して地元で反対があることは承知しているが、国も国益に関する高度な判断で地元と折衝しており、理解も生まれてきていると感じている。そのような中で、真の平和を希求するのであればこういった内容にはならないと考え、採択に反対するとの意見が出されました。

協議を終え、討論で、地域でかなり根強い反対運動が生まれており、政府はもう少し真摯に努力すべきではないかという考え、この請願書を採択すべきとの賛成討論がありました。質疑、討論を終え、本請願書を採択することについて採決を行いました。

その結果、請願第1号「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書」につきましては、賛成少数で不採択とすべきと決定いたしました。

次に、請願第1号と同様、3月23日の本委員会で継続審査となっておりました請願第2号「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書」について、その審査内容と結果を報告します。

本請願については、意見、討論もありませんでしたので、本請願を採択することについて採決を行いました。

その結果、請願第2号「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書」につきましては、賛成少数で不採択とすべきと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

請願第1号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、請願第2号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

請願第1号「米軍再編」に反対する決議の採決を求める請願書」について討論を行います。

通告が来ていますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 請願第1号につきましては、私は賛成の立場から討論をいたします。

日本の米軍基地は日米安保条約の取り決めに基づいて駐留が認められましたが、日本の防衛のために置かれたものではなく、アメリカがアジアや太平洋地域での軍事的覇権を広げるためにその出撃拠点として置かれたものです。日本防衛のためではないということは、当のアメリカが公式の場ではっきりと証言をしておりますし、事実ベトナム侵略戦争、湾岸戦争、イラク戦争の際には、日本の米軍基地から戦艦や空母が出撃するなど、最前線の出撃基地となっています。今回の米軍再編の内容を見ますと、米軍が自衛隊基地での訓練を常態化させること、米軍と自衛隊の軍事一体化を強化するなど、軍事体制の強化が最大の目的となっていることから、アメリカが無法に起こす戦争に日本の自衛隊や民間企業も含めて加担せざるを得ない事態になっていくことは明白です。

しかも、米軍再編強化のために、政府は3兆円もの税金を注ぎ込もうとしていますが、これについては当然ながら多数の国民が非難の声を上げています。3兆円といえば、定率減税の廃止や医療制度の改悪、介護保険料の値上げの3年分に当たる莫大な額です。それだけあれば、医療や介護の負担増など当面しなくて済むものを、国民の暮らしよりもアメリカの軍事強化を支援する政府の姿勢はとうてい容認できるものではありません。

以上の理由によって、米軍再編には反対だということ。

それからもう一つは、やはり基地を抱える自治体の首長や議会、そして住民の皆さんが、それこそ思想、信条、党派の違いを超えて、これ以上基地被害に悩まされるのは御免だという強化反対を表明していることを無視できないということです。米軍基地を抱える自治体の住民は、深夜、早朝を問わず戦闘機の爆音に悩まされ、航空機の墜落事故の恐怖におびえ、米兵による犯罪の頻発に不安と怒りを募らせています。こうした事態が、自衛隊基地を抱える自治体に拡大することになるのです。

今度の米軍再編の問題は、実害がないから無関心でいていいのかと関係自治体から問われている部分も大きいと思います。そういう意味からも、決議する必要性を感じますので、この請願には賛成をいたします。

また、同様の理由で、次の請願第2号にも賛成することを表明し、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） 次に、19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 3月と6月議会、委員会に付託をされまして審査をいたしました。委員会ではこの2つの請願と2つの決議案と意見書案、この内容を見ていただくと本当大変だと思います。昨日の新聞ですかね、行橋市や築上町、みやこ町の市長や町長さんが、ぜひこの地元の実態というのは今でも大変な訓練が行われており、その上に米軍の艦載機が来ることは大変な状況になるということで陳情をされておりますし、3日前は3時間にわたりましてBSのNHKでこの日米再編で日本がなぜこんなにアメリカのためにお金を出さなければならないのか、国民がこんなに苦しんでいるときに、先ほども山路議員が言いましたように、大変な国民の

税金を使う、そしてアメリカの陸軍の司令部を座間に移転をさせる、こんな状況が報道されました。本当に今こういうアメリカのために、アメリカが行うことに日本がいつでもその共同作戦という名のもとにこの近年、補給という形で後方支援が、最終的にはこういう米軍再編によってアメリカと同時に世界の紛争、戦争を手助けをするという内容です。こういうやはり基地のある日本全国様々な形で反対運動が起こっておりますし、いざそういう問題が起こったときには板付飛行場までが米軍が最優先をして使うということも協定書の中に入っております。

私は、そういう形で、やはり政府、国会の決議なしの閣議決定で、しかも地方自治体にこういう米軍再編を押しつけてくることはもってのほかだと思っておりますし、この2つの請願第1号、請願第2号は採択すべきだという立場で賛成討論を行っておきたいと思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（村山弘行議員） 起立少数です。

したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

不採択 賛成4名、反対15名 午前10時54分

議長（村山弘行議員） 次に、請願第2号「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は不採択です。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（村山弘行議員） 起立少数です。

したがって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

不採択 賛成4名、反対15名 午前10時55分

~~~~~

日程第20 請願第3号 - 障害者自立支援法の施行を受けて -

視覚障害者施策の一層の推進を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第20、請願第3号「 - 障害者自立支援法の施行を受けて - 視覚障害

者施策の一層の推進を求める請願」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 6月5日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第3号「 - 障害者自立支援法の施行を受けて - 視覚障害者施策の一層の推進を求める請願」につきましては、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

まず、本請願の紹介議員である委員から、視覚障害者の方から話を伺ったところ、障害者自立支援法の施行によってかなり金銭的にも精神的にも負担が強いようであり、障害者の方々の実態を全く無視した法律であると思う。制度は始まってしまったが、特に応益負担の問題は、所得の少ない方にとっては本当に生きることさえ否定されているような気持ちにさせる内容だと思うため、これからは特に政府に対して、法の改正を求めていかなければならない点があると感じている。本請願の一つ一つが本当に切実な内容であり、市に対して要望されている部分の中には、財政的な面からすぐに改正することは無理なところが多いと思うが、やはり実情を市にもわかっていただき、この請願がこれから障害者福祉を進めていく上で、一つの後押しにでもなればというふうにも思っており、障害者の方々の意向を酌んでいただきたいとの説明がありました。

委員からの意見として、障害者福祉については、国の基準等があるだろうが、本市独自の支援方法を考えて実行していくことが大切ではないかとの意見がありました。

協議を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で請願第3号については採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告がおりますので、これを許可します。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 請願第3号につきまして賛成の立場から討論いたします。

本請願は、法律が変わることに対する障害者の不安を具体的にあらわしたもので、障害者に対する過剰な保護を訴えたものではありません。すべての請願項目は、障害を持つ方々がその

障害を精神面、身体面、生活面で克服するための保障であり、このことによって健常者と同じ生存権を得ることができます。つまり、障害者が健常者と同じ生活を送るための、いわば機会の平等を保障することをお願いするものであると考えます。また、義足などの補装具、点字図書、障害者用の日常生活用具があって初めて、障害者の方は自分で歩いたり、自分で勉強したり、自分で生活することができます。しかし、現実には、その値段が非常に高額であり、また今回1割負担が強いられますが、収入源が限られている障害者が全額で自分で負担することは不可能です。憲法ですべての国民の法の下での平等をうたっている限り、障害者が健常者と同程度の負担率で自分で生活できるように保障するのは、公の責務であると言えます。

執行部においては、制度的な壁も含めて真摯に対応し、場合によっては現場の声として国や県に対して積極的に働きかけられることを要望して討論といたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり採決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第3号は採択することに決定しました。

採択 賛成19名、反対0名 午前11時01分

~~~~~

日程第21 請願第4号 ウィークリーならびにマンスリー等の定住を目的としない居住（宿泊）施設の建設ならびに運営に関する規制を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第21、請願第4号「ウィークリーならびにマンスリー等の定住を目的としない居住（宿泊）施設の建設ならびに運営に関する規制を求める請願」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 6月5日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました請願第4号「ウィークリーならびにマンスリー等の定住を目的としない居住（宿泊）施設の建設ならびに運営に関する規制を求める請願」につきましては、6月8日、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

本請願の審査に当たりまして、まず全員で建設予定地と市内に建築されている同様の建築物について現地調査を行い、終了後、請願項目に対する執行部の見解を参考に審査を行いました。

た。

まず、紹介議員である田川委員から、建設予定地周辺の道路が太宰府小学校児童の通学路で、非常に狭隘であることと、何か事件、事故が発生した場合に管理者がいないということが大きな問題であり、この点を考慮してやはり何らかの規制をしていく必要があると補足説明がありました。

委員から同様に、小学生の通学路で道路も狭いので、非常に危険である。また、消防車も入らないような状況なので、道路の拡幅が必要ではないかとの意見が出されました。

これに対して執行部からは、広げないといけないということはわかっているが、現実には難しく、今のところ拡幅の計画はないとのことでした。

次に、建築の許認可は県が行っているが請願者から出された資料にウイークリーマンション等については旅館業法の適用対象施設として見ても差し支えないという厚生労働省の見解があり、旅館業ということになると建築が不許可になることから、このことについて執行部に意見を求めました。

執行部からは、旅館業法ではホテル営業の場合、宿泊が6日以内で10部屋以上ある場合が旅館業となるということ、建築後の運営の状態で判断しなければならないという説明がありました。

次に、建築主と住民との間でトラブルがある場合、行政がしっかりと動いていただきたいとの意見や、整備要綱に基づき住民の同意を得るよう業者を指導すべきとの意見がありました。

これに対し執行部から、行政がトラブルの間に入って調整することは立場上難しいと考えている。また、開発の整備要綱をもとに事前協議を十分に行うよう業者を指導しており、問題を解決してくるよう再度指導していきたいとの説明がありました。

これらの意見のほかにも、管理者がいないことが問題であるという意見が出されております。

協議の後の討論では、請願の趣旨を受けとめて住民の不安解消ができるよう業者を指導していただきたいこと、法律がある関係上いろいろと問題はあがるが、地元の意向を酌んでいただきたいこと、小学生の通学路で非常に問題があるため、県に話をしていただきたいという内容で、3名の委員から賛成の立場で討論がありました。

協議と討論を終え、採決を行いました。

その結果、請願第4号については、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対する質疑の通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 建設経済常任委員会として現場を調査いただきまして、紹介議員とし

てお礼を申し上げます。

見てわかりますように、今委員長報告がありましたように、大変狭い道路の状況ですね。こういう状況の中に、一番大きな論点になるのは、委員会でも審査いただいておりますが、旅館業ですね、というふうにやはり私どもは解釈されるんじゃないかと思うんです。ここで、今委員会は一生懸命審査をしていただきまして、私は委員ではありませんが、本来執行部に聞かなきゃならないこともあるんですが、委員長としては委員会で付託をされた内容を今報告いただいたように、本当に地元住民のために真剣に審議をいただいたことについてはお礼を申し上げますが、やはり今後こういう太宰府にですね、こんな大きなウイークリーマンションができる、しかも管理人も、先ほども委員長の報告にありましたように旅館というような状況になるんじゃないかということが考えられますので、今後引き続きこういう問題が出てくるために、委員会の権限である、今行政要綱しかありませんが、今後どうしても条例で規制ができるような、委員会としても検討するようなことも今後進めていただきたいというのが1点です。

それから2点目ですが、大変多くの方々、地元の部分も含めてですが、この2番目に3分の2の合意が得るまで建設しないということで、この内容、採択された内容を施主である事業者にですね、やはりこの委員会全会一致で採択されたわけですが、こういう内容を早急にお渡しいただきたいというのが2点目ですね。

それから、委員会ですね、認可は県だと言いますが、地元の行政の窓口がしっかりしないと、県は太宰府市が認可したから県は許可するということになるんですが、こういう条項の中で、太宰府では、委員長も含めてですが、この中に岡部議員や3期、4期された方は記憶にあると思うんですが、太宰府市の環境基本条例の中に問題が起きたときには行政がそれにかかわらなければならないという項目もあるんですね。こういう状況ですから、行政がはっきり言って業者の中に入らないんじゃないかと、今は業者の中に入るべきだというふうに思います。今、委員長に私が今質問している内容を回答を求めるとするのは難しい問題も何点かあると思うんですが、私は今委員長に言っていることは、今そこに座っている執行部の方に言っていると思って聞いてください。あなた方がしっかりしないことにはですね、やはり住民というのは大変迷惑をこうむるんですよ。だから、委員会としては、委員長、執行部から回答いただけませんが、こういう内容が含まれているということを含めてですね、今後対応を委員会でもやっていただきたいと。

まず、回答を求めたいと思うのは、こういう請願がもし採択されたときには、施行者、事業者にびしっと通知を出してほしいということと、今後こういう太宰府市も人口急増やいろんな部分の多様化してくる中で問題点もありますので、委員会で今後もこれに対応できるような内容もぜひ研究していただきたいということで質疑をしておきたいとします。

以上です。

議長（村山弘行議員） これは、武藤議員。

19番（武藤哲志議員） できるかということです。

議長（村山弘行議員） えっ、答弁が要りますか。

19番（武藤哲志議員） だから、そういう委員会の中で研究してですね、こういう問題が起きてきたんですから、今後委員会の中で検討できるかと。だから、一つは、採択された後、事業者や施主にこの請願内容が採択されましたよということを知ってほしいということ、これは中に入っておりませんから。

議長（村山弘行議員） 委員長。

14番（佐伯 修議員） ただいま武藤議員から質疑していただきました3点について、条例と今後の通知と、それと行政が中に入ってくださいという3点ですが、十分委員会で検討させていただきますと思います。

議長（村山弘行議員） 委員長に対する質疑でございますので、その辺については間違いのないようお願いをしておきたいというふうに思います。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第4号は採択することに決定しました。

採択 賛成19名、反対0名 午前11時13分

~~~~~

日程第22 意見書第3号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等に関する意見書

議長（村山弘行議員） 日程第22、意見書第3号「公共輸送機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等に関する意見書」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 6月5日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました

意見書第3号「公共輸送機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等に関する意見書」につきましては、6月8日、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、内容と結果をご報告いたします。

まず、委員から、JRの分割民営化以降、JR九州等の経営安定のために、固定資産税、都市計画税の4分の3の減免などの支援策が平成18年度で期限が切れる。平成16年度の営業損益は約4億円の黒字となっているが、これから減免額約96億円を差し引くと約92億円の赤字になり、この支援策がなくなれば、運賃値上げや枝線の廃止につながり、JR九州の経営そのものが成り立たなくなり、公共交通の確保が困難になることから、この趣旨をお酌み取りいただきたいと補足説明がありました。

委員からの主な意見としては、固定資産税、都市計画税を減免しないと経営が成り立たなくなり、運賃値上げや枝線廃止につながるので問題がある。自治体も財源が非常に厳しい中、固定資産税、都市計画税を減免していることを考えて、一日も早く補助金や減免が要らない体質になるよう経営努力していただきたいというような意見がありました。

討論では、JR九州自身における懸命な経営努力により営業損益も黒字を見るようになり、経営体力も相当ついてきている。現在、新幹線整備、九州主要駅の改築、再開発に巨額の資金需要があり、経営安定にはいましばらくの時間が必要で、黒字化を支えている支援策の継続は必要であるからこの意見書に賛成であるとの討論がありました。

審査を終え、採決の結果、意見書第3号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていただきますので、これを許可します。

5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 意見書第3号「公共輸送機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等に関する意見書」について賛成の立場から討論させていただきます。

JR九州は20年前に国鉄が分割民営化され、発足当初は営業赤字は避けられないため、それを補てんする仕組みとして赤字を解消する方策としていろんな支援策が講じられてきました。こうした中、JR九州自身における懸命な経営努力により営業損益も黒字を見るようになってきています。経営体力も相当ついてきていると思います。しかし、この黒字化も支援策があっ

てのたまものであると言われます。支援策があつて当たり前、支援策がなければ運賃の値上げをしなければならぬ、不採算路線は切り捨てなければならぬと地域住民を人質にとつたような考え方、支援策はあつて当たり前といった考え方は、旧国鉄時代の親方日の丸の考えが抜けていないのではないのでしょうか。このような考えは一日も早く払拭していただき、支援策の要らない本州3社のように株式を上場され、完全民営化されるよう期待いたしております。

しかし、現在、JR九州においては、新幹線の博多 - 八代間の運行開始、また博多駅をはじめ九州主要駅の改築、再開発に巨額の資金需要もあり、それらの事業が軌道に乗り、経営の安定化にはいましばらくの時間も必要かと思ひます。今現在の黒字化を支えている支援策の継続は必要と思ひますので、この意見書には賛成いたします。

以上、討論いたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願ひます。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時19分

~~~~~

日程第23 意見書第4号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

議長（村山弘行議員） 日程第23、意見書第4号「出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 「出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書」。

太宰府市議会会議規則第13条の規定により、上記の意見書を別紙のとおり提出いたします。

提出者は、私、福廣和美。賛成者は、岡部茂夫議員、山路一恵議員、武藤哲志議員、佐伯修議員、安部陽議員、清水章一議員、小柳道枝議員、渡邊美穂議員、不老光幸各議員でございます。

す。

理由につきましては、国に対して「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」を改正することを要請するためとなっております。

本意見書は、福岡県の司法書士会の方から提出の依頼があり提出するものでございます。

先ほども読みましたけども、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書でございますが、内容につきましては、「出資の受入れ及び預り金及び金利等の取締りに関する法律」の改正につき、現行法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること、現行法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること、2番目が「貸金業の規制等に関する法律」の改正につき、現行法43条のみなし弁済規定を撤廃することを内容とした意見書でございます。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時23分

~~~~~

日程第24 議員の派遣について

議長（村山弘行議員） 日程第24、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき別紙のとおり議員の派遣が生じたので、承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

日程第25 閉会中の継続調査申し出について

議長(村山弘行議員) 日程第25、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思えます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~

議長(村山弘行議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成18年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成18年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前11時25分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成18年8月29日

太宰府市議会議長 村山弘行

太宰府市議会副議長 大田勝義

会議録署名議員 武藤哲志

会議録署名議員 片井智鶴枝